【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年4月26日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

(Global Funds Trust Company)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジャンフランソワ・カプラス

(Jean-François Caprasse, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島 KY1-1104 グランド・ケイマン ウグランド・ハウス 私書箱309

(PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子

同 金村 直弥

同 岡田 春奈

【連絡場所】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6775) 1453

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ

(Nomura Trust - Nomura Alpha Managers,

a Series Trust of Nomura Trust)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

Aクラス受益証券 1,000億円を上限とします。

Bクラス受益証券 10億米ドル(約1,109億円)を上限とします。

Cクラス受益証券 10億豪ドル(約793億円)を上限とします。

(注)米ドルおよび豪ドルの各々の円貨換算は、平成31年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=110.87円および1豪ドル=79.34円)によります。以下、米ドルおよび豪ドルの金額表示は別途明記さ

れない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ(以下「ファンド」といいます。)

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面のAクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券(それぞれ以下「クラス」といいます。)です。(以下総称して「ファンド証券」または「受益証券」といいます。追加型です。なお、

A クラス受益証券を「ノムラ THE アルファ A クラス」または「ノムラ THE アルファ A クラス(円建て/為替ヘッジあり)」、

Bクラス受益証券を「ノムラ THE アルファ Bクラス」または「ノムラ THE アルファ Bクラス (米ドル建て)」、

Cクラス受益証券を「ノムラ THE アルファ Cクラス」または「ノムラ THE アルファ Cクラス(豪ドル建て)」と称することがあります。)

ファンド証券について、信用格付はなく、その取得予定もありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

Aクラス受益証券 1,000億円を上限とします。

Bクラス受益証券 10億米ドル(約1,109億円)を上限とします。

Cクラス受益証券 10億豪ドル(約793億円)を上限とします。

(注)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4)【発行(売出)価格】

各受益証券1口当りの発行価格は、その申込みに対応する取引日(以下に定義します。)である評価日(以下に定義します。)における、該当するクラスの受益証券1口当り純資産価格とします。

(5)【申込手数料】

申込口数	申込手数料	
1万口未満	申込金額の4.32%(税込)	
1万口以上3万口未満	申込金額の2.16% (税込)	
3万口以上5万口未満	申込金額の1.08% (税込)	
5 万口以上	申込金額の0.54% (税込)	

(6)【申込単位】

1口以上 1口単位

(7)【申込期間】

2019年5月1日(水曜日)から2020年4月28日(火曜日)まで

(注)申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(以下「野村證券」または「販売会社」といいます。)

(注)上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

(9)【払込期日】

投資家は、該当する約定日(日本で購入価格が判明した日で、通常は計算日(以下に定義します。)の翌国内営業日(以下に定義します。))から起算して5国内営業日以内の日までに、販売会社に対して、申込金額および申込手

数料を支払うものとします。

「国内営業日」とは、日本において証券会社が営業を行っている日をいいます。

(10)【払込取扱場所】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(注)申込金の総額は、販売会社により、ファンドの保管会社(以下に定義します。)であるノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)の口座に、該当する計算日(当日を含みません。)から5営業日(以下に定義します。)以内の日もしくは管理会社(以下に定義します。)が、その絶対的な裁量において随時決定するその他の期間以内の日、またはCクラス受益証券に関しては、当該5営業日目がメルボルンにおいて銀行が営業を行っている日ではない場合、メルボルンにおいて銀行が営業を行っている翌営業日までに払い込まれます。

(11)【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12)【その他】

(イ)申込証拠金はありません。

(ロ)引受等の概要

野村證券は、日本における販売会社としてグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company) (以下「管理会社」といいます。)との間の、受益証券販売・買戻契約(以下に定義します。)に基づき、受益証券の募集を行います。

管理会社は、野村證券をファンドに関して日本における代行協会員に指定しています。

(注)代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券に関する目論見書(以下「目論見書」といいます。)および運用報告書等を販売会社に送付し、ファンド証券1口当り純資産価格の公表を行う等の業務を行う協会員をいいます。

(八)申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。 A クラス受益証券の販売会社に対する取得額は、日本円でお支払いいただきます。 B クラス受益証券および C クラス受益証券の取得額の支払については、日本円でお支払いいただく場合、その円 / 米ドル換算レートおよび円 / 豪ドル換算レートは、約定日の東京外国為替市場の為替相場に基づき、販売会社によりそれぞれ決定されます。また、 B クラス受益証券および C クラス受益証券についてそれぞれ米ドルまたは豪ドルで支払うこともできます。

(二)日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】
- a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドの投資目的は、主に様々な資産に投資を行っている各種投資信託への投資を通じて信託財産の成長を目指すことです。

信託証書(以下に定義します。)に基づき発行される受益証券数に制限はなく、管理会社の決定に従います。受益証券は、無額面です。

b. ファンドの性格

ノムラ・トラスト(以下「トラスト」といいます。)は、ケイマン諸島の法律に基づき、マスター・トラスト・カンパニー(以下「受託会社」といいます。)と管理会社の間で締結された2013年8月8日付マスター信託証書 (2016年4月1日付(2016年4月27日効力発生)の修正証書により修正済)(その後の修正または追補を含みます。以下「マスター信託証書」といいます。)により設定されました。受託会社および管理会社は、マスター信託証書に従い、個別の投資ポートフォリオ資産のみについて不可分の持分を表章する別個のファンドを設定する場合があります。

本書は、2013年8月8日付追補証書(その後の改正を含みます。)(以下「追補証書」といい、マスター信託証書と合わせて「信託証書」といいます。)に従い受託会社および管理会社により設定された、トラストのシリーズ・トラストであるファンドに関する情報を記載しています。

管理会社は、トラストの勘定においてファンドの受益証券の発行を行う独占的権限ならびに信託証書、ファンドの目論見書および適用法の規定に常に従い、一般的にファンドの受益証券の発行および買戻し、ファンドの純資産額(以下に定義します。)の算出、ファンドの信託財産からの分配の支払(あった場合)ならびにファンドの信託財産を構成する資産の投資のための手配または監督を含むファンドの業務一般の管理を行う独占的権限を有するものとします。

(2)【ファンドの沿革】

1998年 2 月27日 管理会社設立

2013年8月8日 マスター信託証書締結

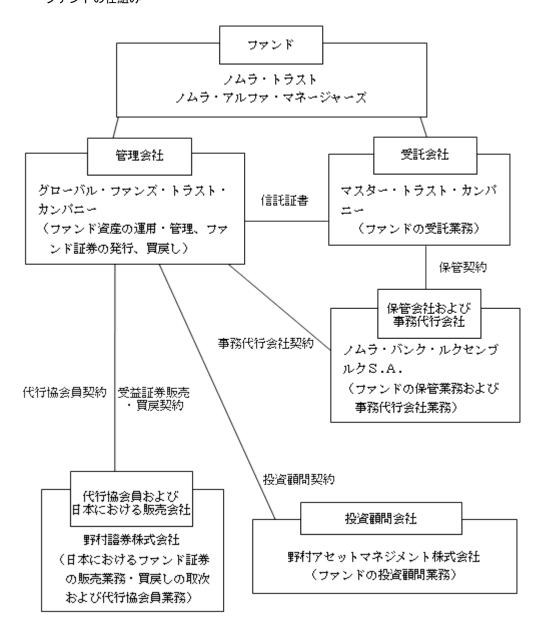
2013年8月8日 追補証書締結

2013年10月25日 ファンドの運用開始

2016年4月1日 修正証書締結

2016年4月27日 修正証書の効力発生

(3)【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・トラスト・	管理会社	信託証書を受託会社との間で締結。ファンド資産
カンパニー		の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよ
(Global Funds Trust Company)		びファンドの償還について規定しています。
マスター・トラスト・カンパニー	受託会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、
(Master Trust Company)		ファンドの資産の保管について規定しています。
ノムラ・バンク・ルクセンブルク	保管会社および	2013年8月8日付で受託会社との間で保管契約
S . A .	事務代行会社	(以下「保管契約」といいます。) ^(注1) を締
(Nomura Bank (Luxembourg)		結。ファンド資産の保管業務について規定してい
S.A.)		ます。
(以下「保管会社」または「事務代		2013年8月8日付で管理会社との間で事務代行会
行会社」といいます。)		社契約(以下「事務代行会社契約」といいま
		す。) ^(注2) を締結。ファンドの管理業務につ
		いて規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員および	2013年9月9日付で管理会社との間で代行協会員
	日本における販売会社	契約(2015年 6 月 1 日付(2015年 6 月22日付で効
		力発生)で修正済。)(以下「代行協会員契約」
		といいます。) ^(注3) を締結。日本における代
		行協会員業務について規定しています。
		2013年9月9日付で管理会社との間で受益証券販
		売・買戻契約(2015年4月14日付および2016年4
		月8日付で修正済。)(以下「受益証券販売・買
		戻契約」といいます。) ^(注4) を締結。日本に
		おける受益証券の販売業務および買戻しの取次業
		務について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2013年8月8日付で管理会社との間で投資顧問契
(以下「投資顧問会社」といいま		約(以下「投資顧問契約」といいます。) ^{(注}
す。)		⁵⁾ を締結。ファンドのための投資顧問業務につ
		いて規定しています。

- (注1)保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管および受渡し等の保管業務を提供することを約する契約です。
- (注2)事務代行会社契約とは、事務代行会社が、ファンドに関し、会計、純資産価格の計算、受益証券の発行、登録、譲渡 および買戻サービスを提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って管理業務全般を遂行する契約です。
- (注3)代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドの受益証券1口当り純資産価格の公表ならびに目論見書および運用報告書等の販売会社への送付等の代行協会員業務を提供することを約する契約です。
- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で 管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。
- (注5)投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドの資産を投資することに合意し、ファンドのAクラス受益証券およびCクラス受益証券に関する為替取引(以下に定義します。)を行う責任を有することを約する契約です。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において1998年2月27日に設立され、ケイマン諸島の会社法(2018年改正)(以下「会社法」といいます。)に準拠しています。

管理会社は、1998年3月13日付で、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2018年改訂済)(以下「銀行および信託会社法」といいます。)の規定に従い、ケイマン諸島において信託業務を遂行する認可を受けました。

管理会社はまた、1998年3月13日付で、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2019年改訂済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)に基づき投資信託管理者として行為することを認可されています。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

管理会社は、2005年6月15日付で、ケイマン諸島の有価証券投資事業法(2019年改訂済)(以下「有価証券投資事業法」といいます。)に基づく適用除外者として登録されています。

()事業の目的

会社法により禁止または制限される場合を除き、管理会社の目的は、管理会社の基本定款および付属定款(その後の改正を含みます。)に従い、無限定です。

() 資本金の額(2019年2月末日現在)

払込済資本金は、500,000ユーロ(約6,305万円)で、2019年2月末日現在全額払込済です。 ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.) の完全子会社であり、1株10ユーロ(約1,261円)の記名式株式50,000株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、2019年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=126.09円)によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

() 会社の沿革

1998年 2 月27日設立。

()大株主の状況

(2019年2月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ	株	%
Α.	ガスペリッシュ通り33番 A棟	50,000	100.00
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826		
	Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)		

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

()準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法(2018年改訂済)(以下「信託法」といいます。)に基づき設立されています。トラストは、また、ミューチュアル・ファンド法および同法に基づき規定された本規則(以下に定義します。)により規制されています。

()準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この分野に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。概念上、投資信託においては、買付者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「(6)監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改訂済)

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改訂済)(以下「本規則」といいます。)は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

本規則は、新設の一般投資家向け投資信託に、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)に対する一般 投資家向け投資信託免許を受けるための申請を義務づけることにより運用されています。交付される投資信託免許 にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件の1つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従っ て事業を行わなければなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に、一般投資家向け投資信託の証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、証券の純資産額ならびに発行価格および買戻価格の計算方法、証券に付随する権利および制限が変更される条件および状況(該当する場合)を含む一般投資家向け投資信託の証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、一般投資家向け投資信託の証券の買戻しまたはかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などに関する条項を入れることを義務づけています。

本規則は、一般投資家向け投資信託がミューチュアル・ファンド法に従い、CIMAが承認した事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。事務代行会社を変更する場合、当該変更の1ヶ月前までに書面でCIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および事務代行会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前の承認を得ずに事務代行会社を変更することはできません。

さらに事務代行会社は、投資家が通常の営業時間内に閲覧することができるよう、投資家名簿の写しを保管し、 投資家が一般投資家向け投資信託の証券の直近の発行価格および償還価格または買戻価格を請求に応じて無料で入 手することができるようにしなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社(優良ブローカー)を任命し、維持しなければなりません。「承認された法域」とは、犯罪収益法(2019年改正)の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止グループによって承認された法域をいいます。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資家および保管会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければなりません。インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびインベストメント・アドバイザー以外のサービス提供者に通知しなければなりません。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を得なければなりません。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。中間財務諸表については、 当該一般投資家向け投資信託の目論見書で記載した要領で作成したものを配付すればよいものとされています。

(5)【開示制度の概要】

A.ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

トラストは、ファンドに関する目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての 重要な内容を記載し、投資を検討されている投資家がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定 をするために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、トラストおよびファンドについての 詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

トラストはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、ミューチュアル・ファンド(年次報告書)規則(2018年改正)に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延期することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。

監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できない、またはできない可能性が生じること。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行もしくは解散している、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的な方法により事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

() ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法(2018年改正)、マネー・ロンダリング防

)ミューチュアル・ファント法もしくは同法に基づく規則、金融庁法(2018年改正)、マネー・ロンダリング防止規制(2018年改訂済)(以下「マネー・ロンダリング防止規制」といいます。)または免許の内容を遵守せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

トラストおよびファンドの監査人は、デロイト・アンド・トゥシュ (Deloitte & Touche) です。ファンドの会計 監査は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて行われます。

事務代行会社は、

- () ファンドの資産の一部もしくは全部が目論見書に記載されている投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと
- () 受託会社または管理会社が、その設立文書または目論見書の規定に従ったファンドの業務または投資活動を事実上、遂行していないこと

を認識した場合、事務代行会社は、かかる情報を確認した後可及的速やかに、

- (a) 当該事項を受託会社に書面にて報告し、
- (b) 当該報告書の写しおよび当該報告書に該当する状況をCIMAに提出しなければなりません。次期の中間または定期報告書が、次期の年次報告書以前に配付される場合、かかる報告書またはその適切な要約が、ファンドの次期の年次報告書および次期の中間または定期報告書に含まれていなければなりません。

事務代行会社は、以下について、可及的速やかにCIMAに書面にて通知しなければなりません。

- () ファンドの申込み、償還または買戻しの停止およびかかる停止理由
- () ファンドを清算する意向およびかかる清算理由

受託会社は、各会計年度末の6ヶ月後から20日以内にファンドの業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMA に提出するか、または提出させることが義務付けられており、当該報告書には、ファンドに関連して以下が記載されていなければなりません。

- ()ファンドの名称およびすべての旧名称
- () 投資家が保有する各受益証券の純資産額
- () 純資産額および各受益証券の前報告期間比変動率
- () 純資産額
- () 関連する報告期間における新規申込みの受益証券口数および額
- () 関連する報告期間における償還または買戻しの受益証券口数および額
- () 報告期間末日における発行済受益証券の総数

受託会社は、毎年1回、以下を確認し、受託会社が署名した宣誓書をCIMAに提出するか、または提出させなければなりません。

- () 受託会社が知り得る限り、ファンドの投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること
- () ファンドは投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないこと

ファンドは、事務代行会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および(事務代行会社以外の)役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および(保管会社以外の) 役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家およびその他役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

受益者に対する開示

会計帳簿および記録: 受益者への報告書

ファンドの決算日は、毎年10月の最終評価日です。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い監査されたファンドの年次会計書類は、ファンドの決算日の120日以内に受益者に送付されます。

会計書類作成にあたって使用される価格は、毎年10月の最終評価日の純資産額となります。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

()金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。(ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。)投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の

開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」といいます。)において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書(交付目論見書)を投資者に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、(1)基本情報(()ファンドの名称、()管理会社等の情報、()ファンドの目的・特色、()投資リスク、()運用実績および()手続・手数料等)および(2)追加的情報です。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書(ただし、第三部「特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」から「第4 その他」までに掲げる事項を除きます。)と実質的に同一の内容を記載した目論見書(請求目論見書)を交付します。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINETにおいて閲覧することができます。代行協会員は、日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)の規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準(以下「JSDAの規則に基づく選別基準」といいます。)に関する確認書を提出しています。

()投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

交付運用報告書は、販売会社を通じて販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

(6)【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法上、投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法上の規制により、CIMAへ規定の書類および監査済財務書類を年次で提出します。規制投資信託として、CIMAは、いつでもトラストに、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服す可能性があり、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、または投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社にアドバイスを与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的および方針

ファンドの投資目的は、主に様々な資産に投資を行っている各種投資信託への投資を通じて信託財産の成長を目指すことです。

投資顧問会社は、主に()通常様々な分離口座を提供する1つまたは複数のプラットフォーム(以下「分離口座プラットフォーム」といいます。)で利用できる外部の運用マネージャー(以下「マネージャー」といいます。)をマネージャーとして起用する投資ビークル(以下「分離口座」といいます。)に直接、または分離口座へのフィーダーファンド(以下「フィーダーファンド」といいます。)となる一連のプールされた投資ビークルを通じ

て間接的に分離口座に、()欧州連合および欧州経済地域内の各法域で導入され、預託機関、報酬方針および制裁 措置について通達2009/65/ECを改定した、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則およ び行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2014年7月23日付通達2014/91/EU(以下「UCITS通達」といい ます。)に基づく関連法で規制された、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託としての資格を有する投資 ビークル(以下「UCITS」といいます。)に直接、ファンドの資産を投資することにより、その目的の達成を目指し ます。

本規則および信託証書に従い、管理会社は投資顧問会社を、本規則におけるサブアドバイザーとして起用してい ます。投資顧問会社はファンドの資産の大部分(期中の運営費用に充当される現金ならびに下記の為替取引に利用 されるAクラス受益証券およびCクラス受益証券のファンドの資産の一部を除きます。)を分離口座またはUCITSに

各分離口座またはUCITSの資産は、各分離口座のマネージャーまたはUCITSの投資運用会社により運用され、その マネージャーまたは投資運用会社は、マネージャーと分離口座との間の投資アドバイザリー契約または投資運用会 社とUCITSの間の投資運用契約に従い、(一定のガイドラインに基づき)分離口座またはUCITSについて投資判断を 行う一任型の裁量を有しています。

通常、各分離口座 / UCITSは、そのマネージャーまたはUCITSの投資運用会社が決定する1つまたは複数の投資戦 略に投資することにより資産の成長を目指します。

下記の投資手法に従い、投資顧問会社またはその受任者は、ファンドの投資目的を達成するために適切であると 考える分離口座、UCITSおよびその他の投資商品の選定について単独の裁量を有します。

投資顧問会社は、下記の戦略等を採用する分離口座やUCITSの資産配分を変更することによって、投資目的の達成 を目指します。

- ・マクロ
- ·相対価値
- ・株式ロング・ショート
- ・株式マーケット・ニュートラルおよび転換社債裁定
- ・債券
- ・合併裁定およびイベント分析
- ・マネージド・フューチャーズ
- ・破綻証券
- ・マルチ・ストラテジー
- ・ボラティリティ
- ・新興国市場

投資手法

通常、投資顧問会社は、分離口座、UCITS、現金、現金同等物および短期金融商品に、直接または間接的にファン ドの資産を投資します。投資顧問会社は、為替取引その他のリスク回避を目的として、デリバティブ取引を行うこ ともあります。

2019年4月現在、ファンドの資産の大部分を以下の分離口座およびUCITSに投資することが見込まれていますが、 投資顧問会社は、単独の裁量によりいつでもその配分を変更する(またその他の分離口座/UCITSに配分を行う)こ とができます。

ファンドの投資対象	
マネージド・ファンド / マッコーリー・アジアン・アルファ・ファンド・リミテッド	
マネージド・ファンド / ウィントン・キャピタル・マネジメント・ファンド・リミテッド	分離口座
フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ テンプルトン・グローバ	UCITS
ル・トータル・リターン・ファンド	00115
ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・アメリカズ・ダイバーシ	UCITS
ファイド・エクイティ・アブソルート・リターン・ファンド	00115

分離口座プラットフォーム

上記記載のとおり、投資顧問会社は、1つまたは複数の分離口座プラットフォームで利用できる数々の分離口座 に、ファンドの資産を直接または間接的に投資することができます。分離口座プラットフォームは、一連の分離口 座を提供するプラットフォームです。マネージャーの役割は、それぞれの分離口座のための投資判断を行うことに

EDINET提出書類

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

限定されています。これは、投資信託のマネージャーがファンド全体の投資マネージャーとなり、運用する投資信 託の全資産に対して広範に管理を行う伝統的な投資信託とは異なります。

分離口座プラットフォームは、通常、投資信託またはファンド・オブ・ファンズの投資対象と比較して、流動性 と透明性に優れています。分離口座プラットフォームは、通常、経済状況の変化に応じて、リスク水準および配分 をより適時に調整することができる流動性を有しています。また、透明性が高いことにより、ポジション、リス クノリターンの面から、ポートフォリオのパフォーマンスを継続的に監視することができます。

分離口座プラットフォームに投資された資金は、認可された銀行および決済機関により保管されます。分離口座 の運用を委任されたマネージャーは、投資の取引を指示するという限られた権限のみを付与されており、通常、当 該口座からの資金の引出しは制限されています。

分離口座

マネージド・ファンド/マッコーリー・アジアン・アルファ・ファンド・リミテッド(以下「マネージド・ファンド/マッコーリー・アジアン・アルファ・ファンド」といいます。)

マネージド・ファンド / マッコーリー・アジアン・アルファ・ファンドの投資目的は、投資対象となる市場に比べ価格変動性を抑えつつ絶対収益を追求することです。投資戦略では、主にアジアの株式市場を対象に人間行動バイアスに注目した非システマティック分析により銘柄を抽出した後、追加的な企業分析に基づき、マネージャーが最終的な銘柄選択を行います。ポートフォリオの構築においては、国やセクター、規模(時価総額)などのリスク・ファクターへのエクスポージャーを抑制しつつ、市場に対するベータ値をゼロに維持しながら、収益を獲得することを目標としています。

マネージド・ファンド/マッコーリー・アジアン・アルファ・ファンドは、アジア地域の株式市場を対象に、定量モデルによるロング・ショート戦略を採用しており、銘柄抽出と企業分析が基盤となっています。投資対象銘柄は複数の定量的なスクリーニング・プロセスを経て投資ユニバースから抽出されます。市場参加者の人間行動バイアスによる市場の非効率性を活用すると同時に、バリュー、クオリティ、モメンタム、アナリストによるセンチメントなどのファクターも組み合わせて収益の獲得を目指します。個別銘柄は、独自のシステムを用いて定量的なファクターのスコアを分析することで評価されます。また、そのシステムにより、マネージャーはセルサイド・アナリストの予想値やその変化値、財務指標の時系列データなどの詳細について確認することができます。

マネージド・ファンド / マッコーリー・アジアン・アルファ・ファンドが投資目的を達成する、または取引上の損失を発生させない保証はありません。

マネージド・ファンド / マッコーリー・アジアン・アルファ・ファンドは償還手続中であり、2019年4月9日現在、償還による資金の95%が本シリーズ・トラストに支払われています。近日中に残額が支払われる可能性があります。

マネージド・ファンド / ウィントン・キャピタル・マネジメント・ファンド・リミテッド (以下「マネージド・ファンド/ウィントン・ファンド」といいます。)

マネージド・ファンド / ウィントン・ファンドの投資目的は、市場の好環境や全体的な資産価格の値上がりに依拠せずに、分散されたポートフォリオを構築することにより、総合的な利益獲得を通じて長期的な元本の成長を達成することです。

マネージド・ファンド/ウィントン・ファンドは、科学的な手法を通じてその目的の達成を目指します。この取引システムは、世界中の100の市場における日次の価格変動を追跡し、投資ポートフォリオのロング・ポジションやショート・ポジションの規模をコンピューターの計算によって、日ごとに決定します。価格の上昇が見込まれる場合、ロング・ポジションがとられ、価格の下落が見込まれる場合、ショート・ポジションが利益を実現するために適当とみなされます。コンピューターは、当然ながら完全な予測を行うことはできませんが、広範な先物および先渡しについて最先端のシステマティックなポジション決定手法を用いることで、十分な時間が与えられれば、利益の獲得が合理的に期待できると思われます。このようなシステムにおいて、収益性は、市場でトレンドが観測されることと市場がトレンドの上下両方向にオーバーシュートするという性質の結果として生じます。投資手法を論じる場合の重要な点は、リスクの管理能力です。リスクは、ポートフォリオ全体について管理されると同時に、ポートフォリオ内の個別の市場およびセクターについて管理されます。

マネージド・ファンド / ウィントン・ファンドが投資目的を達成する、または取引上の損失を発生させない保証はありません。

UCITS

フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ テンプルトン・グローバル・トータル・リター ン・ファンド (以下「テンプルトン・グローバル・トータル・リターン」といいます。)

テンプルトン・グローバル・トータル・リターンの主要な投資目的は、慎重な投資管理手法を遵守し、利息収入、元本の値上がりおよび為替差益を組み合わせて総投資収益を最大化することです。テンプルトン・グローバル・トータル・リターンは、主に政府および政府関連の発行体または各国の企業によって発行される固定利付債、変動利付債、債務証券(投資適格/投資適格未満等)のポートフォリオに投資することを通じて、その目的の達成を目指します。

テンプルトン・グローバル・トータル・リターンは、国際復興開発銀行や欧州投資銀行といった複数の中央政府によって設立された国際機関によって発行された債務証券を購入することもできます。テンプルトン・グローバル・トータル・リターンは、投資目的のためにデリバティブを利用することもできます。これらのデリバティブは、証券取引所または相対取引市場で取引されるスワップ(クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リ

ターン・スワップ等)、フォワード、クロス・フォワード、先物取引(国債先物取引も含みます。)、オプション等を指します。デリバティブの利用は、特定の利回り曲線 / デュレーション、為替、クレジット商品において負のエクスポージャーとなる可能性があります。テンプルトン・グローバル・トータル・リターンは、投資制限に従って他の証券と連動もしくは他の証券からその価値を派生させているか、特定の国の資産もしくは通貨と連動している証券または仕組み商品に投資することができます。テンプルトン・グローバル・トータル・リターンは、モーゲージ証券、資産担保証券および転換社債を購入することもできます。テンプルトン・グローバル・トータル・リターンは、その純資産の10%を上限として、デフォルト債を保有することができます。テンプルトン・グローバル・トータル・リターンは、あらゆる通貨建ての固定利付証券および債務証券を購入することができ、優先株や転換社債の転換によって生じた場合に限り、株を保有することができます。テンプルトン・グローバル・トータル・リターンは、その純資産の10%を上限として、UCITSの受益証券およびその他のUCITSに投資することもできます。テンプルトン・グローバル・トータル・リターンは、モーゲージの買戻し権利付売却取引に参加することもできます。

テンプルトン・グローバル・トータル・リターンは、金利その他の市場要因に関連するリスクを管理するため、流動性を高めるため、そして迅速かつ効率的に新たな資金が証券市場で投資されるようにするため、また保有者からの解約請求に応じるために資金が必要となった場合には、テンプルトン・グローバル・トータル・リターンの資産を市場のエクスポージャーから切り離すために米国債先物取引を利用することができます。テンプルトン・グローバル・トータル・リターンは、補助的に各種指数のデリバティブおよびクレジット・デフォルト・スワップに投資することによって、債券市場インデックスのエクスポージャーを得ることがあります。

プラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・アメリカズ・ダイバーシファイド・エクイ ティ・アプソルート・リターン・ファンド(以下「プラックロック・ファンド」といいます。)

ブラックロック・ファンドの投資目的は、市場動向にかかわらずプラスの絶対リターンを追求することです。ブラックロック・ファンドは、ロング(買い建て)ポジションおよびショート(売り建て)ポジションを構築することにより、この投資目的の達成を目指します。

ブラックロック・ファンドは、ファンドの総資産の70%以上を米国、カナダおよびラテンアメリカ諸国(以下「米州」といいます。)において設立または上場された会社の株式および株式関連の証券(派生商品を含みます。)に投資します。ブラックロック・ファンドは、ファンドの総資産の70%以上を株式および株式関連の証券に投資すること、また、適切と判断した場合は、現金や現金等価物に投資することにより、この投資目的の達成を目指します。ブラックロック・ファンドは、米州地域の株式に幅広く分散投資を行う一方、各国の株式市場へのネット・エクスポージャー(売り買い差し引きでの投資比率)は最小化します。

ブラックロック・ファンドは、投資目的および投資方針の達成のために、様々な投資戦略や金融商品に投資します。絶対リターンの獲得の一助とするためにインベストメント・アドバイザーが追求するファンドの主要な投資戦略は、マーケット・ニュートラル戦略です。この戦略では、(ロング・ポジションまたは合成ポジションを通じて)保有する商品に関連する株式市場の方向性に対するリスク(株式市場が一定方向に上昇・下落することに伴うリスク)を軽減または緩和するために、派生商品(合成ショート・ポジションまたは合成ロング・ポジション)を利用します。ブラックロック・ファンドは、幅広く分散されたポートフォリオを構築するために派生商品を積極的に活用し、個別ポジションへのエクスポージャーを取ると同時に、株式市場の方向性に対するリスクを軽減します。また、プラスのリターンの最大化を図るためにも、派生商品による合成ロング、または合成ショート・ポジションを活用します。ブラックロック・ファンドが利用する主な派生商品は、投資方針に従い、株式や株式関連の証券を原資産とするCFD(差金決済取引)です。

ブラックロック・ファンドは金融派生商品を活用するため、ファンドのグロス(売り買い両建て)・レバレッジ は他の多くのファンドよりも高めになります。派生商品の活用の結果、ブラックロック・ファンドは、市場中立性 (市場の方向性に左右されにくい)の維持を目指す分散された投資戦略を取らない多くのファンドよりも高いレバレッジをかける場合があります。ここでいうレバレッジとは、派生商品によって構築されるグロス・ノーショナル・エクスポージャー(売り買い両建ての投資比率)の合計を指します。

その他のUCITS

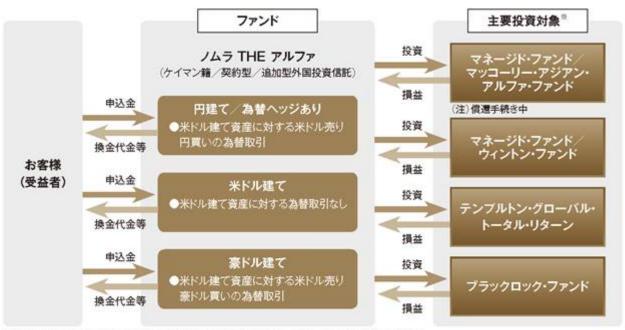
上記のとおり、ファンドの資産はUCITSに投資されることがあります。UCITSは、UCITS通達に基づく欧州販売許可システムの恩恵を受けることができます。

UCITSは、譲渡性のある証券、他の投資信託の受益証券、金融機関への預金、デリバティブおよび短期金融商品のみに投資することができます。

ルクセンブルグのUCITSとしては、(i)契約型投資信託 (fonds commun de placement、FCP)、()変動資本を有する投資法人(一般的にSICAVと呼ばれます。) および()固定資本を有する投資法人(一般的にSICAFと呼ばれま

す。)という3つの法的形態があります。UCITS通達に基づくFCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の適格資産の分割できない投資ビークルであり、かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有します。UCITS通達に基づくSICAVは公開有限責任会社(société anonyme)の法的形態に基づき設立されます。SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常にその純資産に等しいことを規定した規約を有します。したがって、資本金は、申込みまたは償還により、資本金の増減に関する会社法の下で通常課せられる手続きなしに自動的に増加または減少します。これとは対照的に、SICAFは公開有限責任会社(société anonyme)、有限責任会社(société ি resposibilité limitée)、株式合資会社(société en commandite par actions)、公開有限責任会社として設立される共同組合(société coopérative organisée sous forme de société anonyme)のいずれかの法的形態を採り設立することができます。SICAFの主な目的は、投資リスクを分散させ、自らの投資主に対して純資産を管理することにより得られる利益を確保するために譲渡性のある証券および/または流動性金融資産に投資することです。

UCITSは、1つまたは複数のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンドとして構成されることがあります。 FCPの形態で構成されたUCITSは、UCITS通達に基づく管理会社によって管理されます。管理会社は、FCPのために、 FCPの投資および運用に関するすべての決定を行います。 SICAV / SICAFとして構成されたUCITSは、管理会社を指定するか、その代わりに自己管理を続けることを決定することができ、それによって必要なプロセスおよびインフラが法的にSICAV / SICAFの一部となります。 UCITSは、通常、UCITS以外の投資信託またはUCITS以外のファンド・オブ・ファンズの投資対象と比較して、透明性があるとともに、流動性および規制管理が強化されています。



※投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

為替取引

管理会社は、とりわけ、為替取引を実行する責任を有します。為替取引には、銀行間取引市場における為替先渡取引、通貨スワップ取引、オプション、外国為替先物契約、または一定の為替リスクを軽減することを目的としてファンドの勘定で管理会社が利用するその他の金融商品等があります(以下総称して「為替取引」といいます。)。為替取引は、為替リスクを軽減(ただし完全に排除することではありません。)し、Aクラス受益証券を米ドルの対日本円での価値の下落から、Cクラス受益証券を米ドルの対豪ドルでの価値の下落から守ることを目的としています。投資顧問会社は、ファンドの勘定で為替取引を実行または実行を準備します。為替取引が計画どおりに為替リスクを軽減できるという保証はありません。

為替取引が行われる場合、その取引は主に、その時点のAクラス受益証券の日本円の価値またはCクラス受益証券の豪ドルの価値をそれぞれ維持することを目標とします。

為替取引の実現および未実現の損益は、該当するクラスの受益証券に帰属します。その損益を予想することはできず、多大なものとなる場合があります。また、その損益は、主に、Aクラス受益証券は米ドルと日本円の金利差、またCクラス受益証券は米ドルと豪ドルの金利差により決まります。

Bクラス受益証券については、為替取引は行われません。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921) 有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

一般的事項

投資顧問会社は、一時的な防衛手段として、または受益証券の買戻代金の支払のための引当て、もしくはあらゆる為替の実現損に備えて、保管会社に対し、ファンドの保管会社として現金および銀行預金を保有する、または信用力の高い短期金融商品(財務省証券、預金証書、コマーシャル・ペーパー等)に投資することを指示する権利を有しています。

上記の投資目的および投資方針は、ファンドの資産が投資されている国の金融危機、債務不履行、政策の重大な変更、新たな規制の導入、資本連結、自然災害、クーデター、政治体制の著しい変化や戦争等の異常事態等の状況下においては遵守できないことがあります。

上記の投資方針は、受益者の最大の利益となると判断される場合には、投資顧問会社と協議の上、管理会社によって随時変更されます。かかる変更に際し、管理会社は受益者に対して10営業日以上前に通知を行うこととされていますが、事前通知期間は受益者によって放棄または短縮されることがあります。

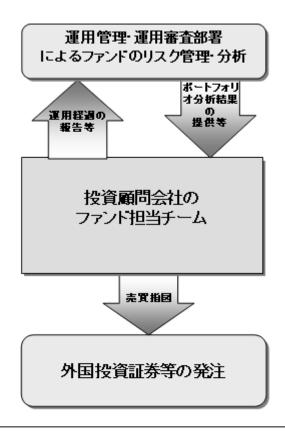
ファンドがその投資目的を達成できるとの保証も、多額の損失を回避できるとの保証もありません。ファンドへの投資およびその純資産額は、市況によって変動します。

(2)【投資対象】

前記「(1)投資方針」の項をご参照下さい。

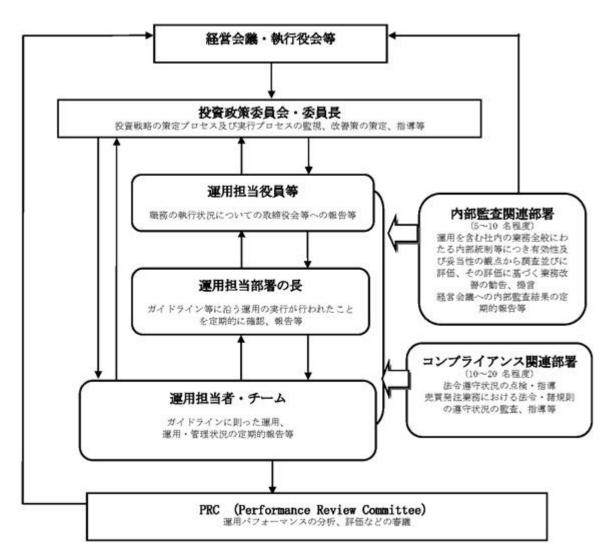
(3)【運用体制】

本規則および信託証書に従い、管理会社は投資顧問会社を、本規則におけるサブアドバイザーとして起用しています。投資顧問会社はファンドの資産の大部分(期中の運営費用に充当される現金ならびに為替取引に利用されるAクラス受益証券およびCクラス受益証券のファンドの資産の一部を除きます。)を分離口座またはUCITSに投資します。



野村アセットマネジメント株式会社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資顧問業務に係るポートフォリオマネージャー規程ならびにスワップ取引、信用リスク管理、外国為替予約取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

投資顧問会社における内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下のとおりです。



上記の体制は2019年2月28日現在のものであり、随時変更となる可能性があります。

(4)【分配方針】

管理会社は現在、受益者に対して分配を行う予定はなく、いずれのクラスについても分配が行われる旨の表明または保証はなされていません。原則として、管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議の上、各クラスについて、該当クラスの受益証券1口当り純資産価格、該当クラスに帰属する投資収益ならびに実現および未実現のキャピタルゲインを考慮して、月次分配またはその他中間分配を宣言することができ、合理的な分配水準を維持するために必要であると判断される場合は、分配可能なその他の資金の中からこれを行うことができます。分配の金額の一貫性を維持するため、ある期間における当該クラスに帰属するインカムゲインおよびキャピタルゲインの水準とその時点の分配金額は異なる可能性があります。

受益者はまた、各クラスについて支払われる分配金の水準および頻度が、様々な要因(該当クラスに関して実行される為替取引に起因する配当収入および損失等)により、各クラス間で異なることがある点にご留意下さい。

(5)【投資制限】

投資制限

ファンドには以下の投資制限が適用されます。

管理会社および投資顧問会社のいずれも、ファンドについて、

- (a) 管理会社により運用されるすべての投資信託が保有する1発行会社(投資法人である場合を除きます。)の議決権の付された株式総数が、かかる発行会社の議決権の付された発行済株式総数の50%を超える株式の取得を行ってはなりません。
- (b) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易ではない投資対象については、その投資の結果、ファンドが所有する同様の投資対象すべての合計額が、入手可能な直近の純資産総額の15%を超えることになる場合、その投資を行うことはできません。ただし、本書または募集書類に当該投資対象の評価方法が明確に開示されている場合には、当該投資対象の取得を妨げません。
- (c) 管理会社および投資顧問会社自身または管理会社および投資顧問会社の取締役を相手方とする取引を行うことはできません。
- (d) 投資の結果、()金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に該当しない資産(金融商品取引法第2条第2項に掲げられ、かかる項に基づき有価証券とみなされる各権利を除きます。)、または()金融商品取引法第28条第8項第6号に定義される「有価証券関連デリバティブ取引」に該当しないで取得された有価証券が、ファンドの全資産の50%を超えることになる場合、かかる投資対象につき購入または追加投資を行うことはできません。
- (e) 受益者の利益に反するまたはファンドの適正な資産運用を害するような取引、例えば受益者の利益ではなく、管理会社または第三者の利益のための取引を行うことはできません。
- (f) ファンドの勘定において空売りされた証券の時価総額が、純資産総額を超えることになる場合、その空売りを行うことはできません。
- (g) 下記の借入方針に基づく借入以外の借入を行うことはできません。

管理会社は、投資顧問会社と協議の上、受益者の最大の利益となると判断する場合には、受益者に対し10営業日以上前に通知を行うことにより(受益者は、かかる事前通知の期間を放棄することができます。)、上記の投資制限を随時変更することがあります。

借入方針

管理会社 / その受任者は、ファンドの勘定において、借入残高の総額が純資産総額の10%を超えない範囲で借入れを行うことができます。ただし、特別の場合(ファンドと、他のシリーズ・トラスト、投資信託または他の種類の投資信託スキームとの合併等の場合)には、12ヶ月を超えない期間において、一時的にこの制限を超過することができます。

デリバティブ取引等

管理会社は、ファンドのために、ヘッジ目的に限りJSDAの規則に定められたデリバティブ取引等を行うことがあり、かかる取引等に関してUCITSに係るEU指令に準拠したリスク管理方法を採用しています。

3【投資リスク】

リスク要因

a. リスク要因

受益証券への投資には大きなリスクが伴います。ファンドの投資目的および方針の制限内で潜在的損失を最小化するように策定された戦略を実行することが、投資顧問会社の意図ではありますが、これらの戦略が実行される保証はなく、また、実行された場合も成功を収める保証はありません。投資判断や市況にかかわりなく、ファンドの費用構造のために、受益証券1口当り純資産価格が下がることがあります。受益証券の流通市場がある可能性は低く、したがって受益者は買戻しによってのみ、その保有する受益証券を売却することができます。投資家が受益証券に投資した額の大部分またはすべてを失うことも起こり得ます。したがって、各投資家は受益証券に投資する上でリスクを負うことを許容できるかどうか、注意深く検討されるようお勧めします。

純資産額は、分離口座およびUCITSの価格の変動ならびに為替の動向の影響を受けることがあります。ファンドの 投資により発生または負担した利益または損失は、すべて受益者に帰属します。受益者の投資した元本は保証され ません。

また、投資信託は預貯金と異なります。

分離口座およびUCITSに関連するリスク

各分離口座またはUCITSに伴う一般的なリスクは以下のとおりですが、分離口座またはUCITSへの投資に伴うすべてのリスクを完全に網羅するものでありません。以下に列挙される要約は、各リスク要因の特徴、影響を完全に説明するものではありません。また、各分離口座またはUCITSの運用には、潜在的な利益相反が内在します。

一般的なリスク

ファンドの資産は、(分離口座もしくはUCITSを通じて)直接資産に投資されるか、または分離口座に対して投資を行うフィーダーファンドに対して投資されます。フィーダーファンド(およびフィーダーファンドの投資先である分離口座)における投資判断は、ファンドの利益を考慮しない可能性があります。

分離口座またはUCITSは、様々なヘッジ戦略や数学的なモデル化手法(これらは将来変更される可能性があります。)を単独でまたは組合せて活用し、最新の金融商品の取引を行います。それらの取引システム/プログラムは投機的であるかまたは有効なヘッジとならない可能性があり、分析モデルは必ずしも正確でなく大幅な損失リスクを伴う可能性があります。そのような戦略/手法が利用されている商品の評価額を入手することが困難な場合があり、その評価額は他の投資資産よりも大きく下落する可能性があります。

分離口座もしくはUCITSが取引を行う市場に混乱が生じるかまたはその市場の流動性が失われた場合、損失が生じる可能性があります。ファンドの勘定で投資が行われる対象である分離口座、UCITSまたはフィーダーファンドは、規制当局の監督がないまたは限定的である法域において設立される可能性があり、また新興国市場、格付がない資産、流動性がない資産、ボラティリティの高い資産等に投資する可能性があります。

情報が限定的であること

分離口座のマネージャーまたはUCITSの投資運用会社は、その運営について採用された戦略等の限定された情報のみ提供する予定です。ファンドの投資対象は、かかる限定的な情報のみに基づいている純資産額にマイナスの影響を与える可能性がある突然の、予想外かつ大幅な価格変動(これは、外部要因、金利、為替、経済的な事象、政治的な事象等の要因による影響を受ける可能性があります。)に直面する可能性があります。管理会社、投資顧問会社は、分離口座プラットフォーム、分離口座、UCITSまたはそれぞれのマネージャー/投資運用会社の事業、財務状況、見通し、信用力または現在の状態に関するいかなる表明も行いません。投資顧問会社は、分離口座プラットフォーム、分離口座、UCITSまたはそれぞれのマネージャーもしくは投資運用会社に関する非公開情報を取得している場合がある、または取得するかもしれません。これらの者は、かかる当事者の事業、財務状況、見通し、信用力もしくは現在の状態に関する情報を受益者のために提供し、それらの精査を続ける義務、またはかかる当事者に対して調査もしくはデューディリジェンスを行う義務はありません。

戦略リスク

ファンドの資産が投資される分離口座またはUCITSは、戦略リスクを負います。戦略リスクは、ファンドの一部に採用された戦略が失敗または劣化するリスクです。特定の投資先への過度の集中投資の結果、または戦略に悪影響を与える幅広い事象(例えば対象市場の非流動性)により、戦略特有の損失が生じることがあります。分離口座またはUCITSおよびそのマネージャーまたは投資運用会社により採用される戦略は投機的であり、多大な損失リスクを伴います。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

分離口座は、特定のクラスの資産、特定の取引相手もしくは特定の通貨に対するエクスポージャーまたはレバレッジの使用を制限する必要がなく、高いエクスポージャーで集中投資する場合、取引リスク、金利リスクおよび為替のリスクは高くなります。そのような高いエクスポージャーは、分離口座の価値の変動につながり、ひいては純資産額に影響を与える可能性があります。

分離口座およびUCITSに関する取引相手リスク

ファンドの資産が投資される分離口座またはUCITSは、取引相手が支払不能、破産またはその他の原因により債務不履行となり、純資産額に影響する多大な損失を被るリスクを負っています。

共同投資

分離口座/UCITSならびに類似の投資ビークルは、投資家の資産をプールして運用しています。共同投資ビークルは規制のない場合が多く、その運用について限られた情報しか提供されず、多大な費用および報酬を投資家に負担させる可能性があります。さらに、UCITSおよび分離口座は報酬および仲介手数料(未実現利益に基づく報酬を含みます。)という多大な報酬等を投資家に負担させ、信用基準の下限がなく、空売りおよび高水準のレバレッジを利用し、また、分離されていない外部の口座に担保を提供する可能性があります。

投資損失の可能性

各マネージャーの運用手法は、多大な損失を被るリスクを伴います。分離口座またはUCITSのマネージャーの運用経験および取引経験が限られている場合、パフォーマンスに、より大きな変動が生じる可能性があります。マネージャーの運用手法の成功は、損失を回避できるかだけでなく、利益が得られるかどうかによります。利益が得られない限り、各分離口座およびUCITSの資産はその運営費用により減少し、各分離口座およびUCITSは投資として失敗する可能性があります。分離口座またはUCITSはどれも投資プログラムの全体像ではなく、それぞれが投資家のポートフォリオ運用戦略の一部のみを表しているに過ぎません。分離口座もしくはUCITSの投資プログラムが成功するという保証または表明はされていません。とりわけマネージャー、分離口座、UCITSの過去の成果は、将来における分離口座またはUCITSのパフォーマンスを必ずしも示すものではありません。

規制が存在しないこと

受益証券は、1933年米国証券法(その後の改正を含みます。)(以下「米国証券法」といいます。)またはその他の法域における証券法のいずれの下においても登録されておらず、また今後登録される予定もありません。ファンド、分離口座またはUCITSのいずれも1940年米国投資会社法(その後の改正を含みます。)(以下「米国投資会社法」といいます。)に基づく投資会社として登録されていません。その結果、分離口座およびUCITSに対して間接的なエクスポージャーを有する受益者に対して、米国投資会社法の投資家保護は拡大適用されません(例えば米国投資会社法はとりわけ、登録されている投資会社に対して利害のない取締役を置くことおよび有価証券を分離して保管することを義務付け、登録されている投資会社とそのアドバイザーとの関係を規制し、かつ基本的な投資方針を変更する際には投資家の事前の承認を義務付けています。)。

マネージャーが投資顧問として米国証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)、英国の規制当局に今後登録されるという保証はありません。マネージャーが1940年米国投資顧問業法(改正済)に基づき投資顧問として登録された場合、当該マネージャーのForm ADVのパート2の写しが該当する分離口座またはUCITSの投資家に対して、かかる分離口座またはUCITSへの投資が行われる前に交付されます。ただし、かかる登録によって当該マネージャー、当該分離口座または当該UCITSが、規制当局により承認されたものと解釈することはできません。

ファンドまたは分離口座もしくはUCITSはいずれも、その投資活動または分離口座もしくはUCITSのポートフォリオの構成に関してCIMAまたはその他のケイマン諸島の政府当局による監督を受けることはなく、またケイマン諸島において投資家に適用される投資補償制度はありません。

規制上の変更

分離口座/UCITSの戦略実行能力に悪影響を及ぼす規制が、今後分離口座/UCITSの運用に対して課される可能性があります。日本、米国、ケイマン諸島、欧州連合またはその他の法律における将来的な規制上の解釈が、分離口座/UCITSの提案する事業活動の方法に対してどのような形で変更を求めてくるかは不明です。近年、「投資信託」業界一般において、政府および自主規制機関による監視が強化されています。今後の規制上の変更を予想することは不可能ですが、分離口座/UCITSによるデリバティブもしくは信用供与の利用またはブローカーおよびその他の取引相手によるデリバティブもしくは信用供与の拡大を制限する規制(および起こり得るその他の規制上の変更)は、分離口座またはUCITSの利益獲得の可能性に重大な悪影響を与える場合があります。

税法の改正の可能性

ファンド、分離口座またはUCITSに関する課税上の取扱いまたはリスク要因を、将来的にまたは遡及的に変更するような立法上、行政上または司法上の変更が生じないという保証はありません。

市場の混乱:取引の中断

過去の価格決定の関係を著しく歪める市場の混乱その他の異常事態が発生した場合、分離口座またはUCITSは重大な損失を被ることがあります。また、UCITSへの解約請求は、厳しい市場環境において大きな影響を受ける可能性があります。市場混乱時には投資ポジションの多くが流動性を失い、ポジションの解消に不利な方向に動いている市場においてポジションを解消することが困難かまたは不可能となることにより、価格決定の歪曲により被る損失リスクは増幅されます。

市場混乱時には、分離口座またはUCITSによる銀行、ディーラーその他の取引相手からの資金調達に制限が課せられる可能性があります。1994年、1998年、2007年そしてファンドの設立日においても、数多くの投資信託はディーラーによる突然の信用制限により、強制的な現金化を強いられ、多大な損失を被っています。予期せぬ政治情勢、軍事情勢、テロ等により発生する市場の混乱は、その時々において分離口座またはUCITSに多大な損失を生じさせる場合があり、これらの特殊事情によって、通常であれば低リスクである戦略が、前例のないボラティリティおよびリスクを伴うものになる場合があります。

金融商品取引所は、取引を随時中断または制限することがあります。中断された場合、分離口座またはUCITSがそのポジションを清算することが不可能になり、損失を被ったり、解約請求を満たすのが困難となる可能性があります。また、分離口座またはUCITSのポジションを解消するのに十分な流動性が「相対取引」市場において維持される保証もありません。

市場の混乱:政府の介入/ドッド・フランク法(金融規制改革法)

世界の金融市場は近年、広範囲かつ根本的な混乱を経験しており、その結果、前例のない大規模な政府の介入を受けることとなりました。かかる介入は、一定の場合において、緊急避難的に導入され、市場参加者による特定の戦略の継続や保有ポジションのリスク管理が急速かつ大幅にできなくなりました。さらに金融市場が複雑であり、政府に与えられた時間が限られていたことによって、このような介入は、その適用範囲が概して不明瞭なことから混乱および不安を生じさせ、この混乱および不安そのものが市場の効率的な機能および過去に成功した投資戦略に著しい障害となりました。

空売りを禁止(一般には「緊急」時に)する国も多く、それにより市場参加者の多くが戦略の継続も保有ポジションのリスク管理もできない状態になりました。空売りの規制によって、マネージャーが、分離口座またはUCITSの利益のために投資戦略を実行することが困難になることがあります。

過去の価格決定の関係を著しく歪める市場の混乱またはその他の異常事態が発生した場合、分離口座またはUCITSは重大な損失を被ることがあります。市場混乱時には投資ポジションの多くが流動性を失い、ポジションの解消に不利な方向に動いている市場においてポジションを解消することが困難かまたは不可能となることにより、価格決定の歪曲により被る損失リスクは増幅されます。市場混乱時には、市場参加者による銀行、ディーラーその他の取引相手からの資金調達は概して減少します。このような減少により、分離口座またはUCITSは多大な損失を被ることがあります。市場の混乱は、その時々において分離口座に多大な損失を生じさせる場合があり、これらの特殊事情によって、通常であれば低リスクである戦略が、前例のないボラティリティおよびリスクを伴うものになる場合があります。

2010年7月に制定されたドッド・フランク法(金融規制改革法)(以下「ドッド・フランク」といいます。)は、従前規制の対象外であった市場、市場参加者および金融商品を規制対象とし、その他多数の市場、市場参加者および金融商品に対する規制を抜本的に変革しました。ドッド・フランクが要求する多くの規則、報告および研究が提案され、確定される一方で、ドッド・フランクは、同法が完全に効力を生じる前に、適切な規制機関によって追加的に条文を定めることを義務付けており、規制機関に多数の追加的な調査報告を委任していることから、追加的に法律上または規制上の措置を導く可能性があります。これらの多様な規則、報告および研究の流動的な性質により、ドッド・フランクが分離口座および/またはUCITSおよび/または投資顧問会社に対して与える最終的な影響を予測することは困難なものとなっています。分離口座またはUCITSが行うまたは行う可能性があった一定の投資戦略が、ドッド・フランクにより、実行不可能または非経済的となる可能性があります。ドッド・フランクおよびドッド・フランクにより採用される規制は、分離口座またはUCITSの利益獲得の可能性に重大な悪影響を与える場合があります。

市場に対して政府により課される一時的または恒久的な制限および/または、かかる制限が投資顧問会社の戦略に及ぼす影響を予測することは不可能です。しかしながら、投資顧問会社は、金融市場における規制は今後大幅に厳格化し、分離口座またはUCITSは、当該規制により重大な悪影響を受ける可能性があると考えています。

オルタナティブ投資ファンド運用者指令

2011年6月8日付のオルタナティブ投資ファンド運用者指令2011/61/EU(以下「AIFM指令」といいます。)は、2011年7月21日付でその効力が生じています。AIFM指令は、欧州連合を拠点とするオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」といいます。)を規制し、かかる運用者が、欧州連合の投資家に対して、オルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)の運用またはかかるAIFの投資証券の販売を無許可で行うことを禁止することを目的としています。AIFM指令の下、かかる許可を取得し、AIFを運用できるようになるには、AIFMがAIFに関連する様々な義務を遵守する必要があります。これにより法令遵守に要する費用が大幅に増加し、AIFの受益者に影響を与える可能性があります。さらに、AIFMが承認されていない場合、欧州連合の投資家に対してAIFの受益証券を販売することは、許可されないかまたは制限されることがあります。

欧州金融危機に関連するリスク

分離口座またはUCITSは、欧州に登記上の事務所を有しているか、その主たる経済活動が欧州で行なわれている 企業の普通株式もしくは持分関連証券に投資し、欧州エクスポージャーを取る場合があります。現在の財務状況 および特定の欧州諸国の公的債務に対する懸念を考慮すると、欧州に対する投資におけるボラティリティ、流動 性、価格および外国為替リスクは増加しています。分離口座またはUCITS(およびファンド)のパフォーマンス は、欧州発の信用不安が生じた場合(欧州の国のソブリン債の格下げ、ならびに欧州通貨統合加盟国の1ヶ国ま たは複数の国のユーロ通貨からの脱退等)、著しく悪化する可能性があります。

詐欺またはその他の不正行為の可能性

分離口座のマネージャーまたはUCITSの投資運用会社が、資産を流用する、同意済の投資戦略に従わない、虚偽の運用報告書を作成する等の不正行為を行う場合があります。投資顧問会社は、各マネージャーの運営上の能力ならびに適用される投資目的および指針に照らした各分離口座 / UCITSの資産のパフォーマンスを定期的にモニタリングする一方で、マネージャーから投資顧問会社および事務代行会社に対して提供される特定の情報に依拠しています。投資顧問会社のモニタリング活動により、虚偽の報告その他の不正行為が発覚する保証はありません。このような虚偽の報告や不正行為があっても、その発見は困難または不可能な場合もあり、分離口座またはUCITSが多大な損失を被るまで発覚しないことがあります。

競争

証券業界における競争は非常に激しく、業界の主要企業の多くは、投資顧問会社およびその受任者ならびにマネージャーよりもはるかに多くの資金量を有し、大勢のリサーチ・スタッフおよびトレーダーを擁する大規模な投資銀行です。他の大企業による投資活動により、分離口座またはUCITSが購入した時の有価証券の価格と売却した時の価格とのスプレッドが小さくなる可能性があります。

金融機関リスク:取引相手リスク

一般的に、分離口座またはUCITSの資産は、金融機関に保管されます。これらの資産は、多くの場合、必ずしも分離口座またはUCITSの名義では登録されているものではありません。これらの金融機関が破産したり詐欺行為をはたらいた場合、分離口座もしくはUCITSの運営上の障害となる、または資産に損失が生じるおそれがあります。

上記にかかわらず、マネージャーまたはUCITSの投資運用会社が取引(スワップ取引、トータル・リターン・スワップ等)を行う可能性のある市場は、「相対取引市場」または「ディーラー間」の市場、規制のない未公開市場等です。これらの市場の参加者は通常、取引所の参加者と同水準の信用基準および監督規制の対象となっていません。これにより、分離口座またはUCITSは、契約の条件に異議を唱えたり(善意か否かを問わず)、信用や流動性が原因で、取引相手が取引の条件に従って決済しないというリスクにさらされ、これにより分離口座またはUCITSは損失を被ります。かかる取引相手リスクは、決済を妨げる事由が途中で発生する場合がある、長期の契約、またはマネージャーもしくはUCITSの投資運用会社がその取引を単一または少数のグループの取引相手に集中させた場合に顕著となります。

取引相手またはブローカーの財務問題により債務不履行となるリスクに加え、分離口座もしくはUCITSに投資している大口の機関投資家が解約を強制されるか、または分離口座もしくはUCITSの取引相手もしくはブローカーが分離口座もしくはUCITSに既に供与している信用を制限するよう求められるリスクもあり、その結果、純資産額の計算が停止されるあるいは分離口座またはUCITSのポートフォリオの大部分が強制的に清算されることがあります。

様々な取引相手の破産または類似の訴訟手続を取り巻く最近の事由は、分離口座またはUCITS等のトレーダーが、法令上および規制上の保護の下に保管されていると考えていた資産が、様々なリスクにさらされる可能性があることを示しました。

分離口座またはUCITSの保管会社として選任された銀行またはブローカーは、支払不能に陥る可能性があり、これにより、分離口座またはUCITSは、それらの保管会社で保有していた資金もしくは証券または預託していた現金のすべてまたは一部を失うおそれがあります。

分離口座に関しては、マネージャーは、特定の取引相手と取引を行うことまたは取引の一部もしくは全部を 1 つの取引相手に集中させることを禁止されていません。マネージャーが少数の取引相手(例えば 1 社)とでも取引を行えること、かかる取引相手の財務能力に係る信頼すべき外部の評価が欠如していること、および決済を円滑にする規制市場がないことは、分離口座に損失が生じる可能性を増大させるおそれがあります。

マネージャーのその他の運用口座

マネージャーは、自身が運用する分離口座に関して、すべての投資判断を行う裁量的権限を有しています。かかるマネージャーの経験は、不十分である場合があります。マネージャーはまた、マネージャーが利害関係を有する口座等を運用することがあり、これにより、分離口座が別途行う可能性のある同一の取引に対し、発注の優先順位等で競合することになる可能性があります。これにより、分離口座の戦略に示されていた価格で特定の証券もしくは先物契約のポジションをとる、または清算することが困難または不可能になる場合があります。マネージャーおよびそれらの主要人員は、その他の口座を運用する際、自身が助言を行う分離口座とは異なる取引方法、方針および戦略を用いる場合があります。そのため、分離口座の実績は、マネージャーが取引したその他の口座の実績とは異なる可能性があります。

主要人員への依存

各分離口座またはUCITSは、その資産を運用するために任命されたマネージャーまたはUCITSの投資運用会社の運用能力に依存しています。その運用が継続して提供される保証はありません。各マネージャーまたはUCITSの投資運用会社は、その他の投資ビークルを運用することがあり、分離口座またはUCITSの運用に一定の時間または資源を充てることについては合意しておらず、また分離口座またはUCITSよりもその他の投資ビークルを優先する動機を有している場合があります。さらに、マネージャーまたはUCITSの投資運用会社は、分離口座またはUCITSの運用において、少数の優秀な運用者の運用能力に依存している可能性があります。1名または複数名のそれら運用者が離脱した場合は、分離口座またはUCITSが損失を被る可能性があります。これはマネージャーが運用を続ける保証または分離口座もしくはUCITSがそれまでと同じ手法により投資を継続する保証がないためです。

「新規発行証券」の取引

分離口座 / UCITS (UCITSに適用される制限を遵守することを前提として)は、随時、「新規発行証券」(新規公開株式等)を購入する可能性がありますが、ファンドの投資顧問会社は、一般的に、自らを金融取引業規制機構(FINRA)の適用ある規則に基づく「制限機関」として取り扱う方針であるため、ファンドは、新規発行証券への関与は禁止されます。

ポートフォリオの評価

分離口座またはUCITSの投資資産の評価を取り巻く不確定要素またはその評価の遅延は、純資産額に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。マネージャーおよび投資顧問会社に支払われる運用報酬や成功報酬の金額に影響を与える投資資産の評価は、見積り、不確定要素および裁量を含むことがあります。かかる評価が誤りであると判明した場合は、分離口座またはUCITSの純資産額、またその結果としてファンドの純資産額は、実際よりも(場合によっては著しく)高くまたは低く評価されている可能性があります。同様に、投資および解約は、実際よりも高い、または低い純資産額に基づく場合があり、アドバイザー報酬(成功報酬を含みます。)は、かかる価格に基づきます。これにより、その証券に投資するか、もしくは解約する受益者もしくは分離口座およびUCITSに間接的にエクスポージャーを有する残りの受益者に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。悪意または明白な誤りがない限り、分離口座またはUCITSの事務代行会社による純資産額の計算結果は、確定的かつ拘束的なものとなります。

各分離口座またはUCITSの資産の価値は、可能な限り、ブローカーおよびその他の外部から入手した取引価格に基づく予定です。しかしながら、外部から入手した取引価格に基づいた評価ができない場合もあります。信頼すべき外部の取引価格が得られない投資資産の「公正価値」は、マネージャーによる検討に従って、分離口座またはUCITSの事務代行会社が、誠意を持って信頼できると判断したその他の情報に基づきます。

各分離口座の純資産額は、米国で一般的に公正妥当と認められる会計原則(以下「US GAAP」といいます。)に従って行われた見積りに基づき決定されます。管理会社、投資顧問会社、マネージャー、事務代行会社または分離口座もしくはUCITSの事務代行会社のいずれも、合理的に適正な評価であると考えられていた特定の投資資産の価格が、その後不正確であると認められた場合でも、一切の法的責任を負いません。

UCITSは、UCITSの事務代行会社により評価されますが、投資顧問会社は、さらなる調査を行わずに当該評価に 依拠する可能性があります。かかる評価が正確で最新のものである保証はなく、またUCITSまたはUCITSの役務提 供者により調整または修正再公表されないという保証もありません。

UCITSは、ルクセンブルグ等の特定の法域において、規則により、純資産額の計算の誤りについて重要性指針を適用することが義務付けられています。一方で、重要度基準の原則は、当該指針に基づきその誤りが重要でないと判断された場合にはUCITSまたはその特定のクラスの純資産額が再発行・訂正されることはないということも意味しています。当該規則は、欧州のすべての法域には義務付けられてはいない可能性があります。そのため、ファンドが、投資先のUCITSの純資産額の計算の誤りから常に保護されるとは限りません。

分離口座の取引またはその他の事務的なミス

募集書類で明記されている場合を除き、分離口座およびマネージャーとの間の投資アドバイザリー契約は、通常、マネージャーが、かかる分離口座のために取引を執行する際の事務的なミス、ならびにマネージャーまたはその代理人等によるその他の管理上もしくは事務的なミス(以下「取引等の事務的なミス」といいます。)を業務上のコストであるとみなしているため、分離口座に返済する義務を負わないものと規定します。ただし、マネージャーが適用される法律および投資アドバイザリー契約の義務を充足している場合に限られます。取引等の事務的なミスに係るいずれの訂正も、当該分離口座がその損失を被ることのないよう、必要がある場合にのみ行われます。一般に、マネージャーは、適用ある法律または契約の規定に従い、取引等の事務的なミスを補償する

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

必要性の有無を決定します。マネージャーは、その単独の裁量により、いかなる取引等の事務的なミスに関して も、かかる分離口座に補償を行う権利を有しています。マネージャーによる、特定の取引等の事務的なミスに対 する分離口座への補償は、その損失をかかる分離口座に負担させるいかなる権利を放棄するものでもありませ ん。マネージャーには、取引等の事務的なミスの発見および処理に関して、もともと利益相反があります。取引 等の事務的なミスにより生じた利益はすべて、通常分離口座の利益となり、マネージャーに帰属することはあり ません。

財務諸表の報告

2006年9月に、米国財務会計基準審議会(以下「FASB」といいます。)は、財務会計基準書第157号(随時改正され、FASB ASC820「公正価値による測定及び開示」(以下「ASC第820号」といいます。)に代えられています。)を公表しました。これは、US GAAPにより求められている広範な資産の評価指針であり、2007年11月15日以降に開始する連結会計年度およびその中間会計期間に公表される財務諸表に適用されます。ASC第820号は、US GAAPに基づく公正価値の共通定義を定め、公正価値を測定するための3段階の階層的な枠組みを設定し、公正価値の測定方法を一層開示しました。ASC第820号は、現時点での、一貫性があり透明性が高い財務報告の提供を促すために導入されましたが、これは将来の純資産額の変動性を高める可能性があります。しかし、これは最終的な回収資金に影響を与えるものではありません。最終的な回収資金は、マネージャーが報告した価値とは異なる可能性があり、直接間接を問わず、分離口座またはUCITSへの投資の最終的な回収資金は、分離口座またはUCITSの投資家に報告された価値とは異なる可能性があります。

信用枠

分離口座もしくはUCITSは、解約金の手当て、分離口座もしくはUCITSへの資金の流出入の同時決済の円滑化または支払期限が到来した手数料および費用の支払のために、信用枠に基づく資金の借入を許可される場合があります。かかる借入はレバレッジの一種で、かかる分離口座またはUCITSが利用するその他のレバレッジと同様です。各信用枠の担保は、分離口座またはUCITSの投資証券またはその他の受益権となります。さらに、分離口座またはUCITSの信用枠に基づく借入は、かかる分離口座またはUCITSに利息およびその他の費用を生じさせます。かかるリスク、利息およびその他の費用は、一般的に分離口座またはUCITSの投資家としてのファンドが引き受けることになります。

運用実績が限られていること

投資顧問会社によりファンドの資産が投資される予定のマネージャーおよび分離口座またはUCITSの運用実績は限られている可能性があり、また、投資顧問会社がファンドの勘定で投資する可能性のある特定の分離口座またはUCITSには、運用実績がない可能性があります。マネージャーの過去のパフォーマンスは、分離口座またはUCITSの将来のパフォーマンスまたは成功の指標として依拠できるものではありません。利益が達成される保証も、重大な損失を被らない保証もありません。

分離口座またはUCITSの資産の請求権

ケイマン諸島の法律上、分離口座がケイマン諸島で登録された分離ポートフォリオ会社である場合や、分離口座もしくはUCITSが、別の国において登録された類似の投資会社である場合があります。

この仕組みは、分離口座もしくはUCITSの分離ポートフォリオ受益権と、当該投資会社の発行した他の証券とを、または異なるクラスの資産と負債を隔離することを目的としており、分離口座もしくはUCITSの分離ポートフォリオ受益権または特定のクラスの資産が、かかる証券の保有者および外部の債権者に対する負債に比して十分でなかった場合でも、かかる分離ポートフォリオ受益権の保有者、UCITSの一部の資産の受益者または外部の債権者が、かかる分離口座の他の分離ポートフォリオまたはUCITSの他の一部の資産に対する償還請求権を持たないということでもあります。

各分離口座は、各取引相手との間で、別々のプライムブローカー契約または取引契約を締結します。同様に、UCITSの一部の資産に関する受益者もしくは債権者の権利、またはその構築、運営もしくは清算に関連して生じた権利が、ルクセンブルグ等の特定の法域において当該資産に限定される可能性があります。しかしながら、ある1つの分離口座またはかかるUCITSの一部の資産の債権者が、1つもしくは複数のその他の分離口座またはUCITSのその他の資産に対して請求を試みないという保証はありません。

機会損失

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

分離口座またはUCITSは、解約代金の支払や、運転資金の充足のために、その資金の相当部分を投資せず、現金 または現金同等物として保有する場合があります。これにより、そのような分離口座またはUCITSの、ひいては ファンドの投資家に機会損失を発生させる可能性があります。

報酬・費用:パフォーマンスに基づく報酬

分離口座またはUCITSは、募集書類に規定されているとおり、マネージャーまたはUCITSの投資運用会社に対し て期中の運用報酬を収益性に関わりなく支払い、また成功報酬を支払うこととなります。さらに、投資顧問会社 による分離口座またはUCITSへのファンドの勘定での投資により、投資顧問会社に支払われる運用報酬、そして分 離口座のマネージャーまたはUCITSの投資運用会社に支払われる報酬の2つの段階で報酬が生じ、分離口座のマ ネージャーまたはUCITSの投資運用会社の運用する投資ビークルへ直接投資する場合よりも高い費用が生じる可能 性があります。分離口座またはUCITSの各投資家は、投資運用会社およびマネージャーに支払われる報酬ならびに 分離口座またはUCITSの取引費用および保管費用を間接的に負担し、これによって分離口座またはUCITSの純資産 額が下落し、さらにファンドの純資産額も下落します。各分離口座またはUCITSの純資産に対する費用の割合は、 単一のマネージャーにより運用されている投資ファンドに関係する費用よりも高くなる可能性があります。

マネージャーまたはUCITSの投資運用会社は、自らがマネージャーまたは投資運用会社を務める対象の各分離口 座またはUCITSについて、資産規模に基づく基本的な運用報酬に加え、かかる分離口座またはUCITSの資産から支 払われる成功報酬を受領する場合があります。成功報酬は、その報酬がない場合よりも、マネージャーまたは UCITSの投資運用会社がより高いリスクまたは投機的な投資を選択する誘因となる場合があります。

ポートフォリオの回転率

分離口座またはUCITSは、通常、取引を成立させる際に、ポートフォリオの回転率の制限による規制を受けませ ん。分離口座のポートフォリオの回転率は著しく高い可能性があり、多額のブローカー報酬、手数料およびその 他の取引費用を支払う可能性があります。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921) 有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

為替レート

分離口座またはUCITSは、様々な割合と限度で、分離口座またはUCITSの基準通貨とは異なる通貨建ての金融商品に投資される可能性があるため、様々な為替レートの影響を受ける可能性があります。システマティックなヘッジを行っている分離口座またはUCITSに関しても、ヘッジが不完全であることにより為替リスクが排除しきれない場合があります。

新興国市場への投資

分離口座またはUCITSによる新興国市場への投資は、下記の内容のものを含む特有のリスクを伴う可能性があります。()政治的または経済的不安定性、()国際取引の予期せぬ変更、()外国政府による収用、国営化または没収課税等の措置の可能性、()為替管理の強制または変更、()価格変動の大きさ、()配当、利息およびキャピタルゲインに対する源泉徴収税または外国租税の賦課、ならびに()為替レートの変動および為替管理規制。

新興国市場における法的リスク

新興国市場における民間投資、証券取引および他の契約関係に関する法律の多くは、新しく、概して判例が多くありません。結果として、分離口座またはUCITSは、不十分な投資家保護、法律の矛盾、法律の不完全性、不明確性、法律の頻繁な変更、他の市場参加者による規則の無視または違反、確立された効率的な法的救済手段がないこと、先進国市場に見られる標準的な慣行および機密保持の慣習がないこと、ならびに既存の規則が励行されないこと等の、通常にはない多くのリスクにさらされる可能性があります。さらに、分離口座またはUCITSの資産が投資される一部の新興国において、当局の判断を引き出すこととそれを執行することが困難な場合があります。権利の保護および行使における困難が、分離口座またはUCITSおよびその運用に対して重大な悪影響を及ぼさないという保証はありません。新興国企業の規制管理およびコーポレート・ガバナンスにおいては、少数株主はほとんど保護されていません。詐欺防止規制およびインサイダー取引防止規制が未発達の場合が多くあります。また、株主に対する役員および取締役の忠実義務の概念も、先進国市場と比べて限定的です。場合によっては、経営陣が株主の同意を得ずに重大な行為をなすことがあり、希薄化防止のための保護も限定的である可能性があります。

証券、通貨およびローンの非流動性

相対的に流動性の低い証券、通貨およびローンの市場は、より流動性の高い証券、通貨およびローンの市場と比べて変動が大きい傾向があります。分離口座または(一定の範囲の)UCITSの資産が、相対的に流動性の低い証券、通貨およびローンに投資された場合、分離口座またはUCITSが希望する価格およびタイミングでの投資資産の売却が制限される場合があります。限られた時間内において大量の解約請求がなされた場合、不適当なタイミングまたは不利な条件で早期にポジションを清算しなければ、マネージャーまたはUCITSの投資運用会社が当該解約に必要な資金を調達することが困難になる可能性があります。さらに、特定の証券、通貨およびローンの流動性が欠如しているか、または失われることにより、特定の戦略の実行が制限される場合があります。流動性の欠如により、分離口座またはUCITSの資産の流動性および投資資産の価値が影響を受ける可能性があります。このような理由により、分離口座またはUCITSは、その純資産額の計算の停止ひいては発行および解約の停止等の例外的な場合において、解約請求の取扱いを延期する場合があります。

大量の解約があった場合、分離口座またはUCITSが、減少した資産をベースとする運用で同水準の利益を生み出すことがさらに困難になる場合があります。ある一日に大量の解約があった場合、分離口座またはUCITSは、当該解約に係る支払に必要な資金の調達のために、不適当なタイミングまたは不利な条件でポジションを清算することが必要となる可能性があり、解約される資産および残っている資産の両方の純資産額に影響します。

分離口座またはUCITSのプライムブローカーおよび保管会社

プライムブローカーおよび保管会社に譲渡された、分離口座またはUCITSの投資資産に係る法的所有権および受益権に対して、同等の証券の返還を請求する権利に関しては、分離口座またはUCITSは、当該プライムブローカーおよび保管会社の無担保債権者であり、当該プライムブローカーおよび保管会社が支払不能となった場合、かかる同等の証券を完全に回収することができなくなる場合があります。さらに、プライムブローカーおよび保管会社が保管していた分離口座またはUCITSの現金が、当該プライムブローカーおよび保管会社自身の現金から分離されない可能性があり、かかる場合、当該現金がプライムブローカーおよび保管会社の事業において使用されるため、分離口座またはUCITSは、当該現金に関する無担保債権者となります。

プライムブローカーおよび保管会社が支払不能となること

分離口座またはUCITSは、プライムブローカーおよび保管会社が破産手続を開始するリスクにさらされています。(何年も継続する可能性のある)当該手続の間、関連するプライムブローカーおよび保管会社によって、または当該プライムブローカーおよび保管会社に代わって保管されていた、当該分離口座またはUCITSの資産の使用が制限される可能性があるため、(a)マネージャーまたはUCITSの投資運用会社が投資目的を達成する能力が大きく制限され、(b)分離口座またはUCITSの純資産額の計算ひいては購入申込みおよび解約の停止が必要となり、(c)純資産額がその他の影響を受ける可能性があります。分離口座またはUCITSは、当該手続の間、特定の資産に関して無担保債権者となる可能性が高く、関連するプライムブローカーおよび保管会社の負債を全額返済するには不十分な資産から、当該資産を完全には回収できないか、または全く回収できない可能性があります。

UCITSへの投資に固有のリスク

情報の不足

投資顧問会社は、投資先のUCITSのすべての投資対象に関する詳細な情報を常に提供されているとは限りません。これは、UCITSの投資運用会社が、かかる情報の一部を機密情報とみなす場合があるためです。このような情報提供不足の可能性により、投資顧問会社またはその受任者による、個々のファンド・マネージャーの選定、割当ておよび評価がより困難になる場合があります。

ファンドの資産が投資される個々のUCITSを選定および監視するため、投資顧問会社のためにデューディリジェンスが実行された場合でも、当該UCITSの過去のパフォーマンスに関する情報は、(収益率または相関性のいずれについても)将来における当該投資のパフォーマンスを示すものではありません。投資顧問会社は、投資先のUCITSによる投資および取引を監視する方針であるものの、通常、投資判断は当該投資先のUCITSのレベルにおいてそれぞれ独立して行われるため、複数のUCITSの投資運用会社が、同一の証券または同一の産業もしくは国が発行したポジションを同時期に保有する可能性があります。

その結果、あるUCITSが特定の金融商品を購入するのとほぼ同時期に、別のUCITSがその売却を決定する可能性もあります。投資運用会社の選定により投資スタイルが実際に多様化するという保証はなく、またUCITSの保有するポジションが常に一貫性を有しているという保証もありません。

各分離口座またはUCITSの投資戦略固有のリスク要因

下記のリスクは、すべての分離口座/UCITSが対象となる可能性がありますが、分離口座またはUCITSへの投資に関連するすべてのリスクを網羅するものではありません。以下に記載の概要は、記載されているリスク要因の特性および影響を完全に説明するものではありません。

下記の説明において「マネージャー」とは、一般的なマネージャーを指し、実際のもしくは特定のマネージャーまたはマネージャーのグループを指すものでありません。文脈により、「UCITS」にはUCITSのサブ・ファンドやUCITSの一部の資産が含まれます。

投資顧問会社による分離口座またはUCITSの選定は、その分離口座またはUCITSへの投資が当該投資家に適しているという、管理会社、投資顧問会社またはそれらの関連会社もしくはそれぞれの人員による提案を意味するものではありません。さらに、管理会社および投資顧問会社は、投資顧問会社またはその受任者がマネージャーを選定するためまたは監視するために使用する判断基準の表明は行いません。また、かかる判断基準は、投資家がマネージャーおよび関連する分離口座またはUCITSへの投資を評価する際に使用する判断基準とは異なる可能性があります。

投資戦略の有効性

分離口座またはUCITSの投資活動の成否は、特に、マネージャーが、割高・割安な投資機会を見い出し、裁定戦略を通じて特定の市場における展開を他の市場と比較して予測し、金融市場における価格の乖離を活用することができるか否か、また金融市場に影響するニュースおよび事象の意義を評価することができるか否かに左右されます。分離口座またはUCITSが実行する投資戦略の指定および活用には、高い不確実性が伴います。マネージャーが、分離口座またはUCITSの全資産を配分したり、証券およびデリバティブ市場における乖離を活用したりすることができる適切な投資機会を見い出せるという保証はありません。分離口座またはUCITSが投資しようとする金融市場における流動性の低下または市場における価格設定の非効率性および他の市場要因により、分離口座またはUCITSの投資戦略の幅が小さくなります。

分離口座またはUCITSは、マネージャーまたはUCITSの投資運用会社が割安だと判断する証券に一定の投機的な 投資を行う場合があります。しかしながら、購入した証券が実際に割安であるとの保証はありません。さらに、 分離口座またはUCITSは、期待された価額になるまで、長期にわたりかかる証券を保有しなければならない場合が あります。かかる期間中、分離口座またはUCITSの資産の一部が当該証券を保有するため、分離口座またはUCITS

が他の投資機会に投資することができなくなる場合があります。さらに、分離口座は、当該購入のために借入による資金調達を行い、かかる待機期間中に当該借入金に係る利息を支払わなければならない場合があります。

分離口座またはUCITSは、金利の変動、発行体の信用状態の変化、証券の強制償還、買収提案、合併計画の中止、相対価値の予期せぬ変動、ショートスクイーズ、株式の空売りができないこと、課税上の取扱いの変更等の予測不能な事由により、悪影響を受ける場合があります。

分離口座またはUCITSは戦略リスクを負います。戦略リスクは、投資資産を割り当てるために採用された戦略 (マネージャーが採用する戦略等)が失敗または劣化するリスクです。特定の投資資産に対する過度の集中投資 や対象市場の非流動性等、戦略に悪影響を与える幅広い事象によって、戦略特有の損失が生じることがあります。

集中投資

多くの場合、分離口座またはUCITSは、UCITS通達に規定されるように、投資ポートフォリオを分散させる方針であるものの、一時的に比較的少数の投資対象しか保有しない場合があります。分離口座またはUCITSは、発行体の債務不履行等により価値が下落し、またはその他の悪影響を受けた投資対象に多くのポジションを保有していた場合、多大な損失を被る可能性があります。

信用リスク

信用リスクとは、分離口座またはUCITSが保有する債券の発行体が債務不履行となり、分離口座またはUCITSがその投資資産を回収できないリスクをいいます。

金利リスク

分離口座またはUCITSの純資産額は、金利の変動による影響を受ける可能性があります。金利が低下すると、固定利付債の市場価格は上昇する傾向があり、反対に金利が上昇すると、分離口座またはUCITSが保有する固定利付債の価格が悪影響を受ける可能性があります。

価格変動リスク

分離口座またはUCITSは、株式市場の価格変動リスクにさらされ、目標とするバリュー・アット・リスクの範囲内において大幅に変動する可能性があります。株式市場における大幅な価格変動は、分離口座またはUCITSの、その投資目的に従ったパフォーマンスに対して、マイナスの影響を及ぼす可能性があります。

イベント・リスク

イベント・リスクとは、経済、政治または企業活動における予期せぬ変化により生じるリスクをいいます。このリスクは、性質上予測が困難であるものの、分散されたポートフォリオによって分離口座またはUCITSへの影響が軽減され、またシナリオ構築/ポジションのストレステストによっても全体的な影響を軽減することができます。

金融危機と投資資産の評価

世界的な金融危機に伴い、特定の資産の評価が困難になるか、または無価値と評価される可能性があります。 金融情勢の変化により特定の資産が再評価され、結果として分離口座またはUCITSの純資産額が大きく増加または 減少する場合があります。

課税上の取扱い

分離口座またはUCITSが、取得時に源泉徴収税を課されない証券に投資したとしても、適用ある法律、条約、規則もしくは規制またはこれらの解釈の変更の結果、将来において源泉徴収税が課されないという保証はありません。分離口座またはUCITSがかかる源泉徴収税を回収することができず、当該変更により当該分離口座またはUCITSが悪影響を受ける可能性があります。分離口座または(UCITSに適用ある規制の範囲内において)UCITSが、売却時においては源泉徴収税を課されている証券を空売りする場合、得られた価格には購入者の源泉徴収義務が反映されます。将来においてかかる証券に源泉徴収税が課されなくなった場合であっても、その恩恵は分離口座またはUCITSではなく購入者に帰属します。

早期償還リスク

社債または債務証券への投資に関して、金利が低下すると、債務者または抵当権設定者が(その時点のより低い金利で借換えを行って)債務を返済し、その結果として分離口座またはUCITSがより低い金利の証券に投資せざるを得ない可能性があります。

中小企業のリスク

分離口座またはUCITSは中小企業に投資する場合があり、より高い収益を得られる可能性があるものの、債務不履行または破産のリスクが相対的に高く、また上場証券数が少なく変動が大きくなるために、より高いリスクを伴う可能性があります。

クレジット・デフォルト・スワップ

分離口座またはUCITSは、クレジット・デフォルト・スワップ (CDS) 取引を行う場合があります。クレジット・デフォルト・スワップは、一般的に、幅広い呼値スプレッドを取引する店頭デリバティブであるため、この取引から発生する費用が、分離口座またはUCITSの純資産額にマイナスの影響を与える可能性があります。参照先企業に関する信用事由が発生した場合、クレジット・デフォルト・スワップの取引相手が分離口座またはUCITSに対する義務を履行することができる保証はありません。さらに、クレジット・デフォルト・スワップの取引相手が、信用事由の疑いの発生後、契約に用いられた文言(特に何が信用事由に相当するのかを規定する文言)が明確性を欠いている、または別の意味に解することができると主張し、支払を免れようとする可能性があります。

格付を付与されていない債券および投資適格未満の債券

分離口座またはUCITSは、信頼できる信用格付業者から格付を付与されていないかまたは投資適格未満の債券に 投資する可能性があり、かかる債券よりも高い格付の債券よりも、元本および利息の損失を被るリスクがありま す。分離口座またはUCITSは、発行体の他の発行済証券および債務に劣後する債券に投資する可能性があります。 分離口座またはUCITSは、財務制限条項または追加的な債務の制限による保護を受けない債券に投資する可能性が あります。分離口座またはUCITSは、発行体が元本および利息の支払義務を履行できない重大なリスク(信用リス ク)があり、また金利感応度、発行体の信用力に対する市場の認識および一般的な市場の流動性リスクといった 要素に起因する価格変動の影響を受ける可能性(市場リスク)がある、破綻証券に投資する場合があります。し たがって、分離口座またはUCITSは、信用、流動性および金利リスクにさらされています。さらに、債券に対する 信用リスクの評価には、世界中の信用格付業者が異なる基準を有することで国家間の比較を困難にしているため に、不確実性が含まれます。また、信用スプレッドの市場は、往々にして非効率かつ流動性が低いため、金融商 品の価値を測定するための割引スプレッドを正確に算出することが困難となっています。

借入

分離口座は、投資を目的として借入を利用することがあります。借入の実施は、特殊なリスクを生じさせ、分離口座の投資リスクを著しく高める可能性があります。借入により、より高い利回りおよびトータル・リターンの機会が得られますが、同時に分離口座の元本リスクおよび支払利息に対するエクスポージャーが高まります。借入を通じて行われた投資によって得られる、借入利息を上回る一切の投資収益および利益は、そうでない場合に比べ、分離口座の純資産総額を急速に増加させる原因となることがあります。反対に、借入利息が投資収益および利益を上回る場合、分離口座の純資産総額は、そうでない場合よりも、急速に減少する場合があります。

マネージド・フューチャーズ

分離口座またはUCITSは、コンピューターによるトレーディングに依存した先物戦略に投資することがあります。先物取引では、将来の期日において先物契約に係る投資対象資産の受渡し、または反対売買によるポジションの決済を行う義務が生じます。かかる契約は高度のリスクを伴います。さらに、先物取引において通常必要とされる委託証拠金は少額なので、高度のレバレッジが得られる可能性があります。したがって、先物契約における比較的小さな価格の変動は、委託証拠金の額と比較して巨額の損益をもたらす場合があり、また、委託証拠金を上回る無制限の損失をもたらす場合があります。

コンピューターによるトレーディングは、過去の市場パフォーマンスに関連するテクニカル要因の数学的分析を利用した投資戦略に部分的に基づくことがあります。テクニカルでかつトレンド・フォロー型の投資戦略の収益性は、取引を行う市場での今後の大きく持続的な価格の動きの発生にかかっています。レンジ相場、すなわち価格のトレンドらしきものが出始めるものの実際にトレンドが発生する前に反転する相場は、トレンド・フォロー型のトレーダーにとって危険です。間違ったトレンド開始パターンによって、テクニカル指標に参入と退出のシグナルが繰り返し発生する場合があり、それは利益の出ない取引でしかありません。過去には、持続的な価格変動のない時期が長期にわたってあり、そのような期間は将来も生じると推定されます。このような価格変動

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

のない期間は、当該投資戦略に多大な損失をもたらす可能性があります。したがって、将来、トレンド発生の可能性を減らす要因(関連する市場における政府のコントロールおよび介入の強化など)が生じた場合、トレンド・フォロー型の投資戦略が将来利益をもたらす見込みが減る可能性があります。

株式ロング/ショート

この投資戦略を利用する分離口座またはUCITSは、ネット・ロングまたはネット・ショートに偏った運用を行う可能性が高く、証券市場が下落または上昇した場合に、著しい損失が生じる可能性があります。反対に、市場リスクを完全にヘッジした手法をとる場合は、市場が急騰した場合、分離口座またはUCITSのパフォーマンスが株式指数を下回る可能性があります。

投資を特定の業種または市場に集中させる方法もあります。そのような分離口座またはUCITSの投資ポートフォリオでは、多様な業種、企業および証券の種類に広く分散している場合と比較して、より激しい値動きをする可能性があります。

零細企業および中小企業に重点を置いて投資する場合もあります。小規模の企業は、成長の可能性が大きい場合もありますが、高リスクの投資である場合もあります。小規模で設立間もない企業は多くの場合、多角化する能力、広い顧客基盤、幅広い生産能力または生産の実績および資本市場における資金調達手段を欠き、それが原因で成長力を著しく制限される場合があります。したがって、これらの企業への投資に伴う事業リスクは相当程度大きなものです。さらに、小規模な企業は、従来のアセット・マネージャーの多くに調査情報を提供している大手の投資銀行からの関心が低いため、その株式は一般に機関投資家により取引されておらず、そのため相対的に流動性を欠いています。

株式マーケット・ニュートラルおよび転換社債裁定

「マーケット・ニュートラル」または「相対価値」のヘッジ、裁定戦略を、分離口座またはUCITSが利用した場合においても、リスクが無いということを意味しているのではありません。「ヘッジ」ポジションまたは「裁定戦略」ポジションにおいても多大な損失を被る場合があります。また、一組のポジションのうち一方のポジションが流動性を失う、または債務不履行となった場合、そのポジションが事実上完全に投機的なものに変わる可能性があります。すべての裁定(相対価値)戦略には市場におけるいわば二次的リスクがあります。さらに、「純粋な」相対価値のファンドまたはマネージドアカウントは、ほとんど存在しません。マネージャーまたはUCITSの投資運用会社は、分離口座またはUCITSを市場リスクにさらすこととなる、ディレクショナル戦略を限定的に利用することがあります。

合併裁定およびイベント分析

合併裁定戦略は、様々なコーポレート・イベントが発生または成立するかに関する的確な予測ができるか否かにその成否がかかっています。合併、株式交換、株式公開買付等の取引は、様々な要因により妨害もしくは延期され、または条件が変更される可能性があります。意図した取引が成立しそうにない場合または実際に不成立もしくは延期となった場合、この投資戦略を利用するマネージャーまたはUCITSの投資運用会社が購入した証券の市場価格が急落し、その結果、分離口座またはUCITSが間接的に損失を被る可能性があります。多くの取引において、マネージャーまたはUCITSの投資運用会社は、市場の変動に対する「ヘッジ」を行いません。

マネージャーまたはUCITSの投資運用会社によっては、分離口座またはUCITSの資産を合併、株式公開買付、株式交換または清算等の重大なコーポレート・イベントの結果に左右されるポジションに投資することがあります。コーポレート・イベントは、市場の動きだけでなく、規制当局の介入、株主の同意ならびに金利および経済見通しの変化等の、非常に多くの要因に影響され、これらは、最も安全と考えられるリスク裁定投資にさえ、特に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる取引が不成立となるリスクは高く、予想外の結果により重大な損失となる可能性があります。

イベント分析戦略

イベント分析戦略において、マネージャーまたはUCITSの投資運用会社は()イベントが発生する可能性、および()イベントが証券の価値に及ぼす影響に関して、予測を行う必要があります。イベントが発生しなかった場合または予測されていた影響がなかった場合には、損失が発生する可能性があります。例えば、新たな事業戦略の採用または会社による資産の処分もしくは債務削減プログラムの完了は、マネージャーにより予測された評価ほど市場の評価が高くなく、損失が発生する場合があります。さらに、企業が価値を高めるための再編計画を公表したにもかかわらずそれを実行できなかった場合、投資家が損失を被ることとなる可能性があります。清算および会社の再編成には、取引が不成立となるか、延期となる、または現金もしくは新規証券の分配を、その分配に係る証券に対して分離口座またはUCITSが支払った価格よりも低価で行うこととなるリスクが存在します。

合併および株式公開買付および株式交換は、下記を含む様々な要因により妨害または延期される可能性があります。()計画された取引の禁止を求める訴訟にしばしばつながる、対象企業の経営陣または株主による反対、()連邦または州の規制当局による介入、()買収会社以外の企業と被買収会社の合併、または買収会社以外の企業による友好的買収等の被買収会社の「防衛」戦略、()合併の場合、必要な株主の承認が得られないこと、()証券の価格に重大な変更を及ぼす市況、()適用される連邦または州の証券法の遵守、ならびに()十分に資金を調達できないこと。イベント分析戦略は、イベントが予測通りに完了した場合には大半の投資は比較的少ない利益をあげ、予想されたイベントが発生しなかったか、または条件が不利に変更されたために、予測通りに完了しなかった場合は比較的大きな損失となるものと、しばしば特徴付けられます。イベント分析戦略の成功には、マネージャーまたはUCITSの投資運用会社が各イベントに固有の事実および状況を分析および評価することが必要であり、下記に関する判断を行うことが必要です。()実現されると予測される価格、()完了までの時間、()成功の可能性、および()投資が失敗した場合の損失。マネージャーまたはUCITSの投資運用会社がこれらの要因を正しく評価するという保証はありません。イベント分析戦略は本質的に投機的なため、この戦略の分離口座またはUCITSのパフォーマンスは、期間毎に大きく変動するものと考える必要があります。したがって、特定の期間のパフォーマンスは、予想される将来の期間のパフォーマンスを必ずしも示唆するものではないと解されるべきです。

破綻証券

マネージャーまたはUCITSの投資運用会社は、財務状態が厳しい企業、業績が悪い企業、著しい資金不足もしくは純債務超過に陥っている企業、他社との特殊な競合問題もしくは製品の陳腐化の問題に直面している企業または破産もしくは更生手続中の企業の証券に分離口座またはUCITSの資産を投資する場合があります。このような種類の投資は、重大な財務上および事業上のリスクを伴うため、多大な損失を被る、または全損の可能性があります。問題企業への投資に伴うリスクには、その企業の財務状態および運営状況の情報を得ることがしばしば難しいという事実があります。また、そのような証券の市場価格は、突然かつ不規則な変動をし、価格のボラティリティが平均よりも高い場合があり、買呼値と売呼値のスプレッドは、通常よりも大きい可能性があります。当該証券の市場価格がその本来の価値を反映するようになるまでには、何年もかかる可能性があります。分離口座またはUCITSのポートフォリオに含まれる証券は、流動性が低い場合があり、分離口座またはUCITSが保有するそのようなポジションは、当該証券の流通市場において高い割合を占める可能性があります。

相対価値戦略

分離口座またはUCITSのための相対価値取引の成否は、相互関係にある金融商品間の相対的なミスプライシング(適正価格から乖離した状態)を活用するマネージャーまたはUCITSの投資運用会社の能力にかかっています。相場の方向性にかける取引では全体的な価格の変動を活用するのに対して、相対価値ポジションは価格差を活用しようとすることから、相場の方向性にかける取引よりも低いリスク特性を有すると考えられていますが、相対価値戦略にリスクが決してないわけではありません。ミスプライシングは、正しく認識されたとしても、分離口座またはUCITSがそのポジションを維持する期間内において収束しない場合があります。非常に稀ですが純粋な「リスクのない」裁定でさえ、(例えばマージン・コールにより)裁定を満了まで維持できない場合は、多大な損失が生じる可能性があります。相対価値戦略には、過去の価格相関の崩壊、信用枠の規制または外部の評価モデルが陳腐化もしくは不適切となるリスクがあります。市場の混乱によっても、当該マネージャーまたはUCITSの投資運用会社がポジションの解消を強いられる可能性があります。そのような混乱は、過去に相対価値戦略を利用するファンドに多大な損失をもたらしました。

分離口座またはUCITSの相対価値取引の主な構成要素は、2つ以上のポジションの間の価格差です。そのポジションの間の価格相関が一定のままである場合、利益も損失も生じません。しかし、そのポジションには価格差が不利に変化するという大きなリスクがあり、その場合、レバレッジを用いることで、損失が増大することとなります。さらに、利回り曲線の形状の変化によって、ヘッジ取引またはスプレッド取引の収益性に多大な変化をもたらす可能性があります。利回り曲線が反転した場合、満期の異なる投資資産の間の金利差の逆転は、相対価値戦略を利用する分離口座またはUCITSにとって、それまでは利益のあったヘッジ手法が利益をもたらさない手法となる可能性があります。

<u>マクロ</u>

この戦略は、ファンダメンタル分析に基づいており、ミクロ経済や相対価格分析を利用して将来の市場の動きの方向性を予測しようと試みます。この戦略は、市場の方向性に追随することで収益を生むことができますが、市場がファンダメンタルな事由に基づかない動きをする場合には、多大な損失が生じる可能性があります。

新興国市場への投資

分離口座またはUCITSによる新興国市場への投資は、下記の内容のものを含む特有のリスクを伴う可能性があります。()政治的または経済的不安定性、()国際取引の予期せぬ変更、()外国政府による収用、国営化または没収課税等の措置の可能性、()為替管理の強制または変更、()価格変動の大きさ、()配当、利息およびキャピタルゲインに対する源泉徴収税または外国租税の賦課、ならびに()為替レートの変動および為替管理規制。

分離口座またはUCITSは、先進国市場への投資と比較した際に、追加のリスクに直面する可能性のある、新興国市場の債券、外国為替商品および株式に投資する場合があります。新興国市場の証券への投資は、先進国に拠点を置く発行体の証券に投資するよりも高度のリスクがあります。とりわけ、新興国市場の証券への投資は、先進国に拠点を置く発行体の証券に投資するよりも、公的に入手できる情報が少ないこと、変動の大きい市場、厳格さに劣る証券市場規制、不利な税制ならびに高確率での深刻なインフレ、交換が不安定かまたは不可能な通貨、戦争および個人資産の収容といったリスクを含みます。さらに、新興国市場における分離口座またはUCITSの投資機会は、国内証券への外国からの投資に関する法的規制により制限されることがあります。新興国市場は一般的に、先進国における市場に比べて効率性に欠けます。場合により、証券市場が国内に存在せず、近隣の取引所において取引を行う必要が生じることがあります。新興国市場における取引量および流動性は、先進国よりも低くなっています。新興国市場の証券を売却しようとする際に、かかる証券のための市場がほとんどまたは全く存在しない場合があります。さらに、新興国市場に拠点を置く発行体は一般的に、先進国に拠点を置く発行体に適用される基準と比較して、統一的な会計および財務報告の基準、手法および要件に従うこととなっていない場合が多く、その結果、詐欺その他の不正行為の可能性が高くなっています。また、新興国市場の政府または証券取引所が発表する公式情報の質および信頼性については、報告された実際の状況を正しく反映していないことがあります。

新興国市場の証券は、政府による証券取引税が課される場合があり、これには投資コストを高める影響、および売却時におけるかかる証券の実現利益を減少させるまたは損失を増加させる可能性があります。銀行または他の金融機関といった、かかる証券の発行体は、先進国における発行体の場合と比較して、厳格さに劣る規制に服す場合もあり、したがって潜在的により高いリスクがあります。さらに、新興国市場における取引の決済は非常に遅く、先進国市場と比較して、より高い取引不成立のリスクがあります。また、保管会社は、より成熟した市場において通常とされるレベルのサービス、保管、証券の決済および事務の代行業務を提供できず、分離口座またはUCITSが、副保管会社がそれらのために保管している証券の所持人として認識されないリスクがあります。

新興国市場の国々に関しては、かかる国々の経済情勢または分離口座/UCITSの投資対象の価値に不利に影響し得る、国有化、収用、没収課税、配当・利息・キャピタルゲインその他の収入に対する源泉徴収税もしくはその他の税の賦課、分離口座・UCITSの資金もしくはその他の資産の移転の制限、政情の変動、政府規制、社会情勢の不安定さ、外交情勢の変化(戦争を含む。)の可能性があります。さらに、新興国市場の国々の経済は一般に、国際取引に大きく依存しており、したがって、貿易相手国から課されるまたは提案される貿易障壁、為替管理、相対的な通貨価値およびその他の保護貿易政策によりこれまで、また今後も引き続き不利な影響を受けることがあります。また、貿易相手国の経済情勢によっても、不利な影響をこれまでも今後も受けることがあります。経済が少数の産業に依拠している場合が多く、取引条件における変化に対して脆弱であったり、債務が多額であったり、または高いレベルのインフレとなっている国々もあります。

株式

株式への投資は、多大なリスクを伴う可能性があり、その市場価格は大幅かつ急激に変動する場合があり、これにより損益が大きく変動する可能性があります。関連する募集書面および投資アドバイザリー契約に明記されている投資指針以外で、マネージャーが分離口座の資産を投資できる会社の規模または設立年に関する分離口座への絶対的な制限はありません。一方でUCITSは、UCITS通達に従い、専ら上場株式に重点をおいて投資しなければなりません。さらに、分離口座またはUCITSが投資を行う可能性のある比較的小規模の会社は、経営陣の層が薄く、または成長に必要な資金を内部的に捻出する、もしくは外部から調達する能力に欠ける場合があり、また新商品および新サービスを有する会社は、予測した市場が具体化しなかった場合は、多大な損失を被る場合があります。小規模の会社の証券は、より大幅に価格変動する場合があります。

リスクヘッジ

リスクヘッジとは、投資資産の保有に伴うリスクを最小化することを目的とした戦略です。マネージャーは、一般的にすべての市場リスクまたは分離口座もしくはUCITSのポジションに固有のその他のリスクをヘッジしようとはせず、リスクをヘッジする場合でも、特定のリスクの一部のみをヘッジする場合があります。具体的には、特定のポジションまたは分離口座またはUCITSの全体的なポートフォリオのいずれかの観点から、マネージャーは

特定のリスクをヘッジしないことを選択するか、そのリスクヘッジが経済的に魅力のないものと判断する場合が

マネージャーまたはUCITSの投資運用会社は、リスクを軽減することまたは抑制することを意図して、ヘッジ取引を行うことがあります。マネージャーがこれに成功した場合でも、リスクヘッジは分離口座またはUCITSの収益を低下させます。さらに、ヘッジ手段およびリスクヘッジが行われるポジションとの間の予期せぬ相関の喪失により(または正相関となることにより)、ヘッジ戦略がリスクの抑制において有効ではなくなる可能性もあり、これにより、リスクおよび損失は共に軽減せず、かえって増大する場合があります。

マネージャーまたはUCITSの投資運用会社が行うリスクヘッジは、そのリスクヘッジ手段/ポジションは固定的なものではないことがあり、むしろマネージャーまたはUCITSの投資運用会社による市況の評価ならびに予測されるリスクヘッジ手段/ポジションとヘッジされるポートフォリオまたはポジションの間の相関の程度に基づき、継続的な調整が必要である場合があります。そのヘッジ戦略の成否は、マネージャーまたはUCITSの投資運用会社がその戦略を効果的に、コスト効率よく実行する能力および分離口座またはUCITSが取得するヘッジポジションに関する継続的な判断の正確性にかかっています。

オプション

あります。

マネージャーまたはUCITSの投資運用会社は、分離口座またはUCITSのために証券および株価指数のオプションを売買することがあります。カバード・コール・オプションの売り手は、参照証券の市場価格が、参照証券の買付価格からコール・オプションで受領したプレミアムを控除した額を下回る水準まで下落するリスクを負います。カバード・コール・オプションの売り手はまた、コールの権利行使価格を上回る参照証券の利益を得る機会を放棄します。カバーされていないコール・オプションの売り手は、不利な条件で参照証券を公開市場において買付を行うことにより、コール・オプションの買い手に対する義務を履行することを求められるリスクを負います。プット・オプションまたはコール・オプションの買い手は、オプションのプレミアムを失うリスクを負います。

空売り

空売りとは、所有していない証券を、後日売却価格を下回る価格で当該証券(またはこれらと交換可能な証券)を購入することを意図して売却するものです。証券の買い手に証券を引き渡すために、分離口座は証券を借りなければならず、分離口座は貸し手に証券を返却する義務がありますが、これは分離口座により証券が後日購入されることにより完了します。空売りは、証券の市場価格が理論上無制限に上昇するリスクを含んでいます。このため、空売りによる損失は、可能性としては無限大です。

非流動的証券

分離口座が購入した証券は、流動性に欠ける場合があり、これによりその証券もしくはその他の投資資産を売却すること、または外貨取引を終了すること、またはオプションの空売りをカバーすることができなくなる可能性があり、これによって、分離口座に無制限の損失を負わせる可能性があります。流動性は、中小企業および新興企業の証券ならびに未公開企業に関して、特に考慮すべき事項です。このマーケットの流動性および厚みの欠如は、時価での換金および希望価格での買付けの両方において分離口座にとって不利に働くことがあります。さらに、以前は売買可能であった証券が、様々な理由により一切売買できなくなる(または売買することがより困難となる)可能性があります。例えば、取引所に上場している証券の場合、証券の価格が売買を継続するために必要な最低価格を下回った場合、その換金可能性は阻害され、事実上換金不能になる可能性があります。

デリバティブ

特定の証券、コモディティー、通貨、金利、指数または市場の投資パフォーマンスを修正または置き換えるために、複雑なデリバティブにレバレッジを利用するなどして投資する分離口座またはUCITSもあります。これらの商品は、一般的に取引相手リスクを有しており、期待したような結果をもたらさない可能性があり、そのためより多大な損失または利益をもたらす場合があります。これらの投資はすべて、投資の全部または一部を失うこととなる追加的なリスク、特に金利リスクおよび信用リスク、国内外の市場価格および需要動向、一般的な経済的要因および事業のリスクがあります。デリバティブは、市場の動きを著しく増幅させ、投資額以上の損失をもたらす可能性のある非常に高いレバレッジが組み込まれている場合があります。分離口座またはUCITSがデリバティブ取引を行うことがある市場には「相対取引」市場または「ディーラー間」市場もあります。それらの市場の参加者は、通常、取引所の参加者と同水準の監督規制を受けません。これにより、分離口座またはUCITSは、取引相手の信用または流動性が原因で、取引相手が取引の条件に従って決済しないリスクにさらされます。かかる市場には、取引所にある市場参加者間の紛争を早急に解決するための明確なルールや方法が欠如している場合がある

ため、決済の遅延が(善意か否かを問わず)契約の条件に異議を唱えることにより発生する可能性があります。これらのことで、交換取引等が実行されている間に、不利な市場の動きにより、分離口座またはUCITSが損失を被る原因となる場合があります。このような「取引相手リスク」は、すべてのスワップに存在し、また、様々な事象が決済の障害となり得る長期契約の場合またはマネージャーが単一もしくは少数の取引相手に取引を集中させた場合により大きくなります。マネージャーは、一般的に特定の取引相手と取引することまたはその取引の一部もしくは全部を1つの取引相手に集中させることを制限されません。

ドッド・フランクは、店頭デリバティブの大部分は、規制市場において約定を成立させ、規制清算機関における清算に付されなければならないと要求しています。清算に付された相対取引は、該当する清算機関により設定された最低当初証拠金および変動証拠金の要件、ならびに今後SECまたは米国商品先物取引委員会(以下「CFTC」といいます。)により制定される法定証拠金の要件に服します。規制機関もまた、非清算店頭デリバティブに関して証拠金要件を課する裁量権を有します。店頭デリバティブ・ディーラーは、顧客の取引の清算を行う清算機関に対し、証拠金を預託することを義務付けられ、従来こうした証拠金を取引に使うことが認められてきましたが、委託した証拠金を取引に使えなくなる可能性もあります。これにより、スワップ・ディーラーの費用は増大するものと見込まれ、かかる費用は、報酬の値上げおよびディーラーの成果の低下という形で他のスワップ市場参加者に転嫁される可能性があります。

SECおよびCFTCは、以前は相対取引市場において当事者間で約定されていたデリバティブ取引の大部分についても、規制された証券、先物またはスワップの取引所または取引実行機関を通じて約定することおよび中央清算機関(「CCP」)を通じて清算されることを義務付けています。CFTCにより規制される一定のデリバティブ取引は、現在これらの規則に服しており、将来デリバティブ取引が追加されることが予想されます。現時点では、並行するSEC要件の効力が発生する時期は未定です。かかる規則により、分離口座またはUCITSを含む投資信託が高度にオーダーメードまたはカスタマイズされた取引を締結することがより困難かつ費用のかかるものとなる可能性があります。また、かかる規則により、規則がなければ分離口座またはUCITSが採用したであろう一部の戦略が不可能となるか、または費用がかかり過ぎて実行する経済性がなくなる可能性があります。分離口座またはUCITSがこれらの取引所または取引実行機関の1つまたは複数の直属の会員となることを決定した場合、分離口座またはUCITSは取引所または取引実行機関のすべての規則に服すことになり、これによりさらなるリスクおよび負債が生じ、場合によっては規制要件が追加される可能性があります。

店頭デリバティブのディーラーは、現在CFTCへの登録を義務付けられており、最終的にSECへの登録を義務付けられる見込みです。ディーラーは、最低資本要件および最低証拠金要件、業務遂行基準、開示要件、報告および記録管理要件、透明性要件、ポジション制限、利益相反に係る制限、ならびにその他の規制当局が課する義務に服しています。これらの要件により、店頭デリバティブのディーラーの総費用がさらに増加し、かかる費用の少なくとも一部は、市場が変動を続ける中で報酬の値上げおよびディーラーの成果の低下という形で市場参加者に転嫁されるものと見られます。非米国規制機関が定める、時に重複する追加的規制要件とともに、この新しい規制の枠組みに店頭デリバティブ市場がどのように適合する見込みか、明らかではありません。

ドッド・フランクの下では、店頭デリバティブの大部分について、CCPを通じて清算されることが義務付けられる見込みです。CCPの利用により、店頭デリバティブ市場において一定のリスクが減少する可能性がありますが、損失のすべてのリスクが排除されることはありません。ドッド・フランクは、CCPによる断片化した清算メカニズムを制定しました。CCPは、今後の規制との関係で、よりリスクが高く流動性の低い店頭デリバティブを清算することができるようになる可能性があります。CCPが実行することが義務付けられている金融セーフガードシステムにかかわらず、市場危機において、CCPの資金およびセーフガードが、清算会員による1件または複数の債務不履行または支払不能を解決するために不十分であった場合、CCP自らが支払不能になる可能性があり、その場合、金融システムに構造上のリスクが生じ、かかるCCPを通じて清算される分離口座またはUCITSの店頭デリバティブに損失のリスクが生じます。

また、米国議会は、クレジット・デフォルト・スワップおよびその他デリバティブの取引に、現物のポジションを保証することを目的とする場合を除き、これらの商品を取引することを禁ずる可能性を含めた制限を課すことを検討しており、将来的にはかかる制限を課す可能性があります。

レバレッジの利用

分離口座またはUCITSの資産に関して、マネージャーまたはUCITSの投資運用会社は、投資のために資金の借入またはデリバティブの利用、証券の空売り、証券の信用買い、レポ取引およびスワップその他の手段により、高いレベルのレバレッジを用いることがあります。マネージャーは、下記にて詳細に説明される分離口座のために現金を直接借入れる権限も有している場合があります。レバレッジは損失を増大させます。

資金の借入、証拠金の預託による借入、空売り、スワップ取引、先物契約およびそのオプション、証券のオプション、先渡契約、逆レポ取引、仕組み商品またはデリバティブ等の、マネージャーまたはUCITSの投資運用会社

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

による特定のレバレッジの利用は、投資された資産に対する収益を著しく改善する場合がある一方で、分離口座 またはUCITSの損失を著しく増大させるおそれもあります。

分離口座の借入は、通常金融機関からのもので、一般的にその分離口座の資産が担保となっています。一定の 状況において、そのような金融機関は、追加の担保を求める場合があり、分離口座が追加の担保を提供できない 場合は、当該金融機関は、分離口座の債務を弁済するために、口座の資産を売却する場合があります。このよう な売却は、非常に悪い結果をもたらす可能性があります。さらに、分離口座の借入金額およびその借入金利は変 動し、分離口座の収益性に多大な影響をもたらします。

ファンドに関連するリスク

ファンドの投資目的および分離口座またはUCITSの投資目的の達成

ファンドの投資目的ならびに関連する分離口座 / UCITSの投資目的が成功を収める保証または表明は行われません。ファンドならびに関連する分離口座 / UCITSがその投資目的を達成すると保証することはできません。

投資の集中

ファンドに発生する費用に充当するための一定水準の現金および為替取引の目的で保有する資産を除いて、ファンドの資産はすべて、分離口座およびUCITSに投資されます。したがって、かかる分離口座およびUCITSに発生した損失は、ファンドの財務状態全般に重大な悪影響を及ぼすことになります。

費用の水準

ファンドが分離口座 / UCITSに投資するにあたり支払わなければならない報酬は、多層構造になることがあり、 投資顧問会社がファンドのために行う分離口座 / UCITSの原資産への直接投資に関係する費用よりも多額の経費に なることがあります。ファンドの費用は、ファンド・オブ・ファンズ・アプローチを採用しない投資ファンドに 関係する費用よりも高い割合を純資産に占めることになる場合があります。

流動性リスク (ファンドの投資ポートフォリオの流動性)

流動性とは、投資顧問会社がファンドの投資ポートフォリオの勘定において適時に投資対象を売却する能力のことをいいます。流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べてボラティリティが高くなる傾向があります。ファンドの資産を流動性が低い証券に投資することにより、投資顧問会社が希望する価格で、希望するタイミングにファンドの資産を換金できない可能性があります。先物ポジションは、一部の取引所において、「値幅制限」または「デイリー・リミット」と呼ばれる規制により、一定の先物の契約価格の一日における変動の幅を制限している等の理由により、流動性に欠けることがあります。特定の先物の契約価格が値幅制限の限度額まで上昇または下落してしまうと、当該先物は、限度額でまたは限度額以内で売買を成立させる意思がトレーダーにある場合を除き、ポジションを獲得することも清算することもできなくなります。同様の事象により、投資顧問会社が不利なポジションを獲得することも清算することもできなくなります。同様の事象により、投資顧問会社が不利なポジションを遅滞なく清算することが妨げられ、ファンドの投資資産が損失を被る場合があります。取引所が特定の契約の取引を停止する可能性、特定の契約を直ちに清算および決済するよう命令する可能性、または特定の契約の取引を停止する可能性、特定の契約を直ちに清算および決済するよう命令する可能性、または特定の契約の取引を清算のためにのみ実行するよう命令する可能性もあります。流動性リスクは、相対取引の場合も発生します。現在、上記のような契約については規制市場が存在しないため、買呼値および売呼値はかかる契約のディーラーによってのみ成立します。市場性のない証券への投資には、流動性リスクが伴います。こうした証券は評価することが難しく、その発行体は、投資家を保護する規制市場の規則に服しません。

為替取引

為替取引(為替先渡取引等)は、主にAクラス受益証券およびCクラス受益証券のファンド資産について、Aクラス受益証券については日本円買いおよび米ドル売り、Cクラス受益証券については豪ドル買いおよび米ドル売りの契約が締結されます。したがって、投資家はAクラス受益証券については日本円/米ドル間、Cクラス受益証券については豪ドル/米ドル間の為替レートの不利な動向にさらされる可能性があります(Aクラス受益証券およびCクラス受益証券のそれぞれを以下「連動クラス」といい、米ドルに対して調整が行われる該当するクラスの額面通貨をそれぞれ以下「連動クラス通貨」といいます。)。ある連動クラスの為替動向としては有利であっても、為替取引が当該連動クラス通貨の米ドルに対する実際の市場価値または予想される市場価値を十分に反映する保証はありません。

連動クラス通貨の金利が米ドルの金利よりも低い場合、その金利差は、当該連動クラスの勘定の為替取引によるコストとなります。逆に、連動クラス通貨の金利が米ドルの金利よりも高い場合、その金利差は、当該連動クラスの勘定の為替取引によるプレミアムとなります。連動クラス通貨の取引が、連動クラス通貨の需給、政府の

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

方針の変更やその他の外部要因等のために制限されている場合、実行すべき為替取引が完全には実行できない可 能性があり、為替取引によるプレミアムや為替取引によるコストは不利な影響を被る可能性があります。このよ うな場合、為替取引によるプレミアムや為替取引によるコストは、連動クラス通貨と米ドルとの金利差に基づく 水準とは大幅に異なることがあります。

連動クラスに関して、投資顧問会社は、該当するクラスの受益証券の通貨エクスポージャーを連動クラスの通 貨に対し調整を行うことを目的として、購入先渡契約(ノン・デリバリー・フォワードを含みます。)を米ドル に対し行うことにより、外国為替リスクを軽減するよう努めます。しかし、為替取引の利用により外国為替リス クを完全に排除することは不可能です。このため、Aクラス受益証券およびCクラス受益証券の保有者は、Aク ラス受益証券および C クラス受益証券の 1 口当り純資産価格の下落により損失を被る可能性があり、その結果こ れらの受益者は、為替レートの変動により投資額の一部または全部を失う可能性があります。

経済情勢

その他の経済状況(例えば、物価上昇率、景気動向、国際競争、技術の進歩、政治および外交上の出来事およ び動向、税法ならびに無数のその他の要因があります。)の変化は、ファンドの投資の収益に深刻な影響を及ぼ す可能性があります。これらの状況はいずれも、投資顧問会社の制御が及ばないものです。ファンドが直接また は間接的にポジションを保有する市場における予想外のボラティリティまたは流動性により、ファンドの資産の 投資および再投資を、投資顧問会社がうまくできない可能性があり、またファンドの投資が損失を被る可能性が あります。

デリバティブと政府の介入のリスク

デリバティブの価格(先物価格、オプション価格等)は高いボラティリティを有します。先渡契約、先物契約 およびその他のデリバティブ契約の価格動向は、特に金利、需給の変化、政府の貿易、財政、金融、為替管理に 係るプログラムおよび方針、ならびに国内外の政治経済上の事由および政策の影響を受けます。さらに、通貨お よび金利の先物およびオプション等の特定の市場に対して、政府が随時、直接、規則によって介入します。この ような介入は、価格に直接影響を与えることを意図する場合がしばしばあり、他の要因と相まって、上記の市場 すべてを、特に金利の変動によって、同じ方向に急速に変化させる引き金となることがあります。デリバティブ の利用には、() ヘッジされる投資対象の値動きと金利変動との関係を予測する能力への依存、() ヘッジ 目的で利用される金融商品とヘッジ対象資産または市場セクターとの不完全な相関、()これらの金融商品を 利用するに際して必要な技能が、投資対象の選定に必要な技能とは別であるという事実、()ある金融商品に 関して、特定の時点において流動性のある市場が存在しない可能性、ならびに()ポートフォリオの有効な運 用または買戻請求への対応ができなくなる可能性等の特有のリスクもあります。

先物契約の流動性

先物ポジションは、一部の取引所において「値幅制限」または「デイリー・リミット」と呼ばれる規制により 価格の一日の変動幅を制限しているため、流動性に欠けることがあります。こうした値幅制限の下では、単一の 取引日において、値幅制限を超えた価格での売買は一切、約定できません。特定の先物の契約価格が値幅制限の 限度額まで上昇または下落してしまうと、当該先物は、限度額以内で売買を成立させる意思がトレーダーにある 場合を除き、ポジションを獲得することも清算することもできなくなります。このため、投資顧問会社が不利な ポジションを清算することが妨げられる可能性があります。

先渡取引

先渡契約およびこれに係るオプションは、先物契約とは異なり、取引所において取引されることはなく、また 標準化されていません。先渡取引の市場では、銀行およびディーラーが取引当事者であり、各取引について個別 に交渉を行っています。先渡しおよび「現物」の相対取引は、事実上、規制がありません。一日における価格の 変動幅に制限はなく、投機的ポジションに関する制限は適用されません。先渡市場で取引を行う当事者は、自ら の売買する通貨について持続して市場を形成する義務はなく、こうした市場においては、流動性のなくなる期間 が生じることがあり、時として相当期間にわたることがあります。市場の非流動性または混乱は、ファンドに多 大な損失をもたらす可能性があります。

相対取引における規制の欠如および取引相手リスク

投資顧問会社は、ファンドの勘定において相対取引を行うことができます。一般的に、相対取引における政府 の規制および監督は、証券取引所において締結される取引に比べて厳しくありません。また、取引所清算機関の 履行保証等、証券取引所の参加者に与えられる保護の多くは、相対取引に存在しません。このため、ファンド

は、取引相手が信用もしくは流動性の問題または契約条件に対する異議を理由として取引の決済を行わないリスクにさらされます。投資顧問会社は、取引を1つの取引相手に集中させることを制限されていません。したがって、ファンドは、投資顧問会社がファンドの取引を規制取引所に限定した場合よりも大きな債務不履行の損失リスクにさらされます。

ファンドは取引相手の支払不能、破産、政府による禁止等によるか否かにかかわらず、取引債務不履行のリスクにさらされており、多大な損失を被る可能性があります。かかるリスクを軽減するため、投資顧問会社は、ファンドの取引を信用力があると考えられる取引相手に限定しようと試みる場合があります。

買戻しの影響の可能性

大量の受益証券が受益者により買戻される場合、投資顧問会社は、買戻しに必要な現金を手当てするため、本来の望ましいペースよりも短期間で、ファンドの投資対象を清算しなければならなくなる可能性があります。

市場の混乱

金融市場の深刻な混乱、および政府の市場への介入の効果の不透明さを含め、かかる混乱を収束させる方法、時期について実質的に予測不能であることは、投資顧問会社がファンドの勘定において実行した投資資産の価格、ボラティリティおよび流動性に重大な悪影響を及ぼし、ひいては純資産額に影響する可能性があります。

負債のクラス間配分

受益証券は、種々のクラスで発行されます。信託証書には、ファンドの債務が複数のクラス間で負担される方法が規定されています(債務はこれが発生したクラスにより負担されます。)。しかしながら、ファンドは単一の信託として設立されており、すべてのクラスの保有者は、当該保有者が保有するクラス以外のクラスに発生した債務を、かかる債務を返済するための資産がそのクラスに十分存在しない場合は負担しなければならない可能性があります。したがって、債務は当該クラスに限定されず、他のクラスの資産から支払わなければならない可能性がある、というリスクがあります。

以上に列挙したリスク要因は、本募集に伴うリスクの完全な説明として意図されたものではありません。ファンドは、その資産の大部分を分離口座およびUCITSに投資する予定です。したがって、受益者は間接的に、分離口座およびUCITSに投資することに伴うリスクにさらされます。

制裁

受託会社およびファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、受託会社は申込者に対して、申込者自らが、および(いる場合には)実質的所有者、管理者または権限者(以下「本関係者」といいます。)が自ら知り信じる限りにおいて、()米国財務省外国資産管理局(以下「OFAC」といいます。)、もしくは欧州連合および/もしくは英国の規制(英国については、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストへの掲載、()国際連合、OFAC、欧州連合および/もしくは英国により課される制裁が適用される国もしくは地域における営業上の拠点の保有もしくは居住、または()その他国際連合、OFAC、欧州連合もしくは英国(英国については、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)により課される制裁の適用(以下総称して「制裁対象」といいます。)のいずれにも該当しないことを、継続的に表明および保証することを求めることができます。

申込者または本関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社は、かかる申込者が制裁対象に該当しなくなるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可が取得されるまで、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる申込者および/またはかかる申込者のファンドの持分を対象とするその後の取引を停止するよう求められる場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。)。受託会社およびファンドは、かかる申込者が制裁対象者事由の結果として被った負債、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的または結果的であるかを問わず、損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびにすべての金利、罰金および訴訟費用その他すべての専門家に要する費用および経費を含みますが、これらに限られません。)に対して一切の責任を有しません。

また、ファンドのために行った投資が、後発的に適用ある制裁の対象となった場合、受託会社は、その制裁が解除されるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可が取得されるまで、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる投資対象とのその後の取引を停止する場合があります。

b. ファンドに関する利益相反

受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社

受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社の各々、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの各々の取締役、役員、従業員、代理人および関係者またはその他の関係する当事者(それぞれ以下「関係当事者」といいます。)は、ときとしてファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、管理者、事務代行者、保管者、運用者または販売者を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。適用法令に従い、関係当事者は、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いません。

上記の一般的な意味に限定されることなく、受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社の役務提供はファンドに限られず、各々は、各当事者が設定する条件に基づき、自由にファンドと別の投資信託に対し、また他の投資信託および他の類似のスキームのために、類似のまたは他の役務を設定しまたは提供することができます。また、自由に自己使用および自己利益のために、これらにより支払われるすべての報酬またはその他の金額を留保することができます。ただし、トラストおよびファンドの運用およびこれらに関する情報は機密とし、トラストまたはファンドの財産とみなされます。いかなる当事者も、かかる当事者またはその使用人もしくは代理人は、ファンドに関する義務の履行を除き、彼らが同様の役務を他者に提供する過程において、またはその他の資格もしくはその他のあらゆる業務の過程において知り得た事実または事柄について影響を受けないものとし、またかかる事実または事柄について、他の当事者に対する開示義務を負わないものとします。

適用法令に従い、関係当事者はファンドに関して以下を行うことができます。

- (a) 受益証券の保有者となり、自らが適切と判断する場合、かかる受益証券の保有、売却その他の取扱いをする こと。
- (b) ファンドが同様のまたは類似の投資資産を保有しているかにかかわらず、自己の勘定において、投資資産を購入、保有および取引すること。ただし、関係当事者またはかかる関係当事者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定が、ファンドの資産を購入または売却した場合、かかる取引が公開市場において行われ、それぞれ、その時点でのかかる市場における信用力のある取引相手方と同様の規模と条件を有する取引において適用される最善の条件で成立した場合の状況よりもファンドを悪い状況に陥らせないものとします。
- (c) 受託会社もしくは受益者またはその証券がファンドの資産を構成する会社との間で、契約を行うかもしくは金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を行うこと、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。関係当事者は、ファンドおよび受益者に対する受託会社の義務に常に従い、関係当事者の間だからという理由だけでかかる契約または取引に関する説明責任を要求されないものとします。
- (d) ファンドの利益のためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定において実行したファンドの投資資産の 売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ること。

ただし、保管会社は、受託会社から事前に承諾を得た場合を除き、実質的所有者としてファンドの投資資産を売買することはできません。

受託会社または受託会社の関係者は、ファンドの資金または借入金に関して、銀行、貸主または出資者として行為する場合、かかる資格においてすべての通常の銀行業務または貸付業務の利益を留保する資格を有するものとします。

利益相反が生じた場合、関係当事者は必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

投資顧問会社

投資顧問会社は、受託会社もしくは管理会社と契約を締結するか、または特定の個人もしくは法人(ファンドの投資対象の一部を構成する有価証券を発行する法人に対する投資家を含みます。)と、その他の金融取引、商業取引、助言業務もしくはその他の取引を行う場合があります。上記の一般的意味に影響を与えることなく、為替取引が、受託会社、管理会社または投資顧問会社の関係者を通じて行われる場合があります。投資顧問会社の役務提供は受託会社または管理会社に対するものに限られず、投資顧問会社は、受託会社または管理会社に対する役務提供を害さない限り、類似の役務を他の個人または法人に提供することができます。また、自己使用および自己利益のために、これらにより支払われるすべての報酬またはその他の金額を留保することができます。投資顧問会社は、投資顧問会社またはその従業員もしくは代理人が、投資顧問会社が同様の役務を他者に提供する過程において、または投資顧問会社が行った事業において、もしくはファンドに関する義務の履行に関係のないその他の資格において行った事業において、知ることのできる事実または事態について、受託会社または管理会社に対する開示義務を負わないものとします。受託会社、管理会社または投資顧問会社の取締役、役員または従業員は、他の取締役、役員、従業員または代理人の資格において行為することができます。

リスク管理

投資顧問会社である野村アセットマネジメントにおけるリスクマネジメント体制は以下のとおりです。

リスク管理関連の委員会

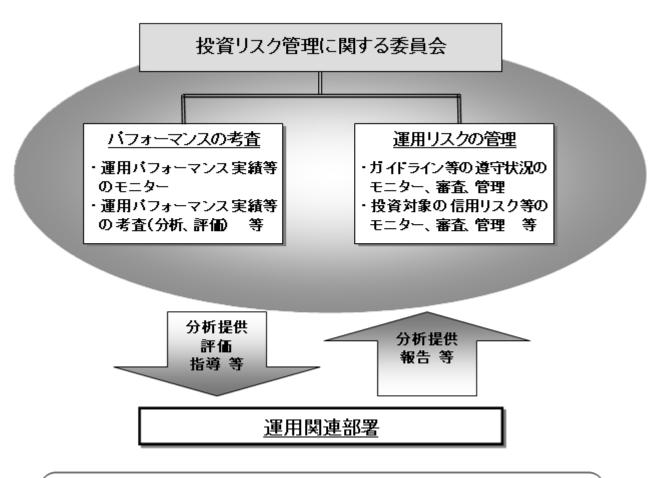
パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行います。

運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図



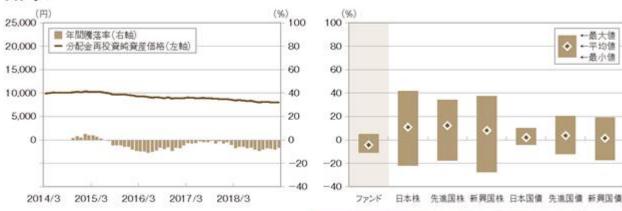
野村アセットマネジメントでは、運用に関する社内規程として、投資顧問業務に係るポートフォリオマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、外国為替予約取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

上記の投資リスクに関する管理体制は2019年2月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Aクラス



	Aクラス	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大值(%)	5.05	41.92	34.07	37.23	9.95	20.24	19.29
最小值(%)	-10.87	-21.97	-17.47	-27.42	-4.27	-12.09	-17.39
平均值(%)	-4.35	10.89	12.34	8.13	2.13	3.73	1.48

- ※純資産価格は1口当りの値です。
- ※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における 直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと して計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および 実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる 場合があります。
 - なお、ファンドは2019年2月末まで分配の実績はありません。
- ※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※上記は2014年3月から2019年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

<各資産クラスの指数>

日 本 株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)(円ベース)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(円ベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(円ベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ポンド・インデックス(除く日本)(円ベース)

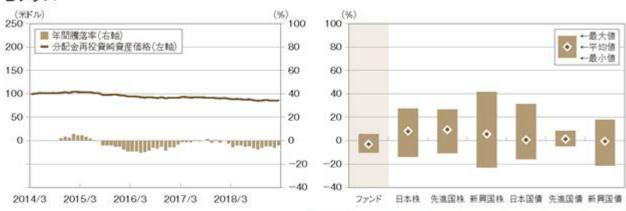
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Bクラス



	Bクラス	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大值(%)	5.61	27.12	26.62	41.49	31.21	8.42	17.72
最小值(%)	-10.29	-13.73	-10.57	-23.13	-15.81	-4.91	-21.54
平均值(%)	-3.18	7.99	9.45	5.59	0.58	1.28	-0.57

- ※純資産価格は1口当りの値です。
- ※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における 直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと して計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および 実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる 場合があります。
 - なお、ファンドは2019年2月末まで分配の実績はありません。
- ※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できる ように作成したものです。
- ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※上記は2014年3月から2019年2月の5年間の各月末に おける直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、 ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したもの です。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、 設定日以降算出できる値を使用しています。

<各資産クラスの指数>

日 本 株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

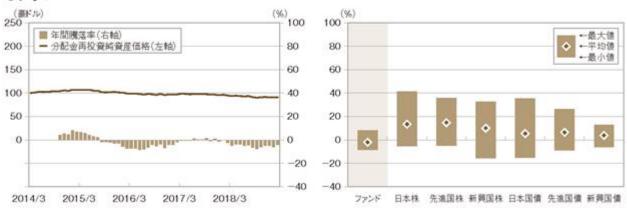
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Cクラス



	Cクラス	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大值(%)	7.95	41.48	36.00	32.65	35.37	26.30	12.90
最小值(%)	-8.53	-5.50	-4.74	-15.75	-15.16	-9.00	-6.32
平均值(%)	-2.05	13.47	14.82	10.08	5.44	6.51	3.85

- ※純資産価格は1口当りの値です。
- ※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における 直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと して計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および 実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる 場合があります。
 - なお、ファンドは2019年2月末まで分配の実績はありません。
- ※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できる ように作成したものです。
- ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※上記は2014年3月から2019年2月の5年間の各月末に おける直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、 ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したもの です。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、 設定日以降算出できる値を使用しています。

<各資産クラスの指数>

日本株···東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券1口当りの発行価格の4.00%(税抜)以内

日本国内における申込手数料

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の4.32%(税込)
1万口以上3万口未満	申込金額の2.16%(税込)
3万口以上5万口未満	申込金額の1.08% (税込)
5 万口以上	申込金額の0.54%(税込)

ファンドおよびそれに関連する投資環境についての説明および情報提供、購入に関する事務コストの対価として、 購入時に販売会社が受領します。

(2)【買戻し手数料】

買戻手数料(信託財産留保額)はかかりません。

(3)【管理報酬等】

管理会社の報酬 管理会社は、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで支払われる報酬として、各評価日における 純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額をファンドの資産から後払いにて受け取ります。

当該報酬は、(a)投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに(b)ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務への対価として受領されます。

四半期毎の報酬は、当該四半期の最終評価日から60暦日以内に支払われます。

ファンドのために管理会社が負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から管理会社に対して支払われます。

ファンドの「評価日」とは、毎週火曜日(火曜日が営業日でない場合、翌営業日)および/または管理会社(もしくはその受任者としての事務代行会社)が、投資顧問会社と協議の上、随時別途決定するその他の日をいいます。

受託会社の報酬 受託会社は、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで支払われる報酬として、各評価日における 純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額をファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(a)受益者の最大の利益のための信託財産の管理、(b)信託財産の資産を確保し、保管するための受託 会社の受託義務の遂行、ならびに(c)受任者(保管会社等)の監督およびモニタリングへの対価として受領されます。

四半期毎の報酬は、当該四半期の最終評価日から60暦日以内に支払われます。

ファンドのために受託会社が負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から受託会社に対して支払われます。

事務代行会社の報酬 事務代行会社は、その役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで 算出され支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.10%に相当する額を、ファンドの資産 から後払いにて受け取ります。

当該報酬は、(a)ファンドの純資産価格の計算業務、(b)ファンドの財務書類の作成、(c)法務およびファンドの会計管理業務、(d)マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止、(e)規制遵守に関する監視、(f)受益者名簿の管理、(g)収益の分配、(h)受益証券の買付けおよび買戻しの処理ならびに(i)記録管理業務への対価として受領されます。

四半期毎の報酬は、当該四半期の最終評価日から60暦日以内に支払われます。

ファンドのために事務代行会社が負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から事務代行会社に対して支払われます。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

保管会社の報酬 保管会社は、その役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(a)ファンド資産である金融商品およびその他の資産の保管、(b)キャッシュフローの監視ならびに(c) 選定された監視および監督業務の実施への対価として受領されます。

四半期毎の報酬は、当該四半期の最終評価日から60暦日以内に支払われます。

ファンドのために保管会社が負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から保管会社に対して支払われます。

代行協会員の報酬 代行協会員は、その役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで算出され支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.60%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(a)ファンド証券の純資産価格の公表業務、(b)目論見書、運用報告書等の販売会社への送付業務および(c)これらに付随する業務への対価として受領されます。

なお、代行協会員は管理会社の承認を得たうえで、販売会社に対し、受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務およびこれらに付随する業務への対価として、代行協会員報酬から報酬を支払う場合があります。

四半期毎の報酬は、当該四半期の最終評価日から60暦日以内に支払われます。

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員が、代行協会員としてファンドについて提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの資産から支払います。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとします。

投資顧問会社の報酬 投資顧問会社は、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで算出され支払われる報酬として、 各評価日における純資産額の平均値の年率0.60%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ります。

当該報酬は、ファンドの目論見書において定められた投資目的および方針を達成することを目指して、かつマスター信託証書に従って、投資判断を行い、ファンドの資産を投資および再投資することへの対価として受領されます。

四半期毎の報酬は、当該四半期の最終評価日から60暦日以内に支払われます。

ファンドのために投資顧問会社が負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から投資顧問会社に対して支払われます。

2018年10月30日に終了した会計年度中の上記各報酬額は、以下のとおりです。

管理会社の報酬448米ドル受託会社の報酬896米ドル事務代行会社の報酬4,479米ドル保管会社の報酬896米ドル代行協会員の報酬26,872米ドル投資顧問会社の報酬26.898米ドル

(4)【その他の手数料等】

ファンドの費用

ファンドの設立に関する費用は、ファンドの資産から支払われており、この費用は、3年を超えない期間で償却されました。

2018年10月30日に終了した会計年度中のその他の手数料等は、76,776米ドルです。

分離口座およびUCITSの手数料

ファンドはまた、分離口座およびUCITSへの投資により、分離口座のマネージャーおよびUCITSの投資運用会社の投資運用報酬および成功報酬、ならびに分離口座プラットフォームおよびUCITSの管理費用を、分離口座およびUCITSの資産から支払うことで、間接的に負担します。

これらの投資運用報酬および成功報酬の総額は変動しますが、その総額の範囲は通常、それぞれ、各分離口座およびUCITSに配分される純資産総額の0.50%から2.00%(年率)ならびに各分離口座およびUCITSが得た新たな純利益の15%から20%です。

分離口座およびUCITSの管理費用の水準は変動しますが、分離口座およびUCITSの純資産総額の0.70%(年率)となる予定です。これに加えて、事務代行者に関連した手数料がかかる他、分離口座およびUCITSに関する専門家に対する報酬および費用がかかる場合があります。

(5)【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領したアドバイスに基づいています。受益者への課税が下記とは異なることがある旨ご留意下さい。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、ご注意下さい。

(A)日本

ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税 については、以下のような取扱いとなります。

- (1) ファンド証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2)ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3)個人に支払われるファンドの分配金については、20% (所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、申告不要とすることも、配当所得として確定申告をすることもできます。

受益者は、申告不要を選択した場合、20%(所得税15%、住民税5%)の税率で源泉徴収された税額のみで課税 関係は終了します。

申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合の税率は、20%(所得税15%、住民税5%)となります。

なお、申告分離課税を選択した場合(源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について申告分離課税を選択した場合を含みます。)、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本(5)において同じです。)の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)を控除することができます。

ただし、上記の税率は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興特別措置法」といいます。)に基づき、2037年12月31日までは20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、2038年1月1日以降は20%(所得税15%、住民税5%)となります。

(4)法人(公共法人等を除きます。)が分配金を受け取る場合は、15%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行われます。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2037年12月31日までは15.315%(所得税のみ)、2038年1月1日以降は15%(所得税のみ)となります。

(5)個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、譲渡損益における申告分離課税での税率は20%(所得税15%、住民税5%)となり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)を控除することができます。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2037年12月31日までは20.315%(所得税15.315%、住民税 5%)、2038年1月1日以降は20%(所得税15%、住民税5%)となります。

- (6)分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。
- (7)ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の扱いとなります。

上記記載は2019年4月26日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、 上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお 勧めします。

(B)ケイマン諸島

トラストは、ケイマン諸島当局から、信託法第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または元本資 産、収益もしくはキャピタルゲインに対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する 税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利 益に適用されず、またその財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領してい

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。 2019年4月26日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5【運用状況】

ファンドの運用状況は以下のとおりです。

(1)【投資状況】

(2019年2月26日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託 - その他	ルクセンブルグ	1,876,971	48.89
	ジャージー(チャネル諸島)	1,770,199	46.11
	小計	3,647,170	95.00
現金、受取債権お	よびその他の資産(負債控除後)	191,771	5.00
	純資産総額	3,838,941 (425,623,389円)	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。以下同様です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年2月26日現在)

順位	△ 4+∓	種類	分類 発行地		保有 保有 発行地 投資証券数	取得価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率
川貝江	銘柄	性無	万無	光行地	投資証券数 (口)	単価	総額	単価	総額	(%)
1	フランクリン・テ ンプルトン・イン ベストメント・ ファンズ - テンプ ルトン・グローバ ル・トータル・リ ターン・ファンド		UCITS	ルクセンブ ルグ	62,566	27.99	1,751,444	30.00	1,876,971	48.89
2	マネージド・ファ ンド / ウィント ン・キャピタル・ マネジメント・ ファンド・リミ テッド	投資信託	分離口座	ジャージー (チャネル 諸島)	4,233	384.02	1,625,745	410.83	1,739,245	45.31
3	マネージド・ファ ンド/マッコー リー・アジアン・ アルファ・ファン ド・リミテッド	投資信託	分離口座	ジャージー (チャネル 諸島)	368	107.90	39,675	84.18	30,954	0.81

(注)上記のほか、投資有価証券はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記の会計年度末ならびに2018年3月1日から2019年2月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

Aクラス受益証券

	純資産総額	1 口当り純資産価格
	(円)	(円)
第 1 会計年度末 (2014年10月28日)	976,375,425	10,158
第 2 会計年度末 (2015年10月27日)	557,171,790	9,691
第 3 会計年度末 (2016年10月25日)	435,358,609	9,086
第 4 会計年度末 (2017年10月31日)	269,646,295	8,810
第 5 会計年度末 (2018年10月30日)	213,703,043	8,099
2018年 3 月末日	240,848,721	8,434
4月末日	241,165,016	8,505
5 月末日	229,591,642	8,392
6月末日	227,586,300	8,334
7月末日	226,738,898	8,365
8月末日	215,056,275	8,150
9月末日	211,836,100	8,028
10月末日	213,703,043	8,099
11月末日	212,280,359	8,128
12月末日	209,779,244	8,032
2019年 1 月末日	201,288,865	7,998
2月末日	194,754,635	8,012

B クラス受益証券

	純資産総		1口当り純資	資産価格
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
第 1 会計年度末 (2014年10月28日)	17,363,115.30	1,925,048,593	102.10	11,320
第 2 会計年度末 (2015年10月27日)	5,891,648.27	653,207,044	97.98	10,863
第 3 会計年度末 (2016年10月25日)	2,902,829.75	321,836,734	92.84	10,293
第 4 会計年度末 (2017年10月31日)	1,994,801.79	221,163,674	91.44	10,138
第 5 会計年度末 (2018年10月30日)	1,727,090.06	191,482,475	85.95	9,529
2018年3月末日	1,869,645.90	207,287,641	88.21	9,780
4月末日	1,888,123.24	209,336,224	89.08	9,876
5 月末日	1,867,229.71	207,019,758	88.10	9,768
6月末日	1,770,479.27	196,293,037	87.67	9,720
7月末日	1,780,890.98	197,447,383	88.18	9,777
8月末日	1,738,758.09	192,776,109	86.10	9,546
9月末日	1,716,092.61	190,263,188	84.98	9,422
10月末日	1,727,090.06	191,482,475	85.95	9,529
11月末日	1,737,130.76	192,595,687	86.45	9,585
12月末日	1,722,304.26	190,951,873	85.71	9,503
2019年 1 月末日	1,721,399.69	190,851,584	85.66	9,497
2月末日	1,689,081.80	187,268,499	85.98	9,533

Cクラス受益証券

	純資産組	総額	1 口当り純資産価格		
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)	
第 1 会計年度末 (2014年10月28日)	3,790,840.43	300,765,280	104.22	8,269	
第 2 会計年度末 (2015年10月27日)	1,053,295.70	83,568,481	102.04	8,096	
第 3 会計年度末 (2016年10月25日)	893,212.24	70,867,459	98.35	7,803	
第4会計年度末 (2017年10月31日)	681,283.22	54,053,011	97.20	7,712	
第 5 会計年度末 (2018年10月30日)	578,037.03	45,861,458	91.20	7,236	
2018年3月末日	642,812.57	51,000,749	93.73	7,437	
4月末日	639,931.16	50,772,138	94.69	7,513	
5 月末日	632,840.31	50,209,550	93.64	7,429	
6月末日	620,317.00	49,215,951	93.17	7,392	
7月末日	605,269.06	48,022,047	93.72	7,436	
8月末日	590,692.27	46,865,525	91.47	7,257	
9月末日	571,623.22	45,352,586	90.19	7,156	
10月末日	578,037.03	45,861,458	91.20	7,236	
11月末日	553,918.81	43,947,918	91.74	7,279	
12月末日	548,751.94	43,537,979	90.88	7,210	
2019年 1 月末日	548,103.52	43,486,533	90.78	7,202	
2月末日	549,919.72	43,630,631	91.08	7,226	

⁽注)各月末日の数値は、最終評価日現在の金額を表しています。

【分配の推移】 該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率(%)(注)			
知旧	A クラス受益証券	B クラス受益証券	C クラス受益証券	
第 1 会計年度	1.58	2.10	4.22	
第2会計年度	-4.60	-4.04	-2.09	
第3会計年度	-6.24	-5.25	-3.62	
第 4 会計年度	-3.04	-1.51	-1.17	
第 5 会計年度	-8.07	-6.00	-6.17	

(注)収益率(%)=100×(a-b)/b

- a = 当該会計年度末の受益証券1口当り純資産価格
- b = 当該会計年度の直前の会計年度末の受益証券1口当り純資産価格 第1会計年度の場合、受益証券1口当り当初発行価格

ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率(%)(注)			
知间	A クラス受益証券	B クラス受益証券	C クラス受益証券	
2013年(2013年10月25日から2013年12月末日)	-0.28	-0.15	0.21	
2014年(2014年1月1日から2014年12月末日)	1.89	2.31	4.49	
2015年(2015年1月1日から2015年12月末日)	-5.73	-5.15	-3.09	
2016年(2016年1月1日から2016年12月末日)	-6.61	-5.47	-4.18	
2017年(2017年1月1日から2017年12月末日)	-3.10	-1.69	-1.50	
2018年(2018年1月1日から2018年12月末日)	-7.34	-4.82	-5.11	
2019年(2019年1月1日から2019年2月末日)	-0.25	0.32	0.22	

(注) 収益率(%) = 100×(a-b)/b

- a = 暦年末 (2019年については2月最終評価日)の受益証券1口当り純資産価格
- b = 当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格 2013年の場合、受益証券1口当り当初発行価格

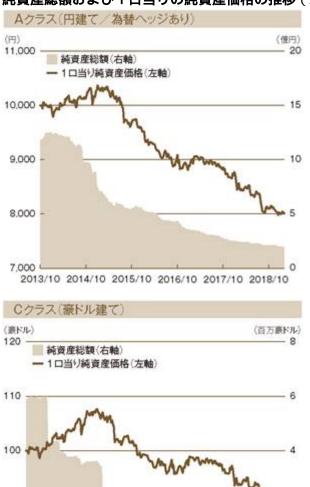
なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

90

80

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移(2019年2月26日現在)



2013/10 2014/10 2015/10 2016/10 2017/10 2018/10



0

収益率の推移(暦年ベース)*2013年は10月25日から、2019年は2月26日まで







(注)収益率(%)=100×(a-b)/b

a = 暦年末の1口当り純資産価格

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格

(4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

A クラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	125,446	29,330	96,116
	(125,446)	(29,330)	(96,116)
第2会計年度	5,950	44,571	57,495
	(5,950)	(44,571)	(57,495)
第3会計年度	3,100	12,680	47,915
	(3,100)	(12,680)	(47,915)
第 4 会計年度	0 (0)	17,307 (17,307)	30,608 (30,608)
第 5 会計年度	0 (0)	4,221 (4,221)	26,387 (26,387)

Bクラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	198,931	28,879	170,052
	(198,931)	(28,879)	(170,052)
第2会計年度	11,455	121,378	60,129
	(11,455)	(121,378)	(60,129)
第3会計年度	0	28,863	31,266
	(0)	(28,863)	(31,266)
第4会計年度	0	9,450	21,816
	(0)	(9,450)	(21,816)
第 5 会計年度	0 (0)	1,721 (1,721)	20,095 (20,095)

Cクラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	59,572 (59,572)	23,200 (23,200)	36,372 (36,372)
第2会計年度	460 (460)	26,510 (26,510)	10,322 (10,322)
第3会計年度	360 (360)	1,600 (1,600)	9,082 (9,082)
第4会計年度	0 (0)	2,073 (2,073)	7,009 (7,009)
第 5 会計年度	0 (0)	671 (671)	6,338 (6,338)

(注1)()の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

(注2)第1会計年度の販売口数には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(イ)海外における販売手続等

受益証券の発行

受益証券は、各取引日において適格投資家(以下に定義します。)に対して継続的に募集されます。受益証券1口当りの発行価格は、その申込みに対応する取引日(ただし、取引締切時間(以下に定義します。)までに受領された場合に限ります。)である評価日における、該当するクラスの受益証券1口当りの純資産価格とします。各投資家の投資口数は1口以上1口単位です。受益証券1口当り純資産価格のほか、受益証券1口当りの発行価格につき最大4.00%(税抜)の申込手数料が加算されます。

受益証券の購入に係る申込書は、当該取引日の直前に当たる申込日(以下に定義します。)の正午(ルクセンブルグ時間)または管理会社が、その単独の裁量において随時決定するその他の日および/もしくは時間(以下「取引締切時間」といいます。)までに事務代行会社により受領されるものとします。申込みがなされたクラスの表示通貨建てで支払われる代金は、当該計算日(当日を含みません。)の5営業日以内の日もしくは管理会社が、その絶対的な裁量において随時決定するその他の期間以内の日、またはCクラス受益証券に関しては、当該5営業日目がメルボルンにおいて銀行が営業を行っている日ではない場合、メルボルンにおいて銀行が営業を行っている翌営業日までに受領されるものとします。

管理会社は、受益証券の全部または一部に係る購入の注文を拒絶することができ、上記のとおり適切に記入済の申込書 および支払を適時に受領していない注文を取り消すことができます。

受益証券の申込みが受領された場合、申込者がファンドの受益者名簿に登録されるのが当該取引日より後であった場合でも、受益証券は当該取引日付で発行されたものとして取り扱われます。したがって、受益証券に関し申込者が支払う申 込代金は、当該取引日からファンドの投資リスクにさらされます。

「申込日」とは、受益証券の購入および買戻しにつき()当該取引日の前の週の火曜日、または()当該取引日の前の週の火曜日が営業日ではない場合、その直前の営業日をいいます。ただし、当該申込日直後の水曜日(当日を含みます。)から3暦日以内に、ルクセンブルグ、東京および/またはニューヨークにおいて2日以上の祝日がある場合、申込書は、翌申込日および/または管理会社が、投資顧問会社と協議の上随時決定するその他の日まで延期されます(例えば、受益証券の購入に係る申込書が提出される週に、ニューヨークにおいて水曜日、かつ東京において金曜日が祝日である場合、その申込みは翌申込日まで延期されます。)。

ファンドの「取引日」とは、毎週火曜日(もしくは当該火曜日が営業日ではない場合、翌営業日)および/または管理 会社(もしくはその代理としての事務代行会社)が、投資顧問会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

適格投資家

受益証券は、適格投資家に対してのみ募集および販売されるものとします。受益証券は、ケイマン諸島の居住者であるか、ケイマン諸島に住所を置く者(ケイマン諸島で設立された適用除外または通常の非居住会社は含まれません。)によって保有されてはなりません。受益証券の販売が違法となる投資家への受益証券の販売および譲渡もまた、トラストの方針により禁じられています。受託会社および管理会社は、そのような禁止事項に反して販売されたか、もしくは取得された受益証券の売却または強制買戻しを強制する権利を有し、かつこれを行使する意向です。

「適格投資家」とは、()「米国人」(米国証券法に基づく規則第902条に定義されます。)でない者・会社もしくは団体、()「非米国人」(米国商品取引所法(以下「米国商品取引所法」といいます。)第4.7条に定義されます。)である者・会社もしくは団体、()ケイマン諸島の市民もしくは居住者でない者、もしくはケイマン諸島に住所を置く者・会社もしくは団体(ケイマン諸島で設立された免税団体または非居住の団体を除きます。)でない者、または()上記()、()もしくは()に記載された者もしくは団体の保管者・名義人もしくは受託者でない者・会社もしくは団体をいいます。

受益証券は、米国証券法と州の証券法に基づく受益証券の登録および米国投資会社法または米国商品取引所法に基づくトラストの登録が必要となり得るような販売を除外することを図る状況下で、非米国人である投資家に対し米国国外で募集されます。各購入者は、自身が適格投資家であり、自身の勘定で受益証券を購入することを証明しなければなりません。そのほか、受託会社は、いかなる法域においても証券法に基づく登録の届出をしておらず、その意図もなく、したがって、投資を検討されている投資家は、受益証券の購入の前に、受益証券に関係するその市民権、居住地または住所を有する国での自らに関連する証券法およびその他法律上の要件にご留意下さい。

マネー・ロンダリング防止およびテロリストへの融資防止規制

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの融資防止を目的とした法律または規制を遵守するために、受託会社はマネー・ロンダリングおよびテロリストへの融資防止手続を採用しかつ維持することが義務付けられており、また受託会社は申込者に対し同人の身元および資金源を確認するための証拠の提供を要求する場合があります。許容された場合で、一定の制限に従う場合には、受託会社はまた、マネー・ロンダリング防止手続(デューディリジェンス情報の取得を含みます。)を維持するために、しかるべき者を任命する場合があります。

事務代行会社は、管理会社による任命に基づき、トラストに対し、ルクセンブルグ大公国のすべての法律、規則および規制を遵守し、かつマネー・ロンダリングまたはテロリストへの融資と疑われる申込者の行為の発見および報告を企図したマネー・ロンダリング防止の実務およびテロリストへの融資防止手続を適用します。ケイマン諸島当局は、事務代行会社がルクセンブルグ大公国の規制を遵守することにより、受託会社が、随時改訂されるマネー・ロンダリング防止規制を遵守しているものとみなします。

受託会社、管理会社または事務代行会社は、申込者の身元確認義務を果たすために適切だと判断される情報を要求することができます。

申込者が、身元の確認目的で請求した情報の提出を遅滞するかまたは提出しない場合、管理会社または事務代行会社は、申込みの受諾を拒絶することができます。

管理会社または事務代行会社はまた、受託会社もしくは管理会社もしくは事務代行会社が、ある受益者に買戻代金を支払うことが、当該法域において、適用あるマネー・ロンダリング防止法、テロリストへの融資防止もしくはその他の法令違反に当たり得ると嫌疑を抱く、もしくは他者からその旨知らされた場合、または受託会社もしくは管理会社もしくは事務代行会社による、適用ある法域におけるその法令の遵守を確保するために、その支払の拒絶が必要もしくは適切であると判断される場合には、その受益者への買戻代金の支払を拒絶することができます。

さらに、事務代行会社は、マネー・ロンダリングまたはテロリストへの融資に関連することを知っているかまたはそのような疑いを抱くような取引を行わないことをルクセンブルグの法律により義務付けられています。そのような状況において、事務代行会社は、当該取引またはその一部を阻止するよう命ずる関係当局に直ちに通報しなければなりません。事務代行会社はまた、事務代行会社が義務を遵守するため請求した情報を、買戻請求を行った受益者が提出しない場合、買戻請求手続を拒絶または買戻代金の支払を延期することができます。

受託会社および事務代行会社のいずれも、申込者による申込みもしくはその申込みに基づく受益証券の発行の拒絶もしくは延期、または申込者の買戻請求もしくはその請求に基づく代金の支払の拒絶もしくは延期の結果として申込者が被った損失につき、申込者に対し責任を負いません。

ケイマン諸島における者は、他の者が犯罪行為に従事し、もしくはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知っている、もしくは嫌疑を抱き、またはその知見もしくは嫌疑に対する合理的根拠を有する場合、またその知見または嫌疑に関する情報が、規制分野の業務の過程で明るみに出た場合、上記の知見または嫌疑を、() その開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合は、ケイマン諸島の犯罪収益法(2019年改正)に基づき、ケイマン諸島の財務報告当局に、または() その開示がテロ行為もしくはテロリストへの融資および資産への関与に関するものである場合は、ケイマン諸島のテロリズム法(2018年改訂済)に基づき、巡査以上の階級の警察官に通報することが義務付けられています。その通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされないものとします。

マネー・ロンダリング防止対策および報告委員

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制に従い、受託会社はファンドのマネー・ロンダリング防止対策委員、マネー・ロンダリング報告委員および副委員を任命しました。かかる委員に関する詳細は事務代行会社 (customerdesk@lu.nomura.com)から入手可能です。

受益証券の譲渡

受益者は、自らが保有する受益証券を、書面による証書によって譲渡することができます。ただし、その時点で効力を有する関係法域もしくは適用法域の法律規定、政府等の要件もしくは規則、または受託会社、管理会社もしくは事務代行会社の方針を遵守するために、譲受人が受託会社および/もしくは管理会社および/もしくは事務代行会社の要求する情報、または受託会社、管理会社および/もしくは事務代行会社が別途に要求する情報を前もって提供し、かつ管理会社が受託会社と協議の後、当該譲渡に対する事前の書面による承諾を行った場合に限ります。さらに、譲受人は、(i)受益証券の譲渡が適格投資家に対するものである旨、()譲受人が自己勘定で受益証券を取得する旨、ならびに ()受託会社および/または管理会社がその裁量により要求するその他の事項について、受託会社および/もしくは管理会社または事務代行会社に対し、書面にて表明することを要求されます。

受託会社、管理会社および/または事務代行会社は、譲渡人および譲受人が譲渡証書に署名することを求めるものとします。譲渡人は、その譲渡が登録され、譲受人の氏名がその受益証券に関する受益者として受益者名簿に記載される時点まで、引き続き受益者であるものとみなされ、かつ、その譲渡の対象となる受益証券に係る権利を有するものとみなされ

ます。譲渡証書原本および上記記載の情報が、受託会社および/または管理会社によって受領されるまで、譲渡の登録は なされません。

上記の規定に違反して譲渡された受益証券は、譲渡または下記の強制買戻しの対象となります。

(ロ)日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部(7)申込期間」に記載される期間中、本書第一部「証券情報」に従って日本における 販売会社により取扱いが行われます。評価日の2週前の水曜日(国内営業日でない場合は直後の国内営業日)から評価日 の直前の週の火曜日(営業日でない場合は直前の営業日)の午後3時までにお申込みが行われ、かつ日本における販売会 社所定の事務手続が完了した場合、当該評価日の申込みとして取り扱います。ただし、評価日の直前の週の水曜日から金 曜日のうち、2日以上が営業日でない場合、上記期間に行われた申込みは、当該評価日の直後の評価日の申込みとして取 り扱います。

A クラス受益証券の販売会社に対する取得額は、日本円でお支払いいただきます。 B クラス受益証券および C クラス受 益証券の取得額を日本円でお支払いいただく場合、その円/米ドル換算レートおよび円/豪ドル換算レートは、約定日の 東京外国為替市場の為替相場に基づき、販売会社によりそれぞれ決定されます。また、Bクラス受益証券およびCクラス 受益証券についてそれぞれ米ドルまたは豪ドルで支払うこともできます。

2【買戻し手続等】

(イ)海外における買戻し手続等

受益者は、各取引日においてその選択により受益証券の買戻しを行うことができます。受益者は、買戻通知を送付し て、申込日直後の取引日に管理会社が買戻通知に記載された該当するクラスの受益証券を買戻すよう請求することができ ます。すべての取引日における各受益者の買戻口数は1口以上1口単位です。買戻通知は、当該取引日直前の申込日の正 午(ルクセンブルグ時間)または管理会社が随時決定するその他の日および/もしくは時間までに、事務代行会社により 受領されなければなりません。かかる期限後に受領された買戻通知は、翌取引日まで延期されます。

受益証券1口当り買戻価格は、その申込みに対応する取引日である評価日の該当するクラスの受益証券1口当り純資産 価格とします。

買戻しに係る送金は、当該計算日(当日を含みません。)から 5 営業日以内、もしくは管理会社が投資顧問会社と協議 の上随時決定するその他の期間内、または C クラス受益証券に関しては、当該 5 営業日目がメルボルンにおいて銀行が営 業を行っている日ではない場合、メルボルンにおいて銀行が営業を行っている翌営業日までに、買戻しされる当該クラス の表示通貨にて電信送金により行われるものとします。

管理会社は、受託会社と協議の上、買戻し注文の停止、拒絶または償却を行う権利を有し、また買戻代金の支払いを延 期することができます。

管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議の上、円滑なファンド運営のための大量の買戻請求の防止策として、 純資産額、市場流動性および / もしくは関連性があるとみなすその他の状況を考慮の上、買戻請求額を制限する権利また は買戻請求の受領を中止する権利を有します。とりわけ、分離口座またはUCITSが、かかる分離口座もしくはUCITSより発 行された証券の買戻しの停止を宣言した場合、または、ある取引日において、ファンドが受領したすべての買戻通知に対 応するために必要な受益証券の、買戻しを妨げるような類似の措置をとった場合、管理会社は、受託会社および投資顧問 会社と協議の上、当該取引日に買戻される可能性のある各クラスの受益証券口数を、管理会社が決定する数に制限するこ とができます。かかる制限は、その取引日に当該クラスの受益証券の買戻し請求を希望しているすべての受益者が、当該 受益証券と同じ割合で買戻しが行えるよう、比例して適用されます。

買戻通知が受領された場合、買戻しを行う受益者がファンドの受益者名簿から除外されているか、買戻価格が決定され ているか、または送金済みかにかかわらず、受益証券は、当該取引日付で買戻されたものとして取り扱われます。した がって、当該取引日から、受益者には、信託証書に基づく権利(ファンドの集会に関する通知を受ける権利、出席する権 利または投票する権利も含みます。)もなく、行使することもできません。買戻された受益証券に関して、買戻金額およ び当該取引日より前に宣言済であるが支払われていない分配金を受領する権利は留保されます。買戻しを行う受益者は、 買戻金額に関し、ファンドの債権者となります。債務不履行による清算の場合、買戻しを行う受益者は、通常の債権者よ り劣後しますが、受益者よりも優先されます。

受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはその者のために保有されている旨、もしくはその保有によりトラスト またはファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を受 託会社もしくは管理会社(もしくはその受任者としての事務代行会社)が決定した場合、または受託会社もしくは管理会 社(もしくはその受任者としての事務代行会社)が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用さ

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

れる資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社(またはその受任者としての事務代行会社)は、当該受益者に対し、受益者が管理会社が定める日時までに当該受益証券を売却し、かつその売却の証拠を管理会社(またはその受任者としての事務代行会社)に提供する必要がある旨を書面にて通知することができ、上記が満たされない場合、管理会社は、当該受益証券の買戻しおよび消却を行うことができます。

強制的に買戻された受益証券1口当りの買戻価格は、当該強制買戻日に当たるファンドの評価日に決定されるファンド (またはその受益証券のクラス)の受益証券1口当り純資産価格から、当該買戻しに充てられる当該評価日に公表された ファンドの投資対象の評価額とその後の実現された評価額との差異を(管理会社の判断で)加算するかまたは差し引き、 さらにファンドの未だ控除されていない償却額を差し引いた額(ファンドの当該クラスの受益証券にかかる買戻手数料が 控除されます。)とします。

(ロ)日本における買戻し手続等

換金(買戻し)の申込みは、評価日の2週前の水曜日(国内営業日でない場合は直後の国内営業日)から評価日の直前の週の火曜日(営業日でない場合は直前の営業日)までとなります。午後3時までにお申込みが行われ、かつお申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み受付分とします。ただし、評価日の直前の週の水曜日から金曜日のうち、2日以上が営業日でない場合、上記期間に行われた申込みは、当該評価日の直後の評価日の申込みとして取り扱います。受益者は、買戻通知を送付して、申込日直後の取引日に、管理会社が買戻通知に記載された該当するクラスの受益証券を買戻すよう請求することができます。すべての取引日における各受益者の買戻口数は1口以上1口単位です。

受益証券1口当り買戻価格は、受益証券の買戻しに係る申込書が受領された取引日に当たる評価日の該当するクラスの 受益証券1口当り純資産価格とします。

買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社を通じて、Aクラス受益証券について円貨でお支払いします。Bクラス受益証券およびCクラス受益証券に関し、クラスの受益証券の買戻代金が円貨で支払われる場合、円/米ドルおよび円/豪ドルの換算レートはそれぞれ販売会社が日本で換金(買戻し)の注文の成立を確認した日(約定日)における東京外国為替市場の為替相場に基づき、日本における販売会社により決定されます。Bクラス受益証券およびCクラス受益証券の買戻代金は、それぞれ米ドルまたは豪ドルでお支払いすることもできます。買戻通知に関する当該評価日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。

買戻代金の支払は、原則として、約定日から起算して5国内営業日目から行われます。通常、約定日は、計算日の直後の国内営業日となります。

買戻しに関して、クローズド期間および大口換金の制限等はありません。

(注) 買戻請求を受けずに、信託期間(以下に定義します。)を終了するファンド受益証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、その現金化は、管理会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者へのお支払には、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

3【スイッチング】

A クラス受益証券、B クラス受益証券および C クラス受益証券間のスイッチングはできません。

4【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

各評価日において、管理会社(またはその受任者としての事務代行会社)は、ルクセンブルグの一般会計原則に 従って、ファンドの純資産額をファンドの表示通貨建てまたは以下に別途定める方法で計算します。

ファンドおよびBクラス受益証券は米ドル建てです。Aクラス受益証券は円建てです。Cクラス受益証券は豪ドル建てです。

純資産額は、管理会社(またはその受任者としての事務代行会社)が、各評価日において、ファンド資産の評価額を決定し、ファンドの負債を控除することにより計算されます。かかる計算は、通常、該当する評価日の直後の火曜日(またはその日がルクセンブルグにおける営業日でない場合、ルクセンブルグにおける翌営業日)(以下「計算日」といいます。)の午前10時頃(ルクセンブルグ時間)に、該当する評価日における分離口座、UCITSおよびその他の資産の通貨および入手可能な直近の終値(入手可能な場合)を利用して行われます。

ファンドの純資産額は米ドル建てで計算されます。

各クラスの受益証券1口当り純資産価格は、各評価日の当該クラスに帰属するファンドの純資産額を、該当する評価日の当該クラスの発行済受益証券口数で除し、Aクラス受益証券の場合は1円未満、Bクラス受益証券の場合は0.01米ドル未満、Cクラス受益証券の場合は0.01豪ドル未満の金額を四捨五入して計算されます。

原則として、受益者および投資顧問会社は、適用される計算日に、各評価日の純資産額を入手することができます。

「営業日」とは、ルクセンブルグ、東京およびニューヨークにおいて銀行が営業を行っており(ただし、毎年12月24日および祝日を除きます。)、かつニューヨーク証券取引所が営業を行っており、かつ東京において証券会社が営業を行っている日、ならびに/または管理会社が、投資顧問会社と協議の上随時決定する日および/もしくは場所をいいます。

純資産額は、ファンドの各クラスの発行済受益証券の間で管理会社が定める合理的な割当方法に基づき割り当てられ、ファンドの特定のクラスの受益証券に帰属する資産および負債が、ファンドの別のクラスの受益証券の保有者ではなく、当該クラスの受益証券の保有者のみによって実際に負担されるようにします。ファンドの表示通貨以外の通貨(以下「外貨」といいます。)で表示される各クラスのファンド受益証券に帰属する純資産額は、管理会社が定める当該評価日の換算レートで当該外貨に換算されるものとします。外貨で表示されるクラスのファンドの受益証券1口当り純資産価格は、当該受益証券のクラスに帰属する純資産額(外貨に換算後)を、当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。ファンドと同一の通貨で表示されるクラスのファンドの受益証券1口当り純資産価格は、当該受益証券のクラスに帰属する純資産額を、当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。

管理会社がその裁量により他の方法を定めない限り、各シリーズ・トラストの資産は、以下に定めるとおり、入手 可能な直近の価格、すなわち国際的な価格設定業者によって値を付けられた入手可能な直近の価格で以下のように評 価されます。(a)証券取引所に上場されているか、またはその他の規制市場で取引されている証券は、当該取引所また は市場において入手可能な直近の価格(取引価格または評価額)で評価されます。通常、入手可能な直近の終値は、 午前10時頃(中央ヨーロッパ時間)に入手可能となります。証券が複数の証券取引所または市場において上場または 取引されている場合は、当該証券の主たる市場である取引所または市場において入手可能な直近の終値または代表値 を使用します。(b)証券取引所に上場されておらず、規制市場でも取引されていない証券の場合、または上記(a)に基 づいて決定された価格がその証券の公正価値を表さない場合は、入手可能な直近の市場価格で評価されます。そのよ うな市場価格が存在しない場合、またはその市場価格が当該証券の公正市場価値を表さない場合は、合理的に予測し 得る売り値に基づいて、慎重かつ誠実に評価されます。(c)投資対象は、国際的に認識された価格設定業者による相場 に基づき価格が決められます。(d)市場相場が直ちに入手できない証券またはその他の資産は、事務代行会社が採用し た手続に従い、管理会社および投資顧問会社の助言を受けて、誠実に決定された公正価値で評価されます。(e)満期日 まで60暦日以下の短期投資対象は、償却原価法つまり満期日の61日前時点の市場価格と額面価格の差額の償却によっ て評価されます。市場価格が入手できない場合には、償却原価で評価されます。(f)現金およびその他の流動資産は、 経過利息を付した額面価格で評価されます。(g)その他の資産に関しては、管理会社が適用ある一般会計原則に従って 公正価格を表すと判断する価格、または管理会社が誠実に決定するその他の価格で評価されます。(h)外貨で表示され る投資対象(証券であるか現金であるかを問いません。)の評価額は、管理会社(またはその受任者としての事務代 行会社)が定める換算レートでシリーズ・トラストの表示通貨に換算されるものとします。シリーズ・トラストの表 示通貨以外の通貨で表示される評価額は、本書に別途定める場合を除き、当該評価日の午前10時頃(中央ヨーロッパ 時間)における当該通貨の換算レートまたは管理会社が誠実に決定する午前10時頃(中央ヨーロッパ時間)における その他のレートによりシリーズ・トラストの表示通貨に換算されます。為替先渡契約は、当該評価日の午前10時頃 (中央ヨーロッパ時間)における換算レートによって評価されます。

管理会社(またはその受任者としての事務代行会社)による純資産額および1口当り純資産価格の算出は、管理会社(またはその受任者としての事務代行会社)の正当な権限を有する役員または代表者によって認証され、悪意または明らかな誤りがある場合を除き、かかる認証はシリーズ・トラストのすべての受益者にとって確定的かつ最終的であるものとします。悪意または明らかな誤りがある場合を除き、管理会社は、第三者から提供された評価額に依拠して行った純資産額または1口当り純資産価格の計算の誤りについて、一切責任を有しません。明らかな誤りがある場合を除き、管理会社は信頼できる価格入手先、評価機関、副管理者またはその他の第三者から提供された評価額に依拠することに関して、絶対的に保護されるものとします。

純資産額の決定、受益証券の発行および/または買戻しの停止

管理会社は、受託会社および投資顧問会社との協議の上、また受託会社は、管理会社および投資顧問会社との協議の上、以下の全部または一部の期間において、受益証券(またはシリーズ・トラストの受益証券のクラス)の純資産額の計算、発行および/または買戻しを停止することができ、またシリーズ・トラスト(またはシリーズ・トラストの受益証券のクラス)の受益証券の買戻しを請求した者に対する買戻代金の支払を延期することができます。

- () シリーズ・トラストの投資対象の大部分が上場、値付け、取引もしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、(通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で)閉鎖されている期間、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- () シリーズ・トラストの投資対象の売却が現実的でない場合、またはその売却が受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断する場合。
- () シリーズ・トラストの投資対象の価値もしくはシリーズ・トラストの純資産額を確定するために通常利用される手段が使用不能となり、またはその他の理由によりシリーズ・トラストの投資対象の価値もしくはその他の 資産の価値もしくはシリーズ・トラストの純資産額を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会 社が判断する場合。
- () シリーズ・トラストの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、 適正な価格または適正な為替レートで行うことができないであろうと管理会社が判断する期間。
- () 本書に定めるその他の場合。

管理会社は、受託会社との協議の上、また受託会社は、管理会社との協議の上、受益者名簿に記載されているすべての受益者(または当該クラスの受益者) に対し、上記の停止を可及的速やかに書面で通知すると共に、停止が解除され次第、速やかに受益者(または当該クラスの受益者)に通知するものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(2)【保管】

受益証券証書は原則として発行されません。販売会社は、日本の投資家の口座で取得する受益証券について自己の 名義で確認書(および、もし受益証券証書が発行される場合は受益証券証書)を保管します。

日本の受益者が、自己の名義で受益証券を保有することを認められた場合には(そのような事態は想定されていませんが)この限りではありません。

(3)【信託期間】

ファンドは、以下の事項のいずれかが最初に発生した場合、償還するものとします。

- (a) ファンドを継続すること、またはトラストを他の法域に移動することのいずれかが、違法となり、または受託会 社もしくは管理会社が、現実的もしくは経済的でなく、推奨できないもしくはファンドの受益者の利益に反する と判断する場合。
- (b) ファンドの受益者が、ファンドを償還する旨の決議をした場合。
- (c) トラストの設立日に開始し、その日付より149年後に終了する期間が終了する場合。
- (d) 受託会社が、退任する意図を書面により通知した場合または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、受託会社または管理会社が、かかる通知が出された後もしくは清算が開始した後30日以内に、受託会社の代わりとして適当であると受託会社が判断する後任受託者を指定することができず、かつ受益者が後任受託者を選出することができない場合。
- (e) マスター信託証書または追補証書に記載されるその他の場合。
- (f) 管理会社が、退任する意図を書面により通知した場合または管理会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、受託会社または管理会社が、かかる通知が出された後もしくは清算が開始した後30暦日以内に、管理会社の代わりとして適当であると受託会社が判断する後任管理者を指定することができず、かつ受益者が後任管理者を選出することができない場合。

ファンドはまた、()2020年10月31日、もしくは受託会社が管理会社および投資顧問会社と協議の上決定するその他の日において、または()発行済受益証券の口数が30万口を下回った場合にも、受託会社の裁量(管理会社および投資顧問会社と協議の上)により、償還されることがあります。

クラスは、当該クラスの純資産額が10億円(相当)を下回った場合、受託会社が、その裁量において、管理会社および投資顧問会社と協議の上、当該クラスのすべての受益証券の強制買戻しを行うことにより、償還されることがあります。

ファンドの償還の際は、管理会社は、ファンドの全借入れおよびその他の負債を返済するために、投資対象およびファンドのその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却および返済は、ファンドの償還後、管理会社が決定する方法および合理的な期間において実行され完結されるものとします。管理会社はファンドの償還後、出来るだけ速やかに、ファンドの残る全投資対象およびその他の資産を換金し、ファンドの受益者に対し手取金(純額)を配分するものとします。

トラストは、すべてのシリーズ・トラストが償還する場合、終了します。

劣後

分配金ならびに買戻しおよびファンドの償還に関する支払金は、シリーズ・トラストのすべての債務全額についての支払に劣後します。

情報請求

受託会社(シリーズ・トラストを代理して)またはケイマン諸島を本拠地とする取締役もしくは代理人は、適用ある法令に基づき規制当局または政府機関からの情報請求(例えば、ケイマン諸島金融庁法(2018年改正)に基づきケイマン諸島金融庁が自らまたは公認の海外規制当局のために行う場合、または税務情報局法(2017年改正)もしくは貯蓄所得情報(EU)法(2014年改訂)ならびに関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づき、税務情報局が行う場合)に従い、情報(投資家/受益者に関する情報、ならびに、該当する場合は投資家/受益者の実質的所有者および管理者に関する情報を含みますが、これらに限られません。)の提供を強制されることがあります。当該法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務違反とはみなされず、一定の場合には、受託会社(シリーズ・トラストを代理して)およびその取締役、従業員または代理人は、請求があった旨を開示することを禁止されることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの決算日は、毎年10月の最終評価日です。

(5)【その他】

(イ)償還

上記「(3)信託期間」をご参照下さい。

(ロ)マスター信託証書の修正

信託証書第40条に基づき、受託会社および管理会社は、受益者 に対し7暦日以上前に書面で通知を行うことにより(受益者は、かかる通知を受ける権利を放棄することができます。)、受託会社および管理会社が受益者の最大の利益となると考える方法および範囲で、追補証書により、信託証書の規定に改正、修正、変更または追加を行うことができます。受託会社がその意見において、前述の改正、修正、変更または追加(以下「本信託証書の修正」といいます。)が、()既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社および管理会社が受益者に対する責任を実質的に免れることにはならず、結果としてファンドもしくは関係するシリーズ・トラストの資産から支払われる経費および料金(かかる追補の証書に関して発生した経費、料金、報酬および費用を除きます。)の額を増加させず、()財務上、法律上もしくは当局による要件(法的拘束力を有するか否かを問いません。)の遵守を可能にするために必要である、または()明白な誤りを訂正するために必要であると判断する旨、書面により証明する場合、本信託証書の修正には受益者の承認を必要としません。本信託証書の修正は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受ける義務を課すものではありません。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(八)関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 代行協会員契約

代行協会員契約は、期間の定めなく締結されます。代行協会員契約は、日本にて必要とされる限りにおいて、日本における管理会社の後任の代行協会員が選任されることを条件として、管理会社または代行協会員のいずれかが、3ヶ月以上前の書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い通知期間)を行うことにより解約されま

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

す。さらに、代行協会員契約は、ファンドが償還された場合には自動的に終了し、また他方当事者が()代行協会員契約上の義務の重大な不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または()清算手続に入った場合(通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。)、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産(適用ある場合)し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(b) 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、期間の定めなく締結され、管理会社または販売会社のいずれかが、3ヶ月以上前の書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い通知期間)を行うことにより解約されます。さらに、受益証券販売・買戻契約は、ファンドが償還された場合には自動的に終了し、また他方当事者が()受益証券販売・買戻契約上の義務の重大な不履行があり、他方当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または()清算手続に入った場合(通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。)、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産(適用ある場合)し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(c) 保管契約

保管会社の選任に期間の定めはなく、いずれかの当事者が60暦日以上前の書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い通知期間)を行うことにより、終了します。かかる選任はまた、他方当事者が()義務の不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または()清算手続に入った場合(通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。)もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに終了します。特定のファンドに関する保管会社の選任は、信託証書に従ってファンドが償還した場合、自動的に終了します。

(d) 事務代行会社契約

事務代行会社の選任に期間の定めはなく、いずれかの当事者が60暦日以上前の書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い通知期間)を行うことにより、終了します。事務代行会社の選任はまた、他方当事者が()その義務を履行せず、その治癒を要求した通知を受領後30暦日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または()清算手続に入った場合(通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。)もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、管理会社または事務代行会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに終了します。ファンドに関する事務代行会社の選任は、信託証書に従ってファンドが償還した場合、自動的に終了します。

(e) 投資顧問契約

投資顧問会社の選任は、いずれかの当事者が90日以上前の書面による通知を行うことにより、終了します。また、管理会社または投資顧問会社は、()管理会社もしくは投資顧問会社が、その清算(他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。)に係る決議を採択した、もしくは管轄裁判所が、いずれかの当事者の清算を命令した、もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、()管理会社もしくは投資顧問会社に、投資顧問契約上の義務の重大な不履行があり、また(かかる不履行が治癒可能な場合に)その治癒を要求した通知を送達後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、()投資顧問会社が、その設立地の法律に基づく決議、命令、宣言、手続もしくは事柄において()と同様の状態に陥ったか、もしくはかかる適用法に基づき投資顧問会社として行為することを禁止された場合、または()投資顧問契約を違法とする法律または規則が制定された、もしくは投資顧問契約の履行の継続が実行不可能であるもしくは望ましくないと当事者が合理的に考えた場合にはいつでも、投資顧問契約を解約することができます。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者がファンドおよび受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドおよび受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

()分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。分配金(あった場合)および受益証券の買戻しに関する支払金は、ファンドのすべての債務全額についての支払に劣後します。

()買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有します。ただし、信託証書および目論見書に規定された制限および規制に服します。

()残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

()損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意の不履行、詐欺または重大な過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

()議決権

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第35条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第36条に基づき、管理会社を解任する場合、マスター信託証書第37条に基づき、トラスト(シリーズ・トラストを含みます。)の他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第40条に基づき、マスター信託証書の変更を承認する場合です。そういった状況において、受益者の決議は、すべてのシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、そのシリー

ズ・トラストの受益者は、そのシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める個別決議または 書面による同意により、別個に、議決権を行使する必要があります。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング 上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、 その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出 代理人は、

 弁護士
 田中
 収

 同
 井上 貴美子

 同
 金村 直弥

 同
 岡田 春奈

東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

(4)【裁判管轄等】

前記(3)()の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関ー丁目 1 番 4 号 東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関ー丁目 1 番 2 号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- 1.ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第5項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された原文の財務書類を翻訳したものです。
- 2.ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本文の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2019年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=110.87円)によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
- 3.ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるデロイト・アンド・トゥシュの監査を受けており、監査報告書(英文)を受領しています。なお、デロイト・アンド・トゥシュは、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

(1)【2018年10月30日終了年度】 【貸借対照表】

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ 純資産計算書 2018年10月30日現在 (米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産の部			
投資有価証券 純資産額 (取得価額:3,610,685米ドル)	2	3,823,583	423,921
銀行預金		235,214	26,078
先渡為替契約未実現利益	13	6,656	738
資産合計		4,065,453	450,737
負債の部			
未払費用	9	34,592	3,835
負債合計		34,592	3,835
純資産		4,030,861	446,902

以下のとおり、受益証券により表章される。

	1 口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
A クラス受益証券(日本円)	8,099	26,387	213,703,043
B クラス受益証券(米ドル)	85.95	20,095	1,727,090
C クラス受益証券 (豪ドル)	91.20	6,338	578,037

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ 運用計算書 2018年10月30日に終了した年度 (米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
銀行預金利息		1,484	165
収益合計		1,484	165
費用			
投資顧問会社報酬	5	26,898	2,982
代行協会員報酬	8	26,872	2,979
事務代行会社報酬	7	4,479	497
保管会社報酬	6	896	99
受託会社および管理会社報酬	3、4	1,344	149
弁護士報酬		7,429	824
海外登録費用		41,207	4,569
立替実費		447	50
専門家報酬		21,613	2,396
その他費用		6,080	674
費用合計		137,265	15,219
純投資損失		(135,781)	(15,054)
投資に係る実現純損失		(321,547)	(35,650)
外貨及び先渡為替契約に係る実現純損失		(96,872)	(10,740)
当期実現純損失		(418,419)	(46,390)

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921) 有価証券届出書 (外国投資信託受益証券)

投資に係る未実現純損益の変動	184,072	20,408
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動	28,590	3,170
当期未実現純利益	212,662	23,578
運用の結果による純資産の純減少	(341,538)	(37,866)

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ

純資産変動計算書

2018年10月30日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産		4,899,553	543,213
純投資損失		(135,781)	(15,054)
当期実現純損失		(418,419)	(46,390)
当期未実現純利益		212,662	23,578
運用の結果による純資産の純減少		(341,538)	(37,866)
受益証券の買戻支払金	12	(527,154)	(58,446)
		(527,154)	(58,446)
期末現在純資産		4,030,861	446,902

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ 発行済受益証券数の変動表

2018年10月30日に終了した年度

(無監査)

Aクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	30,608
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(4,221)
期末現在発行済受益証券数	26,387
B クラス受益証券	
## ***********************************	04.040
期首現在発行済受益証券数	21,816
発行受益証券数	0
買戾受益証券数	(1,721)
期末現在発行済受益証券数	20,095
C クラス受益証券	
期首現在発行済受益証券数	7,009
発行受益証券数	0
買戾受益証券数	(671)
期末現在発行済受益証券数	6,338

統計情報 2018年10月30日現在 (無監査)

	2018年	2017年	2016年
期末現在純資産(米ドル)	4,030,861	4,899,553	7,751,210
A クラス受益証券(日本円)			
期末現在純資産	213,703,043	269,646,295	435,358,609
期末現在1口当り純資産価格	8,099	8,810	9,086
B クラス受益証券 (米ドル)			
期末現在純資産	1,727,090	1,994,802	2,902,830
期末現在1口当り純資産価格	85.95	91.44	92.84
C クラス受益証券 (豪ドル)			
期末現在純資産	578,037	681,283	893,212
期末現在1口当り純資産価格	91.20	97.20	98.35

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ 財務書類に対する注記 2018年10月30日現在

注1-組織

トラスト

ノムラ・トラスト(「トラスト」)は、マスター・トラスト・カンパニー(「受託会社」)とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「管理会社」)との間で締結された2013年8月8日付マスター信託証書により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂済)に準拠する、ユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託 (日本)規則に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁(「CIMA」)に登録されている。 かかる登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社である。

<u>ファン</u>ド

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ (「ファンド」) は、受託会社と管理会社の間で締結された 2013年8月8日付追補証書に従い設定された。

ファンドは、マスター信託証書に記載される状況に従い償還される。ファンドはまた、()2020年10月31日、もしくは受託会社が管理会社および投資顧問会社と協議の上決定するその他の日において、または()2013年10月25日(「クロージング日」)から3年経過以降の時点において発行済受益証券の口数が30万口を下回った場合にも、受託会社の裁量(管理会社および投資顧問会社と協議の上)により、償還されることがある。

クラスは、当該クラスの純資産額がクロージング日から3年経過以降の時点において10億円(相当)を下回った場合、受託会社が、その裁量において、管理会社および投資顧問会社と協議の上、当該クラスのすべての受益証券の強制買戻しを行うことにより、償還されることがある。

ファンドの投資目的は、主に様々な資産に投資を行っている各種投資信託への投資を通じて信託財産の成長を目指すことである。

投資顧問会社は、主に()通常様々な分離口座を提供する1つまたは複数のプラットフォーム(「分離口座プラットフォーム」)で利用できる外部の運用マネージャー(「マネージャー」)をマネージャーとして起用する投資ビークル(「分離口座」)に直接、または分離口座へのフィーダーファンド(「フィーダーファンド」)となる一連のプールされた投資ビークルを通じて間接的に分離口座に、()欧州連合および欧州経済地域内の各法域で導入され、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達2009 / 65 / EC (通達2014 / 91 / UEで修正済)(「UCITS通達」)に基づく関連法で規制された、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託としての資格を有する投資ビークル(「UCITS」)に直接、ファンドの資産を投資することにより、その目的の達成を目指す。

注2-重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

有価証券への投資

管理会社がその裁量により他の方法を定めない限り、各シリーズ・トラストの資産は、入手可能な直近の価格、すなわち国際的な価格設定業者によって値を付けられた入手可能な直近の価格で以下のように評価される。

- (a) 証券取引所に上場されているか、またはその他の規制市場で取引されている証券は、当該取引所または市場において 入手可能な直近の価格(取引価格または評価額)で評価される。通常、入手可能な直近の終値は、午前10時頃(中央 ヨーロッパ時間)に入手可能となる。証券が複数の証券取引所または市場において上場または取引されている場合 は、当該証券の主たる市場である取引所または市場において入手可能な直近の終値または代表値を使用する。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、規制市場でも取引されていない証券の場合、または上記(a)に基づいて決定された 価格がその証券の公正価値を表さない場合は、入手可能な直近の市場価格で評価される。そのような市場価格が存在

しない場合、またはその市場価格が当該証券の公正市場価値を表さない場合は、合理的に予測し得る売り値に基づい て、慎重かつ誠実に評価される。

- (c) 投資対象は、国際的に認識された価格設定業者による相場に基づき価格が決められる。
- (d) 市場相場が直ちに入手できない証券またはその他の資産は、事務代行会社が採用した手続に従い、管理会社および投 資顧問会社の助言を受けて、誠実に決定された公正価値で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上され る。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産およ び負債は、年度末日現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の 適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建てで行われた投資有価証券取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動 分を分離計上しない。かかる変動分は、投資による実現および未実現純損益に含まれる。

2018年10月30日現在の為替レートは以下のとおりである。

1米ドル=1.41044豪ドル

1米ドル=0.87889ユーロ

1米ドル=112.83503円

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結 果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失 は負債として計上される。

注3 - 受託会社の報酬

受託会社は、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年 率0.02%に相当する額をファンドの資産から後払いにて受け取る。

ファンドのために受託会社が負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から受託会社に対して 支払われる。

注4-管理会社の報酬

管理会社は、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年 率0.01%に相当する額をファンドの資産から後払いにて受け取る。

ファンドのために管理会社が負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から管理会社に対して 支払われる。

注5-投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで算出され支払われる報酬として、各評価日における各四半期の純資産額の平均値の年率0.60%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

ファンドのために投資顧問会社が負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から投資顧問会社に対して支払われる。

注6-保管会社の報酬

保管会社は、その役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

ファンドのために保管会社が負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から保管会社に対して支払われる。

注7 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、その役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで算出され支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.10%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

ファンドのために事務代行会社が負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から事務代行会社 に対して支払われる。

注8 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、その役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで算出され支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.60%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員が、代行協会員としてファンドについて提供した役務に 関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの資産から支払う。代行協会員は、管理会社に対して、概算 費用およびその内訳の明細を提出するものとする。

注9 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社報酬	6,137
代行協会員報酬	6,131
事務代行会社報酬	1,022
保管会社報酬	205
受託会社および管理会社報酬	307
立替実費	102
専門家報酬	20,688
未払費用	34,592

注10 - 分配

管理会社は現在、受益者に対して分配を行う予定はなく、いずれのクラスについても分配が行われる旨の表明または保証はなされていない。原則として、管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議の上、各クラスについて、該当クラスの受益証券1口当り純資産価格、該当クラスに帰属する投資収益ならびに実現および未実現のキャピタルゲインを考慮して、月次分配またはその他中間分配を宣言することができ、合理的な分配水準を維持するために必要であると判断される場合は、分配可能なその他の資金の中からこれを行うことができる。分配の金額の一貫性を維持するため、ある期間における当該クラスに帰属するインカムゲインおよびキャピタルゲインの水準とその時点の分配金額は異なる可能性がある

2018年10月30日に終了した年度において、ファンドは、受益者に対する分配を行わなかった。

注11 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。 ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注12 - 募集および買戻し

受益証券の購入

受益証券は、各取引日において適格投資家に対して継続的に募集される。受益証券1口当りの発行価格は、その申込みに対応する取引日(ただし、取引締切時間(以下に定義する。)までに受領された場合に限る。)である評価日における、該当するクラスの受益証券1口当りの純資産価格とする。各投資家の投資口数は1口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議の上決定する当該クラスのその他の口数である。ただし、受益証券は整数でのみ発行されるものとする。受益証券1口当り純資産価格に、1口当り純資産価格の4.00%(税抜)以内の申込手数料が加算される。

受益証券の購入に係る申込書は、当該取引日の直前に当たる申込日の正午(ルクセンブルグ時間)または管理会社が、その単独の裁量において随時決定するその他の日および/もしくは時間(「取引締切時間」)までに事務代行会社により受領されるものとする。申込みがなされたクラスの表示通貨建てで支払われる代金は、当該計算日(当日を含まない。)(通常、取引日の1週間後)の5営業日以内の日もしくは管理会社が、その絶対的な裁量において随時決定するその他の期間以内の日、またはCクラス受益証券に関しては、当該5営業日目がメルボルンにおいて銀行が営業を行っている日ではない場合、メルボルンにおいて銀行が営業を行っている翌営業日までに受領されなければならない。

管理会社は、受益証券の全部または一部に係る購入の注文を拒絶することができ、上記のとおり適切に記入済の申込書 および支払を適時に受領していない注文を取り消すことができる。

受益証券の買戻し

受益者は、各取引日においてその選択により受益証券の買戻しを行うことができる。受益者は、買戻通知を送付して、申込日直後の取引日に管理会社が買戻通知に記載された該当するクラスの受益証券を買戻すよう請求することができる。すべての取引日における各受益者の買戻口数は1口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議の上決定する当該クラスのその他の口数である。ただし、受益証券は整数でのみ買戻されるものとする。買戻通知は、当該取引日直前の申込日の正午(ルクセンブルグ時間)または管理会社が随時決定するその他の日および/もしくは時間までに、事務代行会社により受領されなければならない。かかる期限後に受領された買戻通知は、翌取引日まで延期される。

受益証券1口当り買戻価格は、その申込みに対応する取引日である評価日の該当するクラスの受益証券1口当り純資産価格とする。

買戻しに係る送金は、当該計算日(当日を含まない。)から5営業日以内、もしくは管理会社が投資顧問会社と協議の上随時決定するその他の期間内、またはCクラス受益証券に関しては、当該5営業日目がメルボルンにおいて銀行が営業を行っている日ではない場合、メルボルンにおいて銀行が営業を行っている翌営業日までに、買戻しされる当該クラスの表示通貨にて電信送金により行われるものとする。

管理会社は、受託会社と協議の上、買戻し注文の停止、拒絶または償却を行う権利を有し、また買戻代金の支払いを延期することができる。

管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議の上、円滑なファンド運営のための大量の買戻請求の防止策として、 純資産額、市場流動性および/または関連性があるとみなすその他の状況を考慮の上、買戻請求額を制限する権利または 買戻請求の受領を中止する権利を有する。とりわけ、分離口座またはUCITSが、かかる分離口座もしくはUCITSより発行された証券の買戻しの停止を宣言した場合、または、ある取引日において、ファンドが受領したすべての買戻通知に対応するために必要な受益証券の買戻しを妨げるような類似の措置をとった場合、管理会社は、受託会社および投資顧問会社と 協議の上、当該取引日に買戻される可能性のある各クラスの受益証券口数を、管理会社が決定する数に制限することができる。かかる制限は、その取引日に当該クラスの受益証券の買戻し請求を希望しているすべての受益者が、当該受益証券と同じ割合で買戻しが行えるよう、比例して適用される。

注13 - 先渡為替契約

2018年10月30日現在、ファンドの未決済先渡為替契約は以下のとおりである。

 買付通貨	買付金額	 売付金額	満期日	未実現(損)益
				(米ドル)

	:				
6,656	•				
(14,867	2018年11月13日	1,915,031	米ドル	214,174,876	日本円
(8,523	2018年11月20日	1,914,218	米ドル	214,682,303	日本円
(1,657	2018年11月13日	411,620	米ドル	578,141	豪ドル
2	2018年11月14日	7,183	米ドル	809,800	日本円
132	2018年11月27日	409,374	米ドル	577,410	豪ドル
564	2018年11月27日	1,890,155	米ドル	212,880,690	日本円
957	2018年11月 6 日	404,354	米ドル	571,623	豪ドル
1,401	2018年11月20日	409,805	米ドル	579,850	豪ドル
5,804	2018年11月 6 日	1,872,602	米ドル	211,836,100	日本円
(1,396	2018年11月13日	578,141	豪ドル	408,566	米ドル
(539	2018年11月20日	214,682,303	日本円	1,905,157	米ドル
(137	2018年11月20日	579,850	豪ドル	411,069	米ドル
1,639	2018年11月 6 日	571,623	豪ドル	406,950	米ドル
8,545	2018年11月13日	214,174,876	日本円	1,908,710	米ドル
14,731	2018年11月 6 日	211,836,100	日本円	1,893,138	米ドル

【投資有価証券明細表等】

- (a) 投資株式明細表 該当事項はありません。
- (b) 株式以外の投資有価証券明細表

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ 投資有価証券明細表 2018年10月30日現在 (米ドルで表示)

数量(1)	銘柄	取得価額	純資産額	純資産に 占める 割合 (%)
投資信託	ジャージー (チャネル諸島)			
4,320	マネージド・ファンド / ウィントン・キャピタル・ マネジメント・ファンド・リミテッド	1,658,820	1,805,170	44.78
368	マネージド・ファンド / マッコーリー・ アジアン・アルファ・ファンド・リミテッド	39,675	31,337	0.78
	-	1,698,495	1,836,507	45.56
	ジャージー (チャネル諸島) 合計 -	1,698,495	1,836,507	45.56
投資信託	ルクセンブルグ			
68,308	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ ファンズ - テンプルトン・グローバル・トータル・ リターン・ファンド	1,912,190	1,987,076	49.30
		1,912,190	1,987,076	49.30
	ー ルクセンブルグ合計 -	1,912,190	1,987,076	49.30
投資有価証券部	計 -	3,610,685 (400,316,646円)	3,823,583 (423,920,647円)	94.86

(1) 数量は、受益証券/投資証券の数を表している。

添付の注記は当財務書類の一部である。

(c) 投資不動産明細表 該当事項はありません。

EDINET提出書類 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921) 有価証券届出書 (外国投資信託受益証券)

- (d) その他投資資産明細表 該当事項はありません。
- (e) 借入金明細表 該当事項はありません。

<u>次へ</u>

Statement of Net Assets as at October 30, 2018

(expressed in US Dollars)

	Notes	
ASSETS	Notes	
Investment in securities at net asset value (at cost: USD 3,610,685)	2	3,823,583
Cash at bank		235,214
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	13	6,656
Total Assets		4,065,453
LIABILITIES		
Accrued expenses	9	34,592
Total Liabilities	1200 1400	34,592
NET ASSETS	92	4,030,861
Represented by units as follows:	111	
Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A Units (in JPY) 8,099	26,387	213,703,043
Class B Units (in USD) 85.95	20,095	1,727,090
Class C Units (in AUD) 91.20	6,338	578,037

Statement of Operations for the year ended October 30, 2018

(expressed in US Dollars)

	Notes	
INCOME		
Interest on bank accounts	_	1,484
Total Income	-	1,484
EXPENSES		
Investment Manager fees	5 8 7	26,898
Agent Company fees	8	26,872
Administrative Services fees		4,479
Custodian fees	6	896
Trustee and Management Company fees	3, 4	1,344
Legal fees		7,429
Overseas registration fees		41,207
Out-of-pocket expenses		447
Professional fees		21,613
Other expenses	8X	6,080
Total Expenses	10	137,265
NET INVESTMENT LOSS	92 <u>.</u>	(135,781)
Net realised loss on investments Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(321,547) (96,872)
iver realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts	_	(90,672)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(418,419)
Change in net unrealised result on investments Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		184,072 28,590
change in net universed result of for for ward foreign exchange confidens		20,390
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		212,662
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	70	(341,538)

Statement of Changes in Net Assets for the year ended October 30, 2018 (expressed in US Dollars)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		4,899,553
NET INVESTMENT LOSS NET REALISED LOSS FOR THE YEAR NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR	ia	(135,781) (418,419) 212,662
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	-	(341,538)
Payments for repurchase of units	12	(527,154)
	-	(527,154)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	00	4,030,861

Statement of Changes in Units Outstanding for the year ended October 30, 2018

(Unaudited)

	Uт	tsf-c

Number of units outstanding at the beginning of the year	30,608
Number of units issued Number of units repurchased	(4,221)
Number of units outstanding at the end of the year	26,387
Class B Units	
Number of units outstanding at the beginning of the year	21,816
Number of units issued Number of units repurchased	(1,721)
Number of units outstanding at the end of the year	20,095
Class C Units	
Number of units outstanding at the beginning of the year	7,009
Number of units issued Number of units repurchased	(671)
Number of units outstanding at the end of the year	6,338

Statistical Information as at October 30, 2018

(Unaudited)

	2018	2017	2016
Net Assets at the end of the year (in USD)	4,030,861	4,899,553	7,751,210
Class A Units (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	213,703,043	269,646,295	435,358,609
Net Asset Value per unit at the end of the year	8,099	8,810	9,086
Class B Units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	1,727,090	1,994,802	2,902,830
Net Asset Value per unit at the end of the year	85.95	91.44	92.84
Class C Units (in AUD)			
Net Assets at the end of the year	578,037	681,283	893,212
Net Asset Value per unit at the end of the year	91.20	97.20	98.35

Notes to the Financial Statements as at October 30, 2018

Note 1 - Organisation

The Master Trust

NOMURA TRUST (the "Master Trust") was established by a Master Trust Deed dated August 8, 2013 entered into by Master Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Trust Company (the "Management Company"). The Master Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Master Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and Retail Mutual Funds (Japan) Regulations of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is incorporated in the Cayman Islands and is a wholly-owned subsidiary of the Management Company,

The Management Company is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Series Trust

Nomura Trust - Nomura Alpha Managers (the "Series Trust") was established by a supplemental Trust Deed dated August 8, 2013 made by the Trustee and the Management Company.

The Series Trust may be terminated in accordance with the circumstances set forth in the Master Declaration of Trust. The Series Trust may also be terminated at the discretion of the Trustee, after consultation with the Management Company and the Investment Manager. (i) on October 31, 2020 or such other day as the Trustee, after consultation with the Management Company and the Investment Manager, shall determine; or (ii) in the event that the number of Units in issue falls below 300,000 at any time following the third anniversary of October 25, 2013 (the "Closing Date").

A Class may be terminated through the compulsory repurchase of all Units of such Class at the discretion of the Trustee, after consultation with the Management Company and the Investment Manager, in the event that the Net Asset Value attributable to such Class falls below JPY 1,000,000,000 (or its equivalent) at any time following the third anniversary of the Closing Date.

The investment objective of the Series Trust is to seek capital growth by primarily investing in a variety of investment funds, which invest in various assets.

The Investment Manager intends to achieve this objective principally through investing the assets of the Series Trust.

- (i) directly in vehicles in each of which a third party investment fund manager (a "Trading Advisor") is employed as a trading advisor to the vehicle (the "Managed Account") or indirectly through a series of pooled investment vehicles which act as feeder funds into Managed Accounts ("Feeder Funds") and which are made available by one or more platforms which generally offer a variety of such Managed Accounts (the "Managed Account Platforms"); and/or
- (ii) directly in entities that qualify as undertakings for collective investment in transferable securities under relevant law ("UCITS") subject to the Directive 2009/65/EC (amended by the Directive 2014/91/UE) of the European Parliament and of the Council of July 13, 2009 on the coordination of laws, regulations and administrative provisions relating to undertakings for collective investment in transferable securities (the "UCITS Directive"), as implemented in the relevant local jurisdictions within the European Union and the European Economic Area.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

Unless the Management Company shall in its discretion determine some other methodology, the assets of each Series Trust will be valued at the latest available price, being the latest available quoted price from an international pricing vendor as follows:

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES (CONTINUED)

- (a) securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price (traded or evaluated) on such exchange or market. These last available closing prices are generally available at about 10am CET. If a security is listed or traded on several stock exchanges or markets, the last available closing price on the stock exchange or any other regulated market which constitutes the main market for such securities, or most representative value is used;
- (b) securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market, or securities for which the price determined under (a) above is not representative of their fair value, are valued at their last available market price; if there is no such market price, or if such market price is not representative of the securities' fair market value, they are valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;
- (c) investments may be priced on the basis of quotations from an internationally recognised pricing vendor,
- (d) securities or other assets for which market quotations are not readily available are valued at their fair value as determined in good faith in accordance with procedures adopted by the Administrator, with advice from the Management Company and the Investment Manager,

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Series Trust maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Series Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at October 30, 2018:

1 USD = 1.41044 AUD 1 USD = 0.87889 EUR 1 USD = 112.83503 JPY

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.02% per annum of the average of the Net Asset Values on each Valuation Day in each quarter payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust will also be reimbursed to the Trustee out of the assets of the Series Trust.

Note 4 - Management Company fees

The Management Company is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values on each Valuation Day in each quarter payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust will also be reimbursed to the Management Company out of the assets of the Series Trust.

Note 5 - Investment Manager fees

The Investment Manager is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.60% per annum of the average of the Net Asset Values on each Valuation Day in each quarter calculated and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust will also be reimbursed to the Investment Manager out of the assets of the Series Trust.

Note 6 - Custodian fees

For its services, the Custodian is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.02% per annum of the average of the Net Asset Values on each Valuation Day in each quarter payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust will also be reimbursed to the Custodian out of the assets of the Series Trust.

Note 7 - Administrative Services fees

For its services, the Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of 0.10% per annum of the average of the Net Asset Values on each Valuation Day in each quarter calculated and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust will also be reimbursed to the Administrator out of the assets of the Series Trust.

Note 8 - Agent Company fees

For its services, the Agent Company is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.60% per annum of the average of the Net Asset Values on each Valuation Day in each quarter calculated and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

Subject to the terms and conditions set out in the Agent Company Agreement, the Management Company will pay, upon request, out of the assets of the Series Trust, out of pocket expenses reasonably incurred in connection with the services rendered by the Agent Company, in its capacity as Agent Company, in relation to the Series Trust. The Agent Company shall submit to the Management Company a statement of the estimated expenses together with a breakdown of such expenses.

Note 9 - Accrued expenses

Accrued expenses	34,592
Professional fees	20,688
Out-of-pocket expenses	102
Trustee and Management Company fees	307
Custodian fees	205
Administrative Services fees	1,022
Agent Company fees	6,131
Investment Manager fees	6,137
	USD

Note 10 - Distributions

The Management Company does not currently intend to make distributions to Unitholders and no representation or guarantee is made that distributions will be made in respect of any of the Classes. In principle, the Management Company, after consultation with the Trustee and the Investment Manager, may declare monthly or other interim distributions in respect of a Class taking into account the Net Asset Value per Unit of such Class, the net investment income and the net realised and unrealised capital gains attributable to such Class and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distribution, out of any other funds available for distribution. To maintain consistency in the amount of funds distributed, distributions may differ from the level of income and capital gains attributable to such Class in respect of a particular period.

For the year ended October 30, 2018, the Series Trust did not distribute any dividend to Unitholders.

Note 11 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Series Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Series Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Series Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases

Purchase of Units

Units are offered on a continuous basis to Eligible Investors in respect of each Dealing Day. The issue price of each Unit will be the Net Asset Value per Unit of the applicable Class on the Valuation Day falling on the relevant Dealing Day for which the application for the purchase of Units is received, providing it is received prior to the Dealing Deadline (as defined below). The minimum investment per investor is 1 Unit, and thereafter in integral multiples of 1 Unit, or such other numbers of Units of the relevant Class as the Management Company, after consultation with the Investment Manager, may determine, provided that Units will only be issued in whole numbers. There will be a sales charge of up to 4,00% of the the Net Asset Value per Unit (exclusive of consumption tax or other taxes, if any) in addition to the Net Asset Value per Unit.

Applications for the purchase of Units must be received by the Administrator no later than 12.00 noon (Luxembourg time) on the Application Day which immediately precedes the relevant Dealing Day, or such other day and/or time as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time (the "Dealing Deadline"). Payment in the currency of denomination of the applicable Classes being subscribed must be received within five (5) Business Days from and excluding the relevant Calculation Day (which under normal circumstances is one week after the Dealing Day), or such other period as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time, or for the Class C Units, if the fifth (5th) Business Day is not a day on which banks in Melbourne are open for business, the immediately following Business Day on which banks in Melbourne are open for business.

The Management Company reserves the right to decline any order to purchase Units in whole or in part and may cancel any order for which a properly completed application and payment, as described above, is not timely received.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase of Units

Units are repurchaseable at the option of Unitholders in respect of each Dealing Day. A Unitholder may serve a Repurchase Notice requesting that the Management Company repurchase the Units of the relevant Class as specified in the Repurchase Notice on the Dealing Day immediately following the Application Day. The minimum repurchase amount per Unitholder that may be submitted for repurchase on any Dealing Day is 1 Unit and thereafter in integral multiples of 1 Unit, or such other amount or number of Units of such Class as the Management Company, after consultation with the Investment Manager, may determine, provided that only whole numbers of Units will be repurchased. The Repurchase Notice should be received by the Administrator by no later than 12.00 noon (Luxembourg time) on the Application Day immediately preceding the relevant Dealing Day, or such other day and/or time as the Management Company may determine from time to time. Repurchase Notices received after such time will be held over to the next following Dealing Day.

The repurchase price per Unit shall be equal to the Net Asset Value per Unit of the applicable Class as of the Valuation Day falling on the relevant Dealing Day for which the application for the repurchase of Units is received.

Remittances in respect of repurchases shall be made by wire transfer in the currency of denomination of the relevant Class being redeemed within five (5) Business Days from and excluding the relevant Calculation Day, or such other period as the Management Company, after consultation with the Investment Manager, may determine from time to time, or for the Class C Units, if the fifth (5th) Business Day is not a day on which banks in Melbourne are open for business, the immediately following Business Day on which banks in Melbourne are open for business.

The Management Company reserves the right, after consultation with the Trustee, to suspend, refuse or cancel any repurchase request and may also delay payment of repurchase proceeds.

The Management Company reserves the right, after consultation with the Trustee and the Investment Manager, as a defensive measure for smooth fund management against any large repurchase request, to limit the amount of repurchase requests or stop accepting such repurchase requests in consideration of Net Asset Value, market liquidity and/or such other conditions deemed relevant. In particular, if a Managed Account or UCITS declares a suspension of redemptions of securities issued by such Managed Account or UCITS or takes similar action which would prevent the Series Trust from repurchasing sufficient Units as may be necessary to satisfy in full all Repurchase Notices received in respect of any Dealing Day, the Management Company after consultation with the Trustee and the Investment Manager, may limit the number of Units of each Class that may be repurchased on any such Dealing Day to such amount as the Management Company may determine. This limitation will apply pro rata so that all Unitholders wishing to submit Units of such Class for repurchase on that Dealing Day may have repurchased the same proportion of such Units.

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at October 30, 2018, the Series Trust had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain (Loss) in USD
USD	1,893,138	JPY	211,836,100	November 06, 2018	14,731
USD	1,908,710	JPY	214,174,876	November 13, 2018	8,545
USD	406,950	AUD	571,623	November 06, 2018	1,639
USD	411,069	AUD	579,850	November 20, 2018	(137
USD	1,905,157	JPY	214,682,303	November 20, 2018	(539
USD	408,566	AUD	578,141	November 13, 2018	(1,396
JPY	211,836,100	USD	1,872,602	November 06, 2018	5,80
AUD	579,850	USD	409,805	November 20, 2018	1,40
AUD	571,623	USD	404,354	November 06, 2018	95
JPY	212,880,690	USD	1,890,155	November 27, 2018	56
AUD	577,410	USD	409,374	November 27, 2018	133
JPY	809,800	USD	7,183	November 14, 2018	23
AUD	578,141	USD	411,620	November 13, 2018	(1,657
JPY	214,682,303	USD	1,914,218	November 20, 2018	(8,523
JPY	214,174,876	USD	1,915,031	November 13, 2018	(14,867
				-	6.65

Statement of Investments as at October 30, 2018

(expressed in US Dollars)

In % of Net Assets	Net Asset Value	Cost	Description	Quantity ⁽¹⁾
			JERSEY	
				INVESTMENT FUND
44.78 0.78	1,805,170 31,337	1,658,820 39,675	MANAGED FD/WINTON CAP FD CB MANAGED FD/MAC ASIAN ALPHA LTD	
45.56	1,836,507	1,698,495		
45.56	1,836,507	1,698,495	Total JERSEY	
			LUXEMBOURG	
				INVESTMENT FUND
49.30	1,987,076	1,912,190	TEMPLETON GBL TOTAL RET FD	68,308
49.30	1,987,076	1,912,190		
49.30	1,987,076	1,912,190	Total LUXEMBOURG	
94.86	3,823,583	3,610,685		Total Investments

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

(2)【2017年10月31日終了年度】 【貸借対照表】

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ 純資産計算書 2017年10月31日現在 (米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産の部			
投資有価証券 純資産額 (取得価額:4,639,091米ドル)	2	4,667,917	517,532
銀行預金		321,452	35,639
ブローカーに係る未収金		61,001	6,763
現金および現金同等物に係る利息		15	2
	_		
資産合計	_	5,050,385	559,936
負債の部			
先渡為替契約末実現損失	13	21,934	2,432
受益証券の買戻未払金		84,596	9,379
未払費用	9	44,302	4,912
	_		
負債合計	_	150,832	16,723
純資産		4,899,553	543,213
	_		

以下のとおり、受益証券により表章される。

	1 口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
A クラス受益証券(日本円)	8,810	30,608	269,646,295
B クラス受益証券(米ドル)	91.44	21,816	1,994,802
C クラス受益証券 (豪ドル)	97.20	7,009	681,283

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ 運用計算書 2017年10月31日に終了した年度 (米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
銀行預金利息	_	89	10
収益合計	_	89	10
費用			
投資顧問会社報酬	5	34,914	3,871
代行協会員報酬	8	34,881	3,867
事務代行会社報酬	7	5,814	645
保管会社報酬	6	1,431	159
受託会社および管理会社報酬	3、4	1,744	193
弁護士報酬		11,349	1,258
海外登録費用		41,437	4,594
立替実費		580	64
専門家報酬		28,247	3,132
その他費用	_	5,705	633
費用合計	_	166,102	18,416
純投資損失	_	(166,013)	(18,406)
投資に係る実現純損失		(36,966)	(4,098)
外貨及び先渡為替契約に係る実現純損失	_	(413,259)	(45,818)
当期実現純損失	_	(450,225)	(49,916)

投資に係る未実現純損益の変動	102,640	11,380
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動	73,374	8,135
当期未実現純利益	176,014	19,515
運用の結果による純資産の純減少	(440,224)	(48,808)

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ 財務書類に対する注記 2017年10月31日現在

注1-組織

トラスト

ノムラ・トラスト(「トラスト」)は、マスター・トラスト・カンパニー(「受託会社」)とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「管理会社」)との間で締結された2013年8月8日付マスター信託証書により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂済)に準拠する、ユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託 (日本)規則に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁(「CIMA」)に登録されている。 かかる登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社である。

<u>ファン</u>ド

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ (「ファンド」) は、受託会社と管理会社の間で締結された 2013年8月8日付追補証書に従い設定された。

ファンドは、マスター信託証書に記載される状況に従い償還される。ファンドはまた、()2020年10月31日、もしくは受託会社が管理会社および投資顧問会社と協議の上決定するその他の日において、または()2013年10月25日(「クロージング日」)から3年経過以降の時点において発行済受益証券の口数が30万口を下回った場合にも、受託会社の裁量(管理会社および投資顧問会社と協議の上)により、償還されることがある。

クラスは、当該クラスの純資産額がクロージング日から3年経過以降の時点において10億円(相当)を下回った場合、受託会社が、その裁量において、管理会社および投資顧問会社と協議の上、当該クラスのすべての受益証券の強制買戻しを行うことにより、償還されることがある。

ファンドの投資目的は、主に様々な資産に投資を行っている各種投資信託への投資を通じて信託財産の成長を目指すことである。

投資顧問会社は、主に()通常様々な分離口座を提供する1つまたは複数のプラットフォーム(「分離口座プラットフォーム」)で利用できる外部の運用マネージャー(「マネージャー」)をマネージャーとして起用する投資ビークル(「分離口座」)に直接、または分離口座へのフィーダーファンド(「フィーダーファンド」)となる一連のプールされた投資ビークルを通じて間接的に分離口座に、()欧州連合および欧州経済地域内の各法域で導入され、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達2009 / 65 / EC (通達2014 / 91 / UEによる改正を含む。)(「UCITS通達」)に基づく関連法で規制された、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託としての資格を有する投資ビークル(「UCITS」)に直接、ファンドの資産を投資することにより、その目的の達成を目指す。

注2-重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

有価証券への投資

管理会社がその裁量により他の方法を定めない限り、各シリーズ・トラストの資産は、以下に定めるとおり、入手可能な直近の価格、すなわち国際的な価格設定業者によって値を付けられた入手可能な直近の価格で以下のように評価される。

- (a) 証券取引所に上場されているか、またはその他の規制市場で取引されている証券は、当該取引所または市場において 入手可能な直近の価格(取引価格または評価額)で評価される。通常、入手可能な直近の終値は、午前10時頃(中央 ヨーロッパ時間)に入手可能となる。証券が複数の証券取引所または市場において上場または取引されている場合 は、当該証券の主たる市場である取引所または市場において入手可能な直近の終値または代表値を使用する。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、規制市場でも取引されていない証券の場合、または上記(a)に基づいて決定された 価格がその証券の公正価値を表さない場合は、入手可能な直近の市場価格で評価される。そのような市場価格が存在

しない場合、またはその市場価格が当該証券の公正市場価値を表さない場合は、合理的に予測し得る売り値に基づいて、慎重かつ誠実に評価される。

- (c) 投資対象は、国際的に認識された価格設定業者による相場に基づき価格が決められる。
- (d) 市場相場が直ちに入手できない証券またはその他の資産は、事務代行会社が採用した手続に従い、管理会社および投資顧問会社の助言を受けて、誠実に決定された公正価値で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末日の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建てで行われた投資有価証券取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資による実現および未実現純損益に含まれる。

2017年10月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

1米ドル=1.30361豪ドル

1米ドル=0.85903ユーロ

1米ドル=113.19505円

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3-受託会社の報酬

受託会社は、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額をファンドの資産から後払いにて受け取る。

ファンドのために受託会社がその計算で負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から受託会社に対して支払われる。

注4-管理会社の報酬

管理会社は、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額をファンドの資産から後払いにて受け取る。

ファンドのために管理会社がその計算で負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から管理会社に対して支払われる。

注5-投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで算出され支払われる報酬として、各評価日における各四半期 の純資産額の平均値の年率0.60%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

ファンドのために投資顧問会社がその計算で負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から投資顧問会社に対して支払われる。

注6-保管会社の報酬

保管会社は、その役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

ファンドのために保管会社がその計算で負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から保管会社に対して支払われる。

注7 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、その役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで算出され支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.10%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

ファンドのために事務代行会社がその計算で負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から事務代行会社に対して支払われる。

注8 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、その役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで算出され支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.60%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員が、代行協会員としてファンドについて提供した役務に 関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの資産から支払う。代行協会員は、管理会社に対して、概算 費用およびその内訳の明細を提出するものとする。

注9 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社報酬	7,822
代行協会員報酬	7,815
事務代行会社報酬	1,303
保管会社報酬	261
受託会社および管理会社報酬	391
立替実費	130
専門家報酬	26,580
未払費用	44,302

注10 - 分配

管理会社は現在、受益者に対して分配を行う予定はなく、いずれのクラスについても分配が行われる旨の表明または保証はなされていない。原則として、管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議の上、各クラスについて、該当クラスの受益証券1口当り純資産価格、該当クラスに帰属する投資収益ならびに実現および未実現のキャピタルゲインを考慮して、月次分配またはその他中間分配を宣言することができ、合理的な分配水準を維持するために必要であると判断される場合は、分配可能なその他の資金の中からこれを行うことができる。分配の金額の一貫性を維持するため、ある期間における当該クラスに帰属するインカムゲインおよびキャピタルゲインの水準とその時点の分配金額は異なる可能性がある

2017年10月31日に終了した年度において、ファンドは、受益者に対する分配を行わなかった。

注11 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。 ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注12 - 募集および買戻し

受益証券の購入

受益証券は、各取引日において適格投資家に対して継続的に募集される。受益証券1口当りの発行価格は、その申込みに対応する取引日(ただし、取引締切時間(以下に定義する。)までに受領された場合に限る。)である評価日における、該当するクラスの受益証券1口当りの純資産価格とする。各投資家の投資口数は1口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議の上決定する当該クラスのその他の口数である。ただし、受益証券は整数でのみ発行されるものとする。受益証券1口当り純資産価格に、1口当り純資産価格の4.00%(税抜)以内の申込手数料が加算される。

受益証券の購入に係る申込書は、当該取引日の直前に当たる申込日の正午(ルクセンブルグ時間)または管理会社が、その単独の裁量において随時決定するその他の日および/もしくは時間(「取引締切時間」)までに事務代行会社により受領されるものとする。申込みがなされたクラスの表示通貨建てで支払われる代金は、当該計算日(当日を含まない。)(通常、取引日の1週間後)の5営業日以内の日もしくは管理会社が、その絶対的な裁量において随時決定するその他の期間以内の日、またはCクラス受益証券に関しては、当該5営業日目がメルボルンにおいて銀行が営業を行っている日ではない場合、メルボルンにおいて銀行が営業を行っている翌営業日までに受領されなければならない。

管理会社は、受益証券の全部または一部に係る購入の注文を拒絶することができ、上記のとおり適切に記入済の申込書 および支払を適時に受領していない注文を取り消すことができる。

受益証券の買戻し

受益者は、各取引日においてその選択により受益証券の買戻しを行うことができる。受益者は、買戻通知を送付して、申込日直後の取引日に管理会社が買戻通知に記載された該当するクラスの受益証券を買戻すよう請求することができる。すべての取引日における各受益者の買戻口数は1口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議の上決定する当該クラスのその他の口数である。ただし、受益証券は整数でのみ買戻されるものとする。買戻通知は、当該取引日直前の申込日の正午(ルクセンブルグ時間)または管理会社が随時決定するその他の日および/もしくは時間までに、事務代行会社により受領されなければならない。かかる期限後に受領された買戻通知は、翌取引日まで延期される。

受益証券1口当り買戻価格は、その申込みに対応する取引日である評価日の該当するクラスの受益証券1口当り純資産 価格とする。

買戻しに係る送金は、当該計算日(当日を含まない。)から5営業日以内、もしくは管理会社が投資顧問会社と協議の上随時決定するその他の期間内、またはCクラス受益証券に関しては、当該5営業日目がメルボルンにおいて銀行が営業を行っている日ではない場合、メルボルンにおいて銀行が営業を行っている翌営業日までに、買戻しされる当該クラスの表示通貨にて電信送金により行われるものとする。

管理会社は、受託会社と協議の上、買戻し注文の停止、拒絶または償却を行う権利を有し、また買戻代金の支払いを延期することができる。

管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議の上、円滑なファンド運営のための大量の買戻請求の防止策として、 純資産額、市場流動性および/または関連性があるとみなすその他の状況を考慮の上、買戻請求額を制限する権利または 買戻請求の受領を中止する権利を有する。とりわけ、分離口座またはUCITSが、かかる分離口座もしくはUCITSより発行された証券の買戻しの停止を宣言した場合、または、ある取引日において、ファンドが受領したすべての買戻通知に対応するために必要な受益証券の買戻しを妨げるような類似の措置をとった場合、管理会社は、受託会社および投資顧問会社と 協議の上、当該取引日に買戻される可能性のある各クラスの受益証券口数を、管理会社が決定する数に制限することができる。かかる制限は、その取引日に当該クラスの受益証券の買戻し請求を希望しているすべての受益者が、当該受益証券と同じ割合で買戻しが行えるよう、比例して適用される。

注13 - 先渡為替契約

2017年10月31日現在、ファンドの未決済先渡為替契約は以下のとおりである。

 買付通貨	買付金額	 売付金額	満期日	未実現(損)益
				(米ドル)

11個世分曲山音(21					
23,111	2017年11月7日	279,135,309	日本円	2,489,843	米ドル
12,079	2017年11月7日	708,216	豪ドル	555,308	米ドル
7,993	2017年11月14日	704,521	豪ドル	548,343	米ドル
1,882	2017年11月21日	270,749,260	日本円	2,395,989	米ドル
592	2017年11月21日	682,781	豪ドル	524,226	米ドル
(9,699)	2017年11月14日	279,615,566	日本円	2,462,043	米ドル
9,345	2017年11月21日	2,384,762	米ドル	270,749,260	日本円
270	2017年11月 9 日	69,309	米ドル	7,872,940	日本円
(3)	2017年11月14日	3,903	米ドル	441,250	日本円
(222)	2017年11月 9 日	15,164	米ドル	19,482	豪ドル
(599)	2017年11月28日	523,186	米ドル	681,471	豪ドル
(1,894)	2017年11月28日	2,387,114	米ドル	269,660,347	日本円
(7,651)	2017年11月7日	550,880	米ドル	708,216	豪ドル
(7,765)	2017年11月21日	531,398	米ドル	682,781	豪ドル
(12,025)	2017年11月14日	552,375	米ドル	704,521	豪ドル
(14,202)	2017年11月7日	2,480,933	米ドル	279,135,309	日本円
(23,146)	2017年11月14日	2,494,890	米ドル	279,615,566	日本円
(21,934)					
-					



Statement of Net Assets as at October 31, 2017

(expressed in US Dollars)

(0202201		Notes	
ASSETS			
Investment in securities at net asset value (at cost: USD 4,639,091)		2	4,667,917
Cash at bank			221.462
Due from brokers			321,452
Interest on cash and cash equivalents			61,001 15
incress on cash and cash equivalents			15
Total Assets			5,050,385
LIABILITIES			
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	s .	13	21,934
Payable for repurchases			84,596
Accrued expenses		9	44,302
Total Liabilities			150,832
NET ASSETS		_	4,899,553
Represented by units as follows:			9900 UT 070-
	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A Units (in JPY)	8,810	30,608	269,646,295
Class B Units (in USD)	91.44	21,816	1,994,802
Class C Units (in AUD)	97.20	7,009	681,283

 $\label{thm:companying} The\ accompanying\ notes\ form\ an\ integral\ part\ of\ these\ financial\ statements.$

Statement of Operations for the year ended October 31, 2017

(expressed in US Dollars)

	Notes	
INCOME		
Interest on bank accounts		89
Total Income		89
EXPENSES		
Investment Manager fees	5	34,914
Agent Company fees	8	34,881
Administrative Services fees	7	5,814
Custodian fees	6	1,431
Trustee and Management Company fees	3, 4	1,744
Legal fees		11,349
Overseas registration fees		41,437
Out-of-pocket expenses		580
Professional fees		28,247
Other expenses		5,705
Total Expenses		166,102
NET INVESTMENT LOSS	_	(166,013)
Net realised loss on investments		(36,966)
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(413,259)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(450,225)
Change in net unrealised result on investments		102,640
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts	-	73,374
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR	-	176,014
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(440,224)

Notes to the Financial Statements as at October 31, 2017

Note 1 - Organisation

The Master Trust

NOMURA TRUST (the "Master Trust") was established by a Master Trust Deed dated August 8, 2013 entered into by Master Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Trust Company (the "Management Company"). The Master Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Master Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and Retail Mutual Funds (Japan) Regulations of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is incorporated in the Cayman Islands and is a wholly-owned subsidiary of the Management Company.

The Management Company is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Series Trust

Nomura Trust - Nomura Alpha Managers (the "Scries Trust") was established by a supplemental Trust Deed dated August 8, 2013 made by the Trustee and the Management Company.

The Series Trust may be terminated in accordance with the circumstances set forth in the Master Declaration of Trust. The Series Trust may also be terminated at the discretion of the Trustee, after consultation with the Management Company and the Investment Manager. (i) on October 31, 2020 or such other day as the Trustee, after consultation with the Management Company and the Investment Manager, shall determine; or (ii) in the event that the number of Units in issue falls below 300,000 at any time following the third anniversary of October 25, 2013 (the "Closing Date").

A Class may be terminated through the compulsory repurchase of all Units of such Class at the discretion of the Trustee, after consultation with the Management Company and the Investment Manager, in the event that the Net Asset Value attributable to such Class falls below JPY 1,000,000,000 (or its equivalent) at any time following the third anniversary of the Closing Date.

The investment objective of the Series Trust is to seek capital growth by primarily investing in a variety of investment funds, which invest in various assets.

The Investment Manager intends to achieve this objective principally through investing the assets of the Series Trust:

- (i) directly in vehicles in each of which a third party investment fund manager (a "Trading Advisor") is employed as a trading advisor to the vehicle (the "Managed Account") or indirectly through a series of pooled investment vehicles which act as feeder funds into Managed Accounts ("Feeder Funds") and which are made available by one or more platforms which generally offer a variety of such Managed Accounts (the "Managed Account Platforms"); and/or
- (ii) directly in entities that qualify as undertakings for collective investment in transferable securities under relevant law ("UCITS") subject to the Directive 2009/65/EC (amended by 2014/91/UE) of the European Parliament and of the Council of July 13, 2009 on the coordination of laws, regulations and administrative provisions relating to undertakings for collective investment in transferable securities (the "UCITS Directive"), as implemented in the relevant local jurisdictions within the European Union and the European Economic Area.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

Unless the Management Company shall in its discretion determine some other methodology, the assets of each Series Trust will be valued at the latest available price, being the latest available quoted price from an international pricing vendor as follows:

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES (CONTINUED)

- (a) securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price (traded or evaluated) on such exchange or market. These last available closing prices are generally available at about 10am CET. If a security is listed or traded on several stock exchanges or markets, the last available closing price on the stock exchange or any other regulated market which constitutes the main market for such securities, or most representative value is used;
- (b) securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market, or securities for which the price determined under (a) above is not representative of their fair value, are valued at their last available market price; if there is no such market price, or if such market price is not representative of the securities' fair market value, they are valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;
- (c) investments may be priced on the basis of quotations from an internationally recognised pricing vendor,
- (d) securities or other assets for which market quotations are not readily available are valued at their fair value as determined in good faith in accordance with procedures adopted by the Administrator, with advice from the Management Company and the Investment Manager;

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Series Trust maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Series Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at October 31, 2017:

1 USD = 1.30361 AUD 1 USD = 0.85903 EUR 1 USD = 113.19505 JPY

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.02% per annum of the average of the Net Asset Values on each Valuation Day in each quarter payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust will also be reimbursed to the Trustee out of the assets of the Series Trust.

Note 4 - Management Company fees

The Management Company is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values on each Valuation Day in each quarter payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust will also be reimbursed to the Management Company out of the assets of the Series Trust.

Note 5 - Investment Manager fees

The Investment Manager is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.60% per annum of the average of the Net Asset Values on each Valuation Day in each quarter calculated and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust will also be reimbursed to the Investment Manager out of the assets of the Series Trust.

Note 6 - Custodian fees

For its services, the Custodian is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.02% per annum of the average of the Net Asset Values on each Valuation Day in each quarter payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust will also be reimbursed to the Custodian out of the assets of the Series Trust.

Note 7 - Administrative Services fees

For its services, the Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of 0.10% per annum of the average of the Net Asset Values on each Valuation Day in each quarter calculated and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust will also be reimbursed to the Administrator out of the assets of the Series Trust.

Note 8 - Agent Company fees

For its services, the Agent Company is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.60% per annum of the average of the Net Asset Values on each Valuation Day in each quarter calculated and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

Subject to the terms and conditions set out in the Agent Company Agreement, the Management Company will pay, upon request, out of the assets of the Series Trust, out of pocket expenses reasonably incurred in connection with the services rendered by the Agent Company, in its capacity as Agent Company, in relation to the Series Trust. The Agent Company shall submit to the Management Company a statement of the estimated expenses together with a breakdown of such expenses.

Note 9 - Accrued expenses

	USD
Investment Manager fees	7,822
Agent Company fees	7,815
Administrative Services fees	1,303
Custodian fees	261
Trustee and Management Company fees	391
Out-of-pocket expenses	130
Professional fees	26,580
Accrued expenses	44,302

Note 10 - Distributions

The Management Company does not currently intend to make distributions to Unitholders and no representation or guarantee is made that distributions will be made in respect of any of the Classes. In principle, the Management Company, after consultation with the Trustee and the Investment Manager, may declare monthly or other interim distributions in respect of a Class taking into account the Net Asset Value per Unit of such Class, the net investment income and the net realised and unrealised capital gains attributable to such Class and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distribution, out of any other funds available for distribution. To maintain consistency in the amount of funds distributed, distributions may differ from the level of income and capital gains attributable to such Class in respect of a particular period.

For the year ended October 31, 2017, the Series Trust did not distribute any dividend to Unitholders.

Note 11 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Series Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Series Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Series Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases

Purchase of Units

Units are offered on a continuous basis to Eligible Investors in respect of each Dealing Day. The issue price of each Unit will be the Net Asset Value per Unit of the applicable Class on the Valuation Day falling on the relevant Dealing Day for which the application for the purchase of Units is received, providing it is received prior to the Dealing Deadline (as defined below). The minimum investment per investor is 1 Unit, and thereafter in integral multiples of 1 Unit, or such other numbers of Units of the relevant Class as the Management Company, after consultation with the Investment Manager, may determine, provided that Units will only be issued in whole numbers. There will be a sales charge of up to 4.00% of the the Net Asset Value per Unit (exclusive of consumption tax or other taxes, if any) in addition to the Net Asset Value per Unit.

Applications for the purchase of Units must be received by the Administrator no later than 12.00 noon (Luxembourg time) on the Application Day which immediately precedes the relevant Dealing Day, or such other day and/or time as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time (the "Dealing Deadline"). Payment in the currency of denomination of the applicable Classes being subscribed must be received within five (5) Business Days from and excluding the relevant Calculation Day (which under normal circumstances is one week after the Dealing Day), or such other period as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time, or for the Class C Units, if the fifth (5th) Business Day is not a day on which banks in Melbourne are open for business, the immediately following Business Day on which banks in Melbourne are open for business.

The Management Company reserves the right to decline any order to purchase Units in whole or in part and may cancel any order for which a properly completed application and payment, as described above, is not timely received.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase of Units

Units are repurchaseable at the option of Unitholders in respect of each Dealing Day. A Unitholder may serve a Repurchase Notice requesting that the Management Company repurchase the Units of the relevant Class as specified in the Repurchase Notice on the Dealing Day immediately following the Application Day. The minimum repurchase amount per Unitholder that may be submitted for repurchase on any Dealing Day is 1 Unit and thereafter in integral multiples of 1 Unit, or such other amount or number of Units of such Class as the Management Company, after consultation with the Investment Manager, may determine, provided that only whole numbers of Units will be repurchased. The Repurchase Notice should be received by the Administrator by no later than 12.00 noon (Luxembourg time) on the Application Day immediately preceding the relevant Dealing Day, or such other day and/or time as the Management Company may determine from time to time. Repurchase Notices received after such time will be held over to the next following Dealing Day.

The repurchase price per Unit shall be equal to the Net Asset Value per Unit of the applicable Class as of the Valuation Day falling on the relevant Dealing Day for which the application for the repurchase of Units is received.

Remittances in respect of repurchases shall be made by wire transfer in the currency of denomination of the relevant Class being redeemed within five (5) Business Days from and excluding the relevant Calculation Day, or such other period as the Management Company, after consultation with the Investment Manager, may determine from time to time, or for the Class C Units, if the fifth (5th) Business Day is not a day on which banks in Melbourne are open for business, the immediately following Business Day on which banks in Melbourne are open for business.

The Management Company reserves the right, after consultation with the Trustee, to suspend, refuse or cancel any repurchase request and may also delay payment of repurchase proceeds.

The Management Company reserves the right, after consultation with the Trustee and the Investment Manager, as a defensive measure for smooth fund management against any large repurchase request, to limit the amount of repurchase requests or stop accepting such repurchase requests in consideration of Net Asset Value, market liquidity and/or such other conditions deemed relevant. In particular, if a Managed Account or UCITS declares a suspension of redemptions of securities issued by such Managed Account or UCITS or takes similar action which would prevent the Series Trust from repurchasing sufficient Units as may be necessary to satisfy in full all Repurchase Notices received in respect of any Dealing Day, the Management Company after consultation with the Trustee and the Investment Manager, may limit the number of Units of each Class that may be repurchased on any such Dealing Day to such amount as the Management Company may determine. This limitation will apply pro rata so that all Unitholders wishing to submit Units of such Class for repurchase on that Dealing Day may have repurchased the same proportion of such Units.

Notes to the Financial Statements as at October 31, 2017 (continued)

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at October 31, 2017, the Series Trust had the following open forward foreign exchange contracts:

Unrealised Gain (Loss) in US	Maturity Date	Amount Sold	Currency Sold	Amount Bought	Currency Bought
23,11	November 07, 2017	279,135,309	JPY	2,489,843	USD
12,07	November 07, 2017	708,216	AUD	555,308	USD
7,99	November 14, 2017	704,521	AUD	548,343	USD
1,88	November 21, 2017	270,749,260	JPY	2,395,989	USD
59	November 21, 2017	682,781	AUD	524,226	USD
(9,699	November 14, 2017	279,615,566	JPY	2,462,043	USD
9,34	November 21, 2017	2,384,762	USD	270,749,260	JPY
27	November 09, 2017	69,309	USD	7,872,940	JPY
(November 14, 2017	3,903	USD	441,250	JPY
(22)	November 09, 2017	15,164	USD	19,482	AUD
(599	November 28, 2017	523,186	USD	681,471	AUD
(1,894	November 28, 2017	2,387,114	USD	269,660,347	JPY
(7,65)	November 07, 2017	550,880	USD	708,216	AUD
(7,765	November 21, 2017	531,398	USD	682,781	AUD
(12,025	November 14, 2017	552,375	USD	704,521	AUD
(14,20)	November 07, 2017	2,480,933	USD	279,135,309	JPY
(23,146	November 14, 2017	2,494,890	USD	279,615,566	JPY

(21,934)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年2月26日現在)

資産総額	3,896,657.93米ドル	432,022,465円	
負債総額	57,717.09米ドル	6,399,094円	
純資産総額(-)	3,838,940.84米ドル	425,623,371円	
	A ク:	ラス受益証券:24,307口	
発行済口数	B クラス受益証券:19,645口		
	C クラス受益証券: 6,038口		
	A クラス受益証券:8,012円		
1 口当りの純資産価格	B クラス受益証券: 85.98米ドル	9,533円	
	C クラス受益証券: 91.08豪ドル	7,226円	

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ)ファンド証券の名義書換

取扱機関 ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書 換手続がとられ、それ以外のもの(ただし、下記(ハ)をご参照下さい。)については本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

(口)受益者集会

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第35条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第36条に基づき、管理会社を解任する場合、マスター信託証書第37条に基づき、トラスト(シリーズ・トラストを含みます。)の他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第40条に基づき、マスター信託証書の変更を承認する場合です。そういった状況において、受益者の決議は、すべてのシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、そのシリーズ・トラストの受益者は、そのシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める個別決議または書面による同意により、別個に、議決権を行使する必要があります。

受益者がファンドおよび受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に 登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受 益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドおよび受託会社に対し直接受益権を行使することはできま せん。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権 を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います

(八)受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益証券は、管理会社が受託会社と協議の上、書面により事前の同意を与えた場合に限り譲渡することができます。 管理会社または事務代行会社が受益証券の譲渡(自己名義への変更を含みます。)を許可することは予定されていません。管理会社は、いかなる者(米国人、および制限付例外がありますが、ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)によるファンド証券の取得も制限することができます。

EDINET提出書類 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921) 有価証券届出書 (外国投資信託受益証券)

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は500,000ユーロ(約6,305万円)で、2019年2月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社であり、1株10ユーロ(約1,261円)の記名式株式50,000株を発行済です。 過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

管理会社は、1998年2月27日より、ケイマン諸島において有効に設立され存続する免除会社です。管理会社の取締役会は、2019年2月末日現在、4名の取締役で構成されています。

2【事業の内容及び営業の概況】

i) 管理会社の事業の内容および営業の概況

管理会社は、投資信託を設定し、一般的な運用および管理サービスを行うことをその目的とします。

管理会社は、2019年 2 月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額は約346億円です。

(2019年2月末日現在)

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	クラス数	純資産額の合計(通貨別)
ケイマン諸島	その他のファンド	27	201,716,165.15米ドル
		1	69,083,064.01トルコリラ
		2	2,829,601.91ユーロ
		16	2,062,462,442円
		21	105,923,272.07豪ドル

) 管理会社としての役割

管理会社は、銀行および信託会社法の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社です。管理会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づき、認可された投資信託管理者であり、有価証券投資事業法第5(2)条および別表4に基づく適用除外者として登録されています。

管理会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。管理会社は、信託証書に基づき、トラストの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、ファンドの受益証券の発行を行う独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の保管、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施(あった場合)、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づき管理会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人(受託会社の関係者を含みます。)に対して委託する権限を有します。管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督しなければなりませんが、管理会社は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社のファンドに関する職務の一部は、事務代行会社および投資顧問会社に委託されています。

管理会社は、潜在的な債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは 到来する予定の債務、義務または負債をかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定さ れることを確保します。

管理会社は、(信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において)ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費(すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。)または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、ファンドに関して、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する60暦日以上前の書面による通知により辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または(任意か強制かを問わず)清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30暦日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適切と認める後任の管理会社を特定することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、受益者の会議を招集します。上記が満たされない場合、受託会社は、すべてのシリーズ・トラストを償還することができます。受益者は、受益者の決議によりいつでも、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

管理会社は、辞任または解任の後も、ファンドの管理会社として行為した期間中において、辞任した管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与された、すべての補償、権限、特権および償還遡及権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

3【管理会社の経理状況】

- 1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- 2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドの 監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドは、公認会計士法第1条の3第7項に規定され る外国監査法人等です。
- 3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2019年2月28日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=126.09円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

貸借対照表

2018年3月31日現在 (ユーロで表示)

	注記	2018年 3 月31日		2018年 3 月31日 2017年 3 月3	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
金融資産					
関連事業株式	5	600,000	75,654	600,000	75,654
固定資産として保有される投資	5	3,244	409	3,212	405
		603,244	76,063	603,212	76,059
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1年以内期限到来		1,837,920	231,743	2,227,918	280,918
銀行預金および手元現金	9	4,048,195	510,437	1,631,237	205,683
		5,886,115	742,180	3,859,155	486,601
資産合計		6,489,359	818,243	4,462,367	562,660
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	500,000	63,045	500,000	63,045
繰越損益	4	1,830,957	230,865	1,446,356	182,371
当期損益	4	328,902	41,471	384,601	48,494
		2,659,859	335,382	2,330,957	293,910
債務					
買掛債務					
a) 1 年以内期限到来	7	115,000	14,500	69,910	8,815
関連事業から派生する金額					
a) 1 年以内期限到来	7、9	3,714,500	468,361	2,061,500	259,935
		3,829,500	482,862	2,131,410	268,749
資本金、準備金および負債合計		6,489,359	818,243	4,462,367	562,660

添付の注記は当財務書類の一部である。

EDINET提出書類 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921) 有価証券届出書 (外国投資信託受益証券)

(2)【損益計算書】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

損益計算書

2018年3月31日に終了した年度 (ユーロで表示)

	注記	2018年 3 月31日		2017年3	3月31日
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1から5.総損益	10	394,392	49,729	425,755	53,683
11.その他未収利息および類似収益					
b)その他利息および類似収益		303,025	38,208	113,201	14,274
13.金融資産および流動資産として保有される投資に係る評価調整	5	(29)	(4)	(8)	(1)
14.未払利息および類似費用					
a)関連事業に関する金額	9	(19,170)	(2,417)	(21,014)	(2,650)
b) その他利息および類似費用	5	(349,316)	(44,045)	(133,333)	(16,812)
16.税引後損益		328,902	41,471	384,601	48,494
18. 当期損益		328,902	41,471	384,601	48,494

添付の注記は当財務書類の一部である。

<u>次へ</u>

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー 財務書類に対する注記 2018年 3 月31日現在

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「当社」)は、ケイマン諸島の会社法に基づき、1998年2月27日に免除会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日の特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日付で信託免許を取得した。当社は、同日付で、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行された投資信託管理者免許も取得した。当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルク S . A . は、英国の法律に基づき設立された持株会社でロンドンに登記上の事務所を有するノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシー(「親会社」)の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類は、英国EC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン 1 において入手可能である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の最終的親会社は、日本の法律に基づき設立された持株会社で東京に登記上の事務所を有する野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務書類は、〒103-8645日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

当社の主要事業は、投資信託に信託および運用業務を提供することであり、それによって、受託および管理報酬を受領する。

注2-重要な会計方針の概要

作成の基準

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に 準拠して作成されている。

重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、その財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される資産および負債は、貸借対照表日における為替レートによりユーロに換算される。ユーロ以外の通貨で表示される収益および費用は、取引日における為替レートによりユーロに換算される。外貨換算により生じる為替差損益は、当期の損益を決定する際に、損益計算書に計上される。

費用

費用は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息

受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、運用中の投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

金融資産

金融資産は、取得価額または時価のいずれか低価な方を用いて評価される。

注3-払込済資本金

発行済かつ全額払込済の株式資本は、1株当り額面10ユーロの記名株式50,000株を表章する。当社は、自己株式を取得していない。

注4-繰越損益

2016年 3 月31日現在残高	1,250,104
前期の利益	196,252
宣言された配当金	
2017年 3 月31日現在残高	1,446,356
2017年 3 月31日現在残高	1,446,356
前期の利益	384,601
宣言された配当金	
2018年 3 月31日現在残高	1,830,957

注5-金融資産

金融固定資産は、以下により構成される。

関連事業株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する会社であるマスター・トラスト・カンパニーが発行した株式の100%を所有する。

会社名	持分	取得価額(ユーロ)	2018年3月31日 純資産 (ユーロ)
マスター・トラスト・カンパニー	100%	600,000	2,307,977

固定資産として保有される投資

固定資産として保有される投資は、投資信託の受益証券への投資により構成される。 固定資産として保有される投資の増減の概要は、以下のとおりである。

	2018年 3 月31日 (ユ ー ロ)
取得価額	
期首現在	3,349
期中取得額	264
期中処分額	(42)
期末現在	3,571
評価調整	
期首現在	(8)
当期評価調整額	(21)
期末現在	(29)
為替の影響*	(298)
期末純評価額	3,244
期末市場価格	3,986

^{*} 当該金額は、損益計算書の「未払利息および類似費用」の項目に含まれている。

注 6 - 税金

当社は、すべての地方所得税、利得税およびキャピタル・ゲイン税を2034年1月6日まで免除する旨の約定をケイマン諸島の政府から取得している。現時点において、ケイマン諸島にかかる税金は存在しない。

当社は、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインの総額に対して課せられる外国の源泉徴収税の対象となる可能 性がある。

注7 - 債務

2018年3月31日現在、債務は、監査報酬およびその他の保証業務報酬115,000ユーロ、2015年1月12日付および2016年9 月28日付で当社とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの間で締結された契約に基づくグローバル・ファン ズ・マネジメント・エス・エーに対する未払報酬29,500ユーロならびに2014年3月31日付で当社とノムラ・バンク・ルク センブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払報酬3,685,000 ユーロで構成される。提供された業務には、資産管理サポート、法務、コンプライアンス、内部監査、情報技術、一般管 理、インフラサービス等が含まれるが、これらに限定されない。

2017年3月31日現在、債務は、監査報酬およびその他の保証業務報酬65,000ユーロ、上記記載の契約に基づくグローバ ル・ファンズ・マネジメント・エス・エーに対する未払報酬23,500ユーロ、上記記載の枠組契約に基づくノムラ・バン ク・ルクセンブルクS.A.に対する未払報酬2,038,000ユーロならびにその他の未払いの債務4,910ユーロで構成されてい た。

注8-スタッフ

当社には、2018年3月31日および2017年3月31日に終了した年度中に従業員はいなかった。

注9-関連会社間取引

当社は、(ルクセンブルグにおいて設立された)ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.によって100%所有されてい る。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環としてノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.との間で行われている。これら には、当座預金口座および為替取引が含まれる。

2018年3月31日に終了した事業年度において、当社はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.において開設した当座預 金口座に係る借入利息19,170ユーロを支払った(2017年3月31日:21,014ユーロ)。適用される利率は、非関連会社の顧 客に適用されるものと同じ利率である。

また、ノムラ・バンク・ルクセンブルク S . A .およびグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーより当社に対 して報酬が請求される(上記注7参照)。

注10 - 総損益

2018年3月31日および2017年3月31日現在、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2018年3月31日 (ユーロ)	2017年3月31日 (ユーロ)
管理報酬	8,595,612	9,862,059
その他対外費用	(8,201,220)	(9,436,304)
	394,392	425,755

2018年3月31日現在、その他対外費用は、主に、当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組 契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A.に対する年間報酬7,755,000ユーロ(2017年3月31日:8,950,000 ユーロ)およびその他報酬の総額446,220ユーロ(2017年3月31日:486,304ユーロ)で構成されている。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として保有してはいないが、投資運用に関する責任を有するものについては、貸借対照 表から除外されている。かかる資産は、2018年3月31日現在、約32,975百万ユーロである(2017年3月31日:40,899百万 $\neg \neg \neg$

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY Balance Sheet at March 31, 2018 (expressed in Euro)

ASSETS	Note(s)	March 31, 2018	March 31, 2017
AGGETG			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
Investments held as fixed assets	5	3,244	3,212
		603,244	603,212
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year		1,837,920	2,227,918
Cash at bank and in hand	9	4,048,195	1,631,237
		5,886,115	3,859,155
TOTAL (ASSETS)	<u>:</u>	6,489,359	4,462,367
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Profit or loss brought forward	4	1,830,957	1,446,356
Profit or loss for the financial year	4 -	328,902	384,601
		2,659,859	2,330,957
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	115,000	69,910
Amounts owed to affiliated undertakings			
a) becoming due and payable within one year	7, 9	3,714,500	2,061,500
		3,829,500	2,131,410
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)	=	6,489,359	4,462,367
TOTAL (ON TIME, NEOLINEO AND LIMBILITIES)	=	0,700,000	7,702,007

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY Profit and loss account for the year ended March 31, 2018 (expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2018	March 31, 2017
1. to 5. Gross profit or loss	10	394,392	425,755
11. Other interest receivable and similar income			
b) other interest and similar income		303,025	113,201
13. Value adjustments in respect of financial assets			
and			
of investments held as current assets	5	(29)	(8)
14. Interest payable and similar expenses			
 a) concerning affiliated undertakings 	9	(19,170)	(21,014)
b) other interest and similar expenses	5	(349,316)	(133,333)
16. Profit or loss after taxation		328,902	384,601
18. Profit or loss for the financial year		328,902	384,601

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921) 有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements

As at March 31, 2018

Note 1 - General

Global Funds Trust Company (the "Company") was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name 'Global Funds Company' and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A..

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the "Parent company"), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-9-1, Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its financial statements are expressed in this currency.

Assets and liabilities in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the balance sheet date. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction dates. The exchange gain or loss arising from the translation of foreign currencies is recognised in the profit and loss account in determining the profit or the loss for the year.

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income are recorded on an accruals basis.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Note 3 - Subscribed capital

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 - Profit or loss brought forward

Balance as at March 31, 2016	1,250,104
Previous year's profit	196,252
Dividends declared	
Balance as at March 31, 2017	1,446,356
Balance as at March 31, 2017	1,446,356
Previous year's profit	384,601
Dividends declared	
Balance as at March 31, 2018	1,830,957

Note 5 - Financial assets

Financial fixed assets consist of:

Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	Acquisition	Net Equity
		Cost	March 31, 2018
		(EUR)	(EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	2,307,977

Investments held as fixed assets

Investments held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds.

Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

	March 31, 2018 EUR
Acquisition cost	
at the beginning of the year	3,349
acquisitions during the year	264
disposals during the year	(42)
at the end of the year	3,571
Value adjustments	
at the beginning of the year	(8)
Value adjustments for the year	(21)
at the end of the year	(29)
Foreign exchange impact (*)	(298)
Net value at the end of the year	3,244
Market value at the end of the year	3,986

(*) This amount is included in the caption "Interest payable and similar expenses" of the profit and loss account.

Note 6 - Taxation

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until January 6, 2034. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 - Creditors

As at March 31, 2018, they consist of audit fees and other assurance services fees for an amount of EUR 115,000, fees payable to Global Funds Management S.A. for an amount of EUR 29,500 following two agreements signed between the two entities on January 12, 2015 and September 28, 2016 and the fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 3,685,000 following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014.

The services provided include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

As at March 31, 2017, they consisted of audit fees and other assurance services fees for an amount of EUR 65,000, fees payable to Global Funds Management S.A. for an amount of EUR 23,500 following the two agreements mentioned above, fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 2,038,000 following the same framework agreement mentioned above and other payable for an amount of EUR 4,910.

Note 8 - Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2018 and March 31, 2017.

Note 9 - Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

For the year ended March 31, 2018, the Company paid debit interests on its current accounts opened at Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 19,170 (March 31, 2017: EUR 21,014). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. and Global Funds Management S.A. (cf. Note 7 above).

Note 10 - Gross profit and loss

As at March 31, 2018 and 2017, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2018 EUR	March 31, 2017 EUR
Management fees	8,595,612	9,862,059
Other external charges	(8,201,220)	(9,436,304)
	394,392	425,755

As at March 31, 2018, Other external charges consist mainly of annual fees due to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 7,755,000 following a framework agreement signed between the two entities (March 31, 2017: EUR 8,950,000) and other fees for a total amount of EUR 446,220 (March 31, 2017: EUR 486,304).

Note 11 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 32,975 million as at March 31, 2018 (March 31, 2017: EUR 40,899 million).

4【利害関係人との取引制限】

受益者の利益を害するまたはファンドの適正な資産運営に反するようなファンドに対する取引、例えば管理会社または 受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。

5【その他】

(1) 定款の変更

会社法の規定に従い、かつ会社法の規定により認められる限り、管理会社は、通常決議により基本定款(ただし、会社の名称及び目的に関するものを除きます。)を随時変更または改正することができます。会社法に従い、管理会社は、特別決議により付属定款の全内容または部分的な内容を随時変更または改正することができます。

(2) 事業譲渡または事業譲受 該当事項はありません。

(3) 出資の状況 該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。 管理会社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了します。 管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

マスター・トラスト・カンパニー

(Master Trust Company)

資本金の額

2019年2月末日現在、600,000ユーロ(約7,565万円)(払込済株式資本)

事業の内容

受託会社は、2011年6月8日にケイマン諸島で設立された免除会社です。受託会社は、会社法に基づき、その登録と優良な資産状態を維持しておりかつ維持する見込みであり、またファンドの受託会社としての行為を可能にする銀行および信託会社法に基づく認可を、優良な状態で維持する見込みです。

(2) 保管会社および事務代行会社

名称

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

資本全の額

2019年2月末日現在、28,000,000ユーロ(約35億3,052万円)

事業の内容

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、ルクセンブルグの法に基づき1990年2月2日に公開有限責任会社として設立され、銀行業務に従事しています。

(3) 販売会社および代行協会員

名称

野村證券株式会社

資本金の額

2019年 2 月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2019年2月末日現在、日本国内に156の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4) 投資顧問会社

名称

野村アセットマネジメント株式会社

資本金の額

2019年 2 月28日現在、171億8,035万円

事業の内容

野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、野村グループの持株会社である、野村ホールディングス株式会社の主要子会社です。野村アセットマネジメント株式会社は、野村證券投資信託委託株式会社(1959年設立)および野村投資顧問株式会社(1981年設立)との合併を通じて、1997年10月に設立されました。野村アセットマネジメント株式会社は、直接またはその海外子会社を通じて、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。野村アセットマネジメント株式会社は、日本の金融庁の規制下にあります。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社です。

受託会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。受託会社は、信託証書の諸条件に従い、ファンドの資産に関して全面的な権限および責任を有しています。信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、受託会社は、信託証書に基づき受託会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人(受託会社の関係者を含みます。)に対して委託する権限を有します。受託会社は、受任者または再受任者の行為を監督しなければなりませんが、受託会社は、受託会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律の規定に従い、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

受託会社は、ファンドに関する職務の一部を保管会社に委託します。

受託会社は、ファンドの将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果、返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債をかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

受託会社は、(信託証書に基づく受託会社の権利および職務の適切な遂行において)ファンドの受託者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費(すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。)または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、受託会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因して受託会社が被った訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。受託会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

受託会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。受託会社は、ファンドに関して、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

受託会社は、管理会社および受益者に対する60暦日以上前の書面による通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の受託者の任命後にのみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行ったとき、または(任意か強制かを問わず)清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または受託会社の清算開始日から30日以内に受託会社または管理会社が、受託会社が適切と認める後任の受託者を特定することができない場合、受託会社は、後任の受託者を任命するため、受益者の会議を招集します。上記が満たされない場合、受託会社は、すべてのシリーズ・トラストを償還することができます。

受託会社は、辞任または解任の後も、受託者として行為した期間中において、辞任した受託会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により受託会社に付与された、ファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還遡及権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

(2) 保管会社・事務代行会社

保管会社および事務代行会社は、その登記上の本店を、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)に有しており、ルクセンブルグ大公国の法において、また同法に基づく株式会社として組織された銀行であり、1990年2月2日に設立されました。

保管会社は、随時受領するすべての投資対象を、ファンド用分離口座に記録および保持し、すべての投資対象(投資対象に関する証券および権原に関する書類を含みます。)が保管会社の金庫に保管されまたは安全な保管を行うために自己が適当とみなし指図するその他の方法により保有されるよう手配するものとし、ファンドの口座のために随時受領するすべての現金をファンド用分離口座に保管し、そのようにして受領されたすべての現金を安全に保管する義務を負い、ファンドのための授権された投資を行うためおよびその他の一定の支払のため、受託会社、管理会社、事務代行会社または投資顧問会社の要求によりファンドの口座から現金の支払を行うものとします。保管会社は、投資顧問会社により要求された場合および投資顧問会社の指示に基づき、通貨取引の注文を受け付けることができます。

保管会社は、ファンドに対してその任務を遂行するにあたり、保管会社もしくは保管会社が任命した副保管会社もしくは代理人側がなした故意の不履行、詐欺、もしくは過失によらない作為もしくは不作為について、またはファンドに関する保管会社の職務の履行によって受託会社もしくはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは被害について、受託会社またはファンドに対し責任を負いません。

保管会社は、ファンドに関するその任務を遂行するにあたり保管会社に対して課され、発生しまたは主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費およびあらゆる種類もしくは性質の一切の支出(保管会社または保管会社が任命した副保管会社もしくは代理人側の故意の不履行、詐欺、または過失によるものを除きます。)に関し、ファンドの資産から補償を受けます。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

保管会社は、一または複数の副保管会社を随時任命することができます。ただし、保管会社は、ファンドに関する職 務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された一または複数の副保管会社の報酬および 費用は、ファンドの資産から支払われます。

事務代行会社は、すべての管理業務(会計、純資産評価サービス、受益証券の発行登録、譲渡および買戻しサービス を含みますがこれらに限られません。)を提供し、通常、会計士、登録機関および名義書換代理人が行うその他すべて の管理業務全般を遂行します。

事務代行会社は、ファンドに関する事務代行会社の義務または任務の履行によって受託会社または管理会社が受ける または被る損失または被害について、その従業員または代理人の側に故意の不履行、詐欺、または過失がない場合、責 任を負いません。事務代行会社は、ファンドに関する義務を遂行するにあたり事務代行会社に対して課され、発生しま たは主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費またはあらゆる種類も しくは性質の一切の支出(事務代行会社の側の、もしくはその従業員もしくは代理人の側の故意の不履行、詐欺もしく は過失によるものを除きます。) に関し管理会社によりファンドの資産から補償を受けます。

事務代行会社は、その裁量で、その職務および責務の全部または一部を、いかなる者に対しても委託することができ ます。ただし、委託された者による職務または責務の履行について、事務代行会社が責任を負うものとします。

(3) 販売会社・代行協会員

受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社は、日本における受益証券の募集の目的で、日本の投資家による受益証 券の応募に応じるために、販売会社の指示に従い受益証券を販売会社に販売、発行し、または販売、発行せしめること

代行協会員契約に基づき、代行協会員は、JSDAの規則(その後の改正を含みます。)に規定される日本における代行 協会員としての資格において、以下の業務を遂行します。

- (a) 受益証券1口当り純資産価格を日本において公表すること。
- (b) 適用ある日本の法令またはJSDAの上記規則の規定に基づき随時作成を要求される目論見書、財務書類およびファン ドに関するその他の書類を販売会社に送付すること。
- (c) 受益証券が、JSDAの規則に規定される外国投資信託受益証券の選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、 かつ管理会社に通知すること。
- (d) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随しまたは必要となる行為を、管理会社を代理して行 うこと。

(4) 投資顧問会社

管理会社は、投資顧問会社との間で、ファンドに関し投資顧問契約を締結しました。投資顧問会社は、今後シリー ズ・トラストが設定される場合、投資顧問契約とほぼ類似の条件で投資顧問として任命される可能性があります。

投資顧問会社は、本書に記載の投資目的および投資方針ならびに投資制限に従って、通貨取引(為替先渡取引、通貨 スワップ取引および / またはその他のデリバティブ商品を含み得ます。)を計画および実行し、ファンドの各クラスの 受益証券に関して通貨間の交換を行うことができます。

管理会社は、ファンドの資産のみから、あらゆる被害、損失、債務、訴訟、手続、請求、費用および経費(合理的な 弁護士報酬を含みますがこれらに限られません。)について、投資顧問会社、その従業員、受任者および代理人を補償 します。ただし、投資顧問会社の故意の不履行、詐欺、背信、過失もしくは投資顧問契約の条項の重大な不履行、また は投資顧問契約に基づくその義務もしくは責務の重大な過失、もしくはファンドに関連して投資顧問会社に対して課さ れ、発生しもしくは主張され得る投資顧問契約の条項(本書に記載のファンドの投資方針もしくは投資制限の遵守を含 みます。)の重大な不遵守によるものを除きます。

3【資本関係】

上記に記載された他は、管理会社とその他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1.ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法(2018年改訂済)(以下「銀行および信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法(2018年改訂済)または地域会社(管理)法(2019年改訂済)の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2019年3月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,916 (2,930のマスター・ファンドを含む。)であった。さらに、適用除外を受けるかなりの数の未登録のファンドが存在する。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)およびオフショア・バンキング監督者グループ (銀行規制)のメンバーである。

2.投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法(2019年改訂済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法(2018年改正)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第 4 (4)条のもとで規制を免除されている投資信託とは、その受益権に関する投資者が15 名以内であり、(場合により)その過半数によって投資信託の取締役、受託会社またはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島において設立されたものでない特定の投資信託であって、ケイマン諸島において公衆に対する勧誘を行っているものである。

3.規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を記述した法定の様式(MF3)による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。(下記第3.2項参照)

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託それぞれにより投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を要約して作成された目論見書が法定様式(MF2およびMF2A)とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判を得た者であること、投資信託管理の十分な専門性を有し、かつ健全な評判を得ている者が投資信託を管理すること、投資信託の運営および受益権を募る方法が適切に行われること、ならびに投資信託がケイマン諸島で設立または設定されたものでない場合、CIMAが認可した国または領域において設立または設定されることという

要件を満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラル・パートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

- 3.3 登録投資信託(第4条第3項投資信託)
 - (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
 - (iii) 投資信託が「マスター・ファンド」(ミューチュアル・ファンド法に定義される。)であり、かつ
 - (A) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
 - (b) 上記(i)および(ii)の類型に該当する投資信託は、投資信託とサービス提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず(MF1)、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記(iii)の類型に該当する「マスター・ファンド」の場合には、販売書類が存在しない場合は、かかるマスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず(MF4)、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4.投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ゼネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得しまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制 (2018年改訂済) (以下「マネー・ロンダリング防止規制」という。)または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに 通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に施行されたミューチュアル・ファンド(年次報告書)規則(2018年改正)に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければならない。CIMAは、かかる提出期限を延期することができる。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負う。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとする。

5.投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、または(会社かユニット・トラストかにより)受託会社もしくは投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者として の業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という

法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況において CIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン 諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設 した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条 件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対し て主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規 制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(上記第3.3項参照)に基づき規制されていない場合または第4 (4)条(上記第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得しまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の当該投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリン グ防止規制または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナー(場合による)の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による)、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による)、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6.ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

- 6.1 免税会社
 - (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2018年改正)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最も多く用いられており、以下の特性を有する。
 - (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制 条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓 文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
 - (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
 - (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならず、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。

- (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 発行される株式は、額面株式または無額面株式である(ただし、いずれか一方とする。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i)株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は、資本から株式の償還または買戻し をすることができる。しかし、資本から支払った後においても、会社は通常の事業の過程で支払時期の到来する債 務を支払うことができる、すなわち支払能力を有していなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (I) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務大臣が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に一定の期間内に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者となることができる。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2018年改訂済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、 ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の 居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としない旨宣言した受託者の 法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイ ティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法(2018年改正)(以下「免税リミテッド・パートナーシップ法」という。)である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー(個人、法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。) およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミ

テッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

- (d) ゼネラル・パートナーは、例外的にリミテッド・パートナーシップが積極的に業務に参加するなどの場合を除いては、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行う。リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法律上の義務(パートナーシップ契約においてこれと異なる規定がある場合はそれに従う)を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法(2013年改正)の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) リミテッド・パートナーの氏名および住所、リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップに参加する日付ならびにリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップを終了する日付の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において)維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている住所における登録事務所に、記録を維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、税務情報局法(2017年 改正)に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態 またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにかかる出資金の返金額および返金日を記載した記録を(ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において)維持する。
 - (vi) 有効な通知が交付された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所において維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況に ついて完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間を上限とした期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7.ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー)は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、 罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいる か行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート

- (以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請する ことができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての 行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託が、その投資者もしくは債権者にとって不利益となる方法で業務を行っているかもしくは行おうとし ている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしてい
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な 者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投 資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
 - (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
 - (a)投資信託の免許を取消すこと、または第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投 資信託)に基づく投資信託の登録を取消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を 改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
 - (d)業務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措 置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請す ることができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関し みずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その 選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除して投資信託 の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
 - (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b)選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている業務についての報告 書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告を行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提 供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの 意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもって これに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
 - (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b)投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるよう にグランドコートに申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対し て指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグラン ドコートに申し立てること。

- (e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置 および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることがで
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の 免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立に対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して 投資信託資産からグランドコートが適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おう とすることを停止しまたはファンドが解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託の 免許を取り消すことまたは第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づ く投資信託の登録を取消すことができる。

8.投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出する ように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万 ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日 につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業者として行為するかまたは投資信託管理業を営んで いると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義 務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せら
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知 りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した 者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持 するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立をすることができ、グランドコートはかかる命令を認め る権限を有する。
 - (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたは投資信託管理者が解散に付され もしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
 - (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害 するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにも くろんでいる場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正か つ正当な者ではない場合。
 - (f)上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当 な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投 資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
 - (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主たる事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所 定の年間手数料を支払うこと。
 - CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。 (ii)

- (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。
- 規制投資信託の業務に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- CIMAの命令に従い、名称を変更すること。 (v)
- (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- (vii) 少なくとも 2 人の取締役をおくこと。
- (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
 - (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されて いるすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を 執るよう命令を求めて申立を行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その 選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかる ファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を 行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の業務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものと する。
 - (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b)選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対 して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提 供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
 - (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b)満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
 - CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
 - (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b)投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散され るようにグランドコートに申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができ
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる ファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申 し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すこと
 - (a) 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまったとCIMAが認める
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、 その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMA によっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

- 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行
 - 9.1 CIMAではない以下の者が解散の申立をなした場合
 - (a) 規制投資信託
 - (b) 免許を受けた投資信託管理者
 - (c) 常に規制投資信託である者
 - (d) 常に免許を受けた投資信託管理者である者 CIMAは、申立人から申立書のコピーの提供を受けるものとし、また申立に係る審尋に出頭することができる。
 - 9.2 解散の申立に関連する文書および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者またはこれらの個々の債権者に送付することが要求されている文書についても、CIMAに送付されるものとする。
 - 9.3 CIMAによりかかる目的のため選任された者は以下のことをなしうる。
 - (a) 第9.1(a) 項から第9.1(d) 項に規定される者の債権者集会に出席すること。
 - (b) 譲歩または取決めについて協議するために設置された委員会の会議に出席すること。
 - (c) かかる会議における決定事項に関する建議を行うこと。
 - 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたはその者が支援を受けるためCIMAまたは警察官が合理的に必要とするその他の者に以下のことを授権する令状を発行することができる。
 - (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること。
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して捜索をすること。
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し妨害に対する安全性を確保すること。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし、写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
 - 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
 - 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
 - (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する業務。
 - (c) 投資信託管理者に関する業務。

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば2016年の秘密情報開示法または犯罪収益法(2019年改正)(以下「犯罪収益法」という。)および薬物濫用法(2017年改正)等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合(特に合同監視)。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

(e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散もしくは清算または免許所有者の管財人の任命もしくは 職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11.ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の不法行為責任が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を 信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締 役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって 明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするである う。

11.2 意図的不実証明

民事上の不法行為責任は、事実の欺罔的不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しても生じう る。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるか について注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法(1996年改正)

- (a)契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前 の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信 じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、 本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実 の表明が行われた場合に、契約解除に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次 にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが 可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下のことを 示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が意図的になされた。
 - そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。 (ii)
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わ ずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権 を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c)情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために 表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の 表明となりうる。
- (d)表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったとき は、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたると考えられるため、欺罔による請求権 を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を発生せしめないと考えられるが、現存の事実の表明と なる方法で文言が作成され、それが誤りである場合には、不実の表明となりうる。

11.5 契約責任

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か 誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・ パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと結ぶので、ファンド(または受託会社) は取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が 請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益 を得てはならない。ただし、ファンドによって特定的に授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受け ずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12.ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法 (2019年改正) 第257条

会社の役員(あるいはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の業務について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、その者は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法 (2019年改正) 第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、その者が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13.解散

13.1 会社

会社の解散は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。解散は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという 命令を裁判所に申請する権限をもっている(参照:上記第7.17(c)項)。剰余資産は、もしあれば、信託証書の当該規定 に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:上記第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に従い清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを清算する責任を負っている。パートナーシップの清算後、ゼネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免税リミテッド・パートナーシップ登記官宛に解散届を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島における投資信託に対してまたはケイマン諸島における投資信託により行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して約定を取得することができる(上記第6.1(I)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改訂済)

- 14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改訂済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または 買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務 には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表される ものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算される ようにすること。
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - (iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた 投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 分配金またはその他の配分すべてについて一般投資家向け投資信託の証券から適宜支払の宣言がなされ、かつ確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って 投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者もしくはその インベストメント・アドバイザーが設立文書もしくは目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務もしくは 投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告すること を管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c)管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または承認された法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「承認された法域」とは、犯罪収益法の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止グループによって承認された法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている 保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月 前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に対する証券および権原に関する書類を保管し、 当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資 家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザーおよび運営者の指示を実行す ることを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。

(d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を充分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または 適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「インベストメント・アドバイザー」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関して投資運用業務を提供する ために、当該投資信託によりまたはこれを代理して任命された事業体をいうが、かかる事業体により任命された副 インベストメント・アドバイザーは含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の有価証 券投資事業法(2019年改訂済)別紙2第3項に記載される活動が含まれる。
- (b) インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他サービス提供者に通知しなければならない。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー)の事前の承認を得なければならない。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければならない。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとしてインベストメント・アドバイザーを任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその売却純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載された投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報 および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 現在、本規則は、一般投資家向け投資信託のインベストメント・アドバイザーが、ユニット・トラストまたは会社 のいずれに対して助言を行っているかを区別している。これは、この区別に応じて、インベストメント・アドバイ ザーに対して異なる投資制限が適用されるためである。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合において、本規則第21条(4)項はインベストメント・アドバイザーがかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - (i) 当該一般投資家向け投資信託を代理して空売りを行うすべての証券の総額が当該投資信託の純資産総額を 超える場合、このような証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託を代理して行う借入の総額が当該投資信託の純資産総額の10%を超える場合、このような借入を行ってはならない。ただし、(A)特殊な状況(一般投資家向け投資信託が他の投資信託、投資ファンドまたは他の種類の投資信託スキームと合併される場合を含むがこれに限定されない。)において、12ヶ月を超えない期間については、本項における借入制限を超過することができ、また(B)(I)一般投資家向け投資信託の目的がその証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産(不動産に対する権利を含む。)に投資することにある場合で、かつ(II)当該投資信託の資産の健全な運用の確保または当該投資信託の投資者の権利保護のためにかかる制限を超過する借入が必要であるとインベストメント・アドバイザーが判断する場合においては、本項における借入制限を超過することができる。
 - (iii) 投資会社ではないある会社の株式に関して、インベストメント・アドバイザーが運営するすべての投資信託の投資分とあわせて、かかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (iv) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易でない投資の場合、一般投資家向け投資信託の保有するかかる投資の総額がその純資産総額の15%を超える投資を行ってはならない。ただし、かかる投資対象の評価方法が当該投資信託の目論見書に明確に開示されている場合、インベストメント・アドバイザーによる当該投資対象の取得は制限されない。

- (v) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な 運用に反する取引(インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を 図るための取引を含むがこれに限定されない。)を行ってはならない。
- (vi) インベストメント・アドバイザー自身またはインベストメント・アドバイザーの取締役を相手に取引を 行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合において、本規則第21条(5)項はインベストメント・アドバイザーがかかる会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - (i) 投資会社ではないある会社の株式に関して、当該一般投資家向け投資信託の投資分がかかる会社の議決権 付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託により発行された証券を取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な 運用に反する取引(インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を 図るための取引を含むがこれに限定されない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項において、会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者が以下のいずれかに該当する場合、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項は、一般投資家向け投資信託を代理するインベストメント・アドバイザーがかかる会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者の株式、証券、権利またはその他の投資持分の一部または全部を取得することを妨げるものではない旨が規定されている。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたは他の種類の投資信託スキームである場合。
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンドまたは会社もしくは事業体からなる他の類似の構造もしくは グループの一部である場合。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略の一部または全部を直接的に推進する特別目的事業体である場合。
- (h) インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーを任命することができ、副インベストメント・アドバイザーを任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーが履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該一般投資家向け投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの認可を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表また は配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所にて無料で提供されなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。

- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
- (v) 監査人の氏名および住所。
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)。
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザー、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

(xxii) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の 住所または両方の住所を含む)。

(xxiii)保管会社および副保管会社(下記事項を含む)。

- (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
- (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) インベストメント・アドバイザー(下記事項を含む)。
- (A) インベストメント・アドバイザーの取締役の氏名および経歴の詳細ならびにインベストメント・アドバイザー の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
- (B) インベストメント・アドバイザーのサービスに関する契約の重要な規定。
- (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【その他】

- (1)目論見書の裏表紙に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載します。
- (2)ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用がない旨を目論見書の「投資リスク」の頁に記載します。
- (3)ファンド証券の券面は、原則発行されません。

独立監査人の報告書

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズの受託会社御中

意見

我々は、ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ(以下「ファンド」という。)の2017年10月31日時点の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書(以上すべて米ドル表記)、ならびに重要な会計方針の概要から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ファンドの2017年 10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の財務実績および純資産変動計算書についてすべての重要な点を公正 に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準(以下「ISA」という。)に準拠して監査を実施した。この基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項に詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に準拠して、ファンドから独立した立場にあり、IESBA規程に準拠してその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の根拠として充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する受託会社およびガバナンス経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類の作成および公正な表示に関して、また、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部 統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣はファンドの継続性を評価し、それが適用される場合には、経営陣にファンドを清算するもしくは運用を停止する予定があるか、またはそれ以外に現実的な選択肢を有しない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

ガバナンス責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監督に関して責任を負う。

財務書類および財務書類に対する我々の監査報告書以外の情報

経営陣は、管理および運営、発行済受益証券数の変動表ならびに統計情報から構成されるその他の情報(ファンドの財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の 意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われないかを検討することである。 我々が行った作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。 我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査 手続きを計画および実施し、また、監査意見の根拠として充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚 偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、 偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。
- ・ファンドの内部統制の有効性に関する意見表明のためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・経営陣が採用した会計方針の妥当性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

- ・経営陣が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続性に重要な疑念を生じさせ うる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報 告書において財務書類の関連する開示に対して注意喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を 修正しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来 の事象または状況が、ファンドの継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示して いるかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見についてガバナンス責任者に報告する。

デロイト・アンド・トゥシュ 2018年 2 月15日

EDINET提出書類 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921) 有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Trustee of Nomura Trust - Nomura Alpha Managers

Opinion 6

We have audited the financial statements of Nomura Trust - Nomura Alpha Managers (the "Fund"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at October 31, 2017 and the statements of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in United States Dollars), and a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Fund as at October 31, 2017, and its financial performance and its changes in net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Information Other than the Financial Statements and Auditor's Report thereon

Management is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the Management and Administration, Statement in Changes in Units Outstanding and Statistical Information section, but does not include the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we

EDINET提出書類

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Deloitte & Touche February 15, 2018



独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー 取締役会 御中

財務書類の監査に関する報告書

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(以下「貴社」という。)の2017年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、貴社の2017年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の財務成績およびキャッシュ・フローについてすべての重要な点を公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準(以下「ISA」という。)に準拠して監査を実施した。この基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項に詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に準拠して、貴社から独立した立場にあり、IESBA規程に準拠してその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

その他の情報

経営陣は、経営および運営に関する情報で構成されるその他の情報に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の 意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われないかを検討することである。 我々が行った作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に関する経営陣および取締役会の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類の作成および公正な表示ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う

財務書類の作成において、経営陣は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、経営陣に貴社を清算するもしくは 運営を停止する予定があるか、またはそれ以外に現実的な選択肢を有しない限りは、継続性に関する事項の開示および継続会 計基準の採用に関して責任を負う。

取締役会は、貴社の財務報告プロセスの監督に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

本報告書は、取締役会のためにのみ作成されるものである。我々の監査業務は、監査報告書にて表明することを求められている事項を取締役会に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書または我々が作成する意見に関して、貴社および取締役会以外のいかなる者に対しても責任を引き受けず、また負わない。

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査 手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生 じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは 欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内 部統制を理解する。
- ・経営陣が採用した会計方針の妥当性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせうる 事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書 において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しな ければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状 況により、貴社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査 所見について取締役会に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド 2017年 6 月23日

EDINET提出書類 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921) 有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

Independent Auditors' Report

The Board of Directors
Global Funds Trust Company

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Trust Company (the Company) which comprise the balance sheet as at March 31, 2017, and the profit and loss account for the year then ended and the summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at March 31, 2017 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *Code of Ethics for Professional Accountants* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

Other information consists of Management and Administration information. Management is responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management and the Board of Directors for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Board of Directors is responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

This report is made solely to the Board of Directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Board of Directors those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Board of Directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Board of Directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

ERNST & YOUNG LTD.

EDINET提出書類 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921) 有価証券届出書 (外国投資信託受益証券)

luna	- 23.	2017

独立監査人の報告書

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ 受託会社 御中

監査意見

我々は、ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ(以下「ファンド」という。)の2018年10月30日時点の純 資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書(以上すべて米ドル表記)、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ファンドの2018年10月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動計算書について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準(以下「ISA」という。)に準拠して監査を実施した。この基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項に詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に準拠して、ファンドから独立した立場にあり、IESBA規程に準拠してその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の根拠として充分かつ適切であると確信する。

その他の情報

ファンドの受託会社は、年次報告書に含まれるその他の情報(ファンドの財務書類、財務書類に対する注記およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の 意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われないかを検討することである。 我々が行った作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に関するファンドの受託会社の責任

ファンドの受託会社は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類の作成および公正な表示に関して、また、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うためにファンドの受託会社が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、ファンドの受託会社はファンドの継続性を評価し、それが適用される場合には、経営陣にファンドを清算するもしくは運用を停止する予定があるか、またはそれ以外に現実的な選択肢を有しない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

ガバナンス責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監督に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。 我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査 手続きを計画および実施し、また、監査意見の根拠として充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚 偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、 偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。
- ・ファンドの内部統制の有効性に関する意見表明のためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・経営陣が採用した会計方針の妥当性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

- ・ファンドの受託会社が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続性に重要な疑念を生じさせうる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に対して注意喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、ファンドの継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示して いるかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見についてガバナンス責任者に報告する。

デロイト・アンド・トゥシュ 2019年 2 月20日

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

Independent Auditor's Report

To the Trustee of Nomura Trust - Nomura Alpha Managers

Opinion 5

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Trust - Nomura Alpha Managers (the "Series Trust") which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at October 30, 2018 and the statements of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in United States dollars), and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as at October 30, 2018, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

The Trustee of the Series Trust is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report, but does not include the financial statements, the notes to the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibility of the Trustee of the Series Trust for the financial statements

The Trustee of the Series Trust is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, and for such internal control as the Trustee of the Series Trust determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Trustee of the Series Trust is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and

EDINET提出書類

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibility for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of the Trustee of the Series Trust's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Deloitte & Touche February 20, 2019



独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー 取締役会 御中

財務書類の監査に関する報告書

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(以下「貴社」という。)の2018年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、貴社の2018年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の財務成績およびキャッシュ・フローについてすべての重要な点を公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準(以下「ISA」という。)に準拠して監査を実施した。この基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項に詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に準拠して、貴社から独立した立場にあり、IESBA規程に準拠してその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

その他の情報

経営陣は、経営および運営に関する情報で構成されるその他の情報に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の 意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われないかを検討することである。 我々が行った作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に関する経営陣および取締役会の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類の作成および公正な表示ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う

財務書類の作成において、経営陣は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、経営陣に貴社を清算するもしくは 運営を停止する予定があるか、またはそれ以外に現実的な選択肢を有しない限りは、継続性に関する事項の開示および継続会 計基準の採用に関して責任を負う。

取締役会は、貴社の財務報告プロセスの監督に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

本報告書は、取締役会のためにのみ作成されるものである。我々の監査業務は、監査報告書にて表明することを求められている事項を取締役会に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書または我々が作成する意見に関して、貴社および取締役会以外のいかなる者に対しても責任を引き受けず、また負わない。

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査 手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生 じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは 欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内 部統制を理解する。
- ・経営陣が採用した会計方針の妥当性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせうる 事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書 において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しな ければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状 況により、貴社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査 所見について取締役会に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド 2018年 6 月27日

EDINET提出書類 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921) 有価証券届出書 (外国投資信託受益証券)

Independent Auditors' Report

The Board of Directors
Global Funds Trust Company

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Trust Company (the "Company") which comprise the balance sheet as at March 31, 2018, and the profit and loss account for the year then ended, and the summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at March 31, 2018 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *Code of Ethics for Professional Accountants* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Other information consists of the Management and Administration information. Management is responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and the Board of Directors for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Board of Directors is responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

This report is made solely to the Board of Directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Board of Directors those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Board of Directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Board of Directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

ERNST & YOUNG LTD.

EDINET提出書類 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E27921) 有価証券届出書 (外国投資信託受益証券)

June	27.	2018
------	-----	------